

平成29年度

山梨県包括外部監査報告書

県単独補助金に関する事務の執行について

平成30年3月

山梨県包括外部監査人

税理士 三神治彦

《目 次》

第1章 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件（テーマ）を選定した理由	1
4 監査の対象部署	2
5 包括外部監査の対象期間	3
6 包括外部監査の方法	3
7 包括外部監査の実施期間	3
8 包括外部監査従事者の資格等	3
9 利害関係	4

第2章 包括外部監査対象の概要

1 山梨県の補助金事業の概要	5
2 補助金交付事務について	7
3 県単独補助金の見直しの状況等について	11
4 監査対象の選定	13

第3章 実施した監査手続の概要

1 実施した監査手続	20
------------	----

第4章 監査の指摘及び意見

1 監査結果の概要	21
2 全般的事項に係る監査結果（意見）	21
3 個別事項に係る監査結果（指摘及び意見）	23
（1）国際シンポジウム開催事業費補助金	23
（2）私立学校外国語指導助手活用事業費補助金	28
（3）私立学校運営費補助金	30
（4）私立幼稚園等特別支援教育費補助金	33
（5）私学教職員退職資金造成費補助金	36
（6）私立学校教職員共済業務補助金	39
（7）私学教育振興会活動費補助金	42
（8）専修学校各種学校協会活動費補助金	45
（9）民生委員児童委員大会開催費補助金	49
（10）福祉サービス向上等支援事業費補助金	52

(11) 県社会福祉協議会運営費補助金	57
(12) 民間社会福祉施設等整備資金利子補給金	65
(13) 福祉施設経営指導事業費補助金	69
(14) 地域福祉活動補助金	73
(15) 生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金	78
(16) 軽費老人ホーム事務費補助金	85
(17) 老人福祉施設等施設整備費補助金	89
(18) 介護サービス適正化支援事業費補助金	93
(19) 長寿やまなし振興事業費補助金	95
(20) 認知症介護指導者養成研修事業費補助金	99
(21) 山梨県遺族会事業費補助金	103
(22) やまなし子育て応援事業補助金	106
(23) 在宅重度心身障害者居室整備費補助金	109
(24) 福祉タクシーシステム事業費補助金	113
(25) 介助用自動車購入等助成事業補助金	118
(26) 市町村地域生活支援事業費補助金	123
(27) 心身障害児ホームサーバー派遣等事業費補助金	127
(28) 心身障害児(者)野外療育訓練等事業費補助金	130
(29) 精神障害者措置医療対策費補助金	132
(30) 民間病院協会学術研究等事業費補助金	136
(31) 救急医療損失医療費補てん補助金	138
(32) 甲府市医師会救急医療センター運営費補助金	140
(33) ドクターヘリ運用事業費補助金	142
(34) 臓器移植推進事業費補助金	143
(35) 看護学術研究事業費等補助金	146
(36) 帝京山梨看護専門学校運営費補助金	148
(37) 富士吉田市立看護専門学校運営費補助金	150
(38) 管理捕獲従事者保険料補助金	152
(39) 管理捕獲従事者射撃訓練費補助金	154
(40) ツキノワグマ放獣事業費補助金	157
(41) 運輸振興事業費補助金	159
(42) 信用保証協会運営費補助金	163
(43) 産業振興事業費補助金	167
(44) 海外展示会出展支援事業費補助金	170
(45) 山梨県・タイ王国経済連携推進事業費補助金	172
(46) やまなし観光推進機構事業費補助金	175

(47) 四川省友好促進事業費補助金	178
(48) 職員相互派遣事業補助金	182
(49) 海外技術研修員受入事業費補助金	186
(50) 自治体職員協力交流研修員受入事業費補助金	189
(51) 甲州牛担い手確保支援事業費補助金	192
(52) 農業信用基金協会特別準備金積立補助金	196
(53) 馬術競技場管理費補助金	198
(54) 食肉流通センター施設整備関係補助金	201
(55) フェスタまきば開催費補助金	205
(56) 中山間地域活性化資金利子補給金	209
(57) やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金	211
(58) 建設業若年技能者人材育成促進事業費補助金	214
(59) 青少年育成山梨県民会議助成費補助金	219
(60) 社会教育関係団体活性化事業費補助金	224
(61) 第62回関東地区高等学校PTA連合会山梨大会開催費補助金	228
(62) やまなし若者中心市街地活性化協働事業費補助金	233
(63) 子どもクラブ活性化事業補助金	239
(64) 科学館シャトルバス運行費補助金	243
(65) 県体育協会事業費等補助金	246
(66) スポーツ・レクリエーション祭山梨県実行委員会事業費補助金	249
(67) いきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金	252
(68) 小中学校体育連盟補助金	255

(注1) 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入により表記している。このため、本報告書中の数値は、県の公表数値と端数処理により差が生じている場合がある。また、本報告書中の金額表示は、原則として、消費税等につき税抜金額とする。消費税等につき税込金額で表示する場合には、その旨を記載する。

(注2) 本報告書中の一般会計・特別会計の金額には、公営企業特別会計の歳出金額は含まれていない。

第1章 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県単独補助金に関する事務の執行について

3 事件（テーマ）を選定した理由

補助金は、県民の経済活動を促進し、文化を発展させ、あるいは福祉を充実させることに繋がり、補助金を交付することは地方自治体の役割として大いに期待される場所である。その一方、対価を求めずに交付されるという性質上、その効果が不明確になりがちである。そして、一度創設されると硬直的になり、漫然と継続して既得権益化しやすいという危険も抱える。

そのため、補助金交付の前提となる公益上の必要性は、社会情勢の変化や目的の達成状況、役割分担の明確化、全国水準との比較などの観点から検討されるべきことはもちろん、客観的に認められるものでなければならない。したがって、外部的に検証の機会を設けることには重要な意義がある。

山梨県の平成28年度一般会計歳出予算は約4,662億円であり、このうち、県単独補助金の予算額は約140億円である。県単独補助金は、その経済合理性を含めて県民の強い関心事であることはいうまでもない。また、山梨県は、平成27年12月に県政運営の指針となる「ダイナミックやまなし総合計画」を策定し、効果的な県財政運営を推進するための施策・事業に関するアクションプランの一つとして県単独補助金の見直しを掲げている。

包括外部監査としては、過年度においても補助金がテーマに選定されているが、県単独補助金をテーマに選定した例はないこと、また、上記「ダイナミックやまなし総合計画」の策定後の状況変化を検証する必要もあり、客観的な視点から横断的に県単独補助金の適正な執行を監査することは意義がある判断し、平成29年度包括外部監査のテーマとして選定した。

4 監査の対象部署

- (1) 県民生活部私学・科学振興課
- (2) 富士山科学研究所
- (3) 総務部財政課
- (4) 福祉保健部福祉保健総務課
- (5) 福祉保健部健康長寿推進課
- (6) 福祉保健部国保援護課
- (7) 福祉保健部子育て支援課
- (8) 福祉保健部障害福祉課
- (9) 福祉保健部医務課
- (10) 中北保健福祉事務所
- (11) 峡東保健福祉事務所
- (12) 峡南保健福祉事務所
- (13) 富士・東部保健福祉事務所
- (14) 森林環境部みどり自然課
- (15) 中北林務環境事務所
- (16) 富士・東部林務環境事務所
- (17) 産業労働部産業政策課
- (18) 産業労働部商業振興金融課
- (19) 産業労働部新事業・経営革新支援課
- (20) 観光部観光プロモーション課
- (21) 観光部国際観光交流課
- (22) 農政部畜産課
- (23) 農政部農業技術課
- (24) 中北農務事務所
- (25) 峡東農務事務所
- (26) 峡南農務事務所
- (27) 富士・東部農務事務所
- (28) 県土整備部県土整備総務課建設業対策室
- (29) 出納局管理課
- (30) 教育庁社会教育課
- (31) 教育庁スポーツ健康課
- (32) 教育庁スポーツ健康課国体推進室

5 包括外部監査の対象期間

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じ平成 29 年度及び過年度の実績等も参考とした。

6 包括外部監査の方法

（ 1 ）監査の重点及び着眼点

- ア 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか
- イ 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか
- ウ 補助金額の算定及び交付時期は適切か
- エ 補助事業の実績報告は適切か
- オ 補助交付団体への指導・監督は適切か
- カ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か

（ 2 ）主な監査の手続

- ア 関連諸法令、諸規定、要綱の閲覧、内容検討
- イ 関係部署への事前調査の実施、分析
- ウ 関係部署への質問
- エ 関係帳簿及び証拠書類の閲覧、検討、分析
- オ その他必要と認められた手続

7 包括外部監査の実施期間

平成 29 年 7 月 27 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

8 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	税理士	三神 治彦
包括外部監査人補助者	弁護士	池田 理恵
	税理士・公認会計士	大田和 俊彦
	弁護士	小笠原 亘
	税理士	尾方 智紀
	税理士	五味 さち子
	税理士	末木 徳夫

税理士・公認会計士	鈴木 尚道
税理士	鈴木 博之
税理士	竹花 直子
税理士	藤原 徳仁
税理士	前田 安正
税理士	松野 俊一
税理士	守屋 和徳

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査人補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

1 山梨県の補助金事業の概要

(1) 一般会計歳出予算及び補助金予算の概要

山梨県の平成28年度の一般会計歳出予算は、次のとおりとなっている。(表中の平成27年度については、当初予算が骨格予算であることから、表中の数字は平成27年度6月現計予算を記載。)

平成28年度一般会計歳出予算の規模は、約4,662億円であり、県単独補助金の予算額は約140億円である。人件費(約1,181億円)、公債費(約883億円)、扶助費(約77億円)からなる義務的経費が約2,143億円であることから、それ以外の経費(約2,519億円)に占める県単独補助金の割合をみると、県単独補助金の歳出における重要性は明らかである。

【山梨県一般会計歳出予算(款別)】

(単位:百万円)

款	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
議会費	1,017	1,036	1,029	1,039	1,017
総務費	29,928	35,370	33,474	31,052	34,248
民生費	49,435	51,150	51,176	49,161	54,237
衛生費	22,100	22,340	18,174	17,064	16,532
労働費	4,058	4,508	2,697	2,010	1,772
農林水産業費	28,503	28,332	26,965	22,703	25,218
商工費	42,694	41,587	39,769	36,211	34,633
土木費	60,994	59,346	61,909	52,758	62,372
警察費	21,693	22,484	21,417	21,982	22,077
教育費	93,618	90,795	94,686	91,144	91,857
災害復旧費	3,366	2,737	2,597	2,593	2,630
公債費	85,099	86,217	86,867	88,115	88,493
諸支出金	19,258	17,170	18,279	27,931	31,145
予備費	40	40	40	40	40
合計	461,810	463,117	459,086	443,809	466,278

【山梨県一般会計歳出予算（性質別）】

（単位：百万円）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
行 政 経 費	234,737	230,832	230,455	240,631	246,211
（ 1 ）人件費	120,701	118,908	117,019	118,985	118,131
（ 2 ）扶助費	6,928	6,807	6,906	7,447	7,789
（ 3 ）その他一般行政費	107,108	105,116	106,528	114,198	120,290
投 資 的 経 費	84,783	88,384	83,200	61,799	78,351
（ 1 ）普通建設事業費	81,417	85,647	80,602	59,205	75,720
（ 2 ）災害復旧事業費	3,366	2,737	2,597	2,593	2,630
公 債 費	84,984	86,109	86,751	88,007	88,384
積 立 金	901	925	1,492	1,079	4,742
出 資 金	0	0	150	0	0
貸 付 金	21,853	23,318	25,488	24,097	22,932
繰 出 金	34,510	33,506	31,508	28,153	25,616
予 備 費	40	40	40	40	40
合 計	461,810	463,117	459,086	443,809	466,278

【一般会計歳出予算に占める県単独補助金の予算額の推移】

（単位：百万円）

年度	一般会計 予算額	義務的経費	差引 (-)	県単独補助金 の予算額	割合 (/)
平成 24 年度	461,810	212,613	249,197	15,416	6.2%
平成 25 年度	463,117	211,826	251,291	15,457	6.2%
平成 26 年度	459,086	210,678	248,408	15,954	6.4%
平成 27 年度	443,809	214,441	229,368	13,662	6.0%
平成 28 年度	466,278	214,305	251,973	14,093	5.6%

2 補助金交付事務について

(「補助金交付事務の手引き」を参考)

(1) 補助金の基本原則

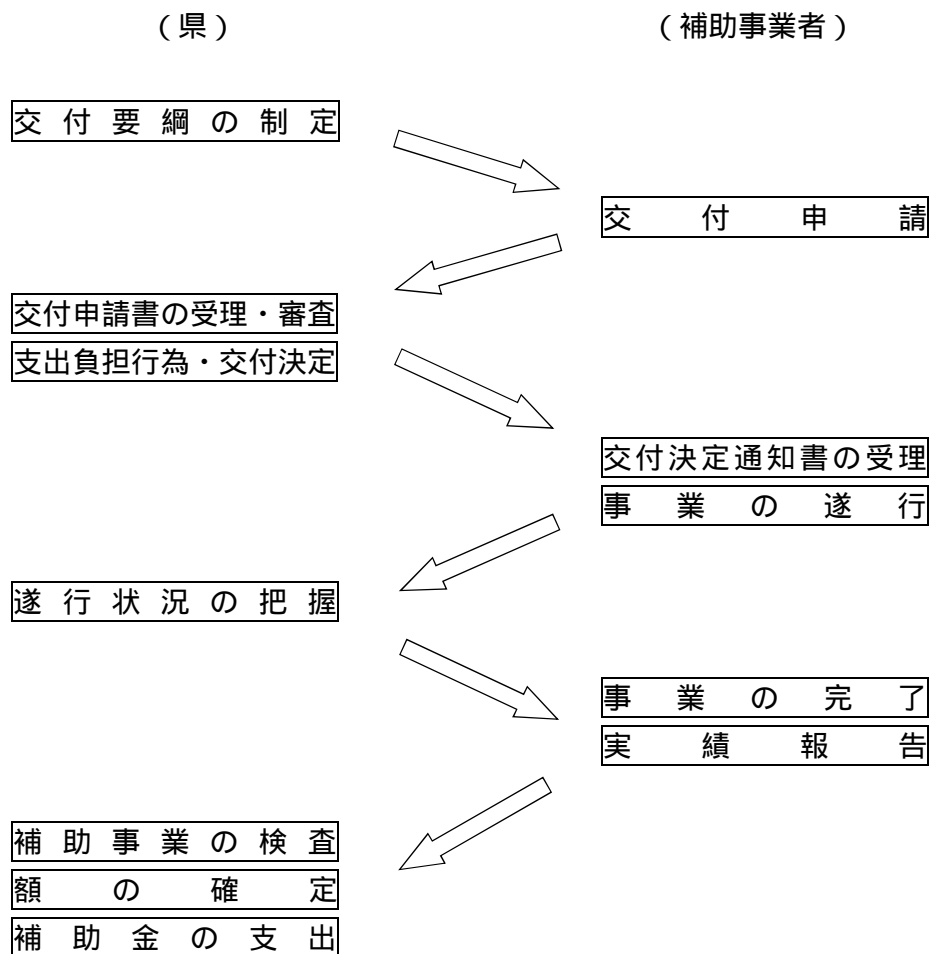
補助金とは、特定の事業、研究等を育成助長するため、県が公益上必要であると認めた場合に、個人・団体・市町村等に対する金銭的援助として交付するものである。補助金等交付規則に規定する補助金等とは、補助金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも必要であると認められなければならないものである。

補助金等に係る予算の執行にあたっては、補助金等が徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

(2) 補助金交付事務の流れ

大まかな流れは次のとおりである。



(3) 交付申請書の受理・審査

ア 交付申請書の受理

補助金等の交付を受けようとする者は、申請書を提出しなければならず、県は、相手方の申請を前提として、個々具体的な場合に依りて補助金等の交付の必要性を判断するものである。申請書の記載事項及び添付書類は、補助金等交付規則第4条に規定されているが、その具体的な内容は個々に定めた要綱に則ることとなる。

イ 交付申請書の審査

交付申請書類及びその添付書類の記載事項等によって、次の事項について確認する。

- ・当該申請に係る補助事業等の目的及び内容が、補助対象として法令、予算、要綱等で定めるところに違反していないか。
- ・補助事業等の目的を達成するため、補助事業等の事業計画、経費の配分等の妥当性・能率性を最小の経費で最大の効果をあげるには、どのような手段が採用されるべきであるかの見地から検討する。
- ・金額（事業費）の算定に誤りはないか。
- ・補助事業者等に補助事業等の事業遂行能力があるか。補助事業者等の自己資金調達見込は確実なものであるか。

(4) 支出負担行為・交付決定

ア 交付決定の手続き

交付決定に当たっては、当該申請に係る補助金等が法令等又は予算で定めるところに違反していないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、補助事業等の達成に支障のない範囲において必要最小限度の額であるか等を慎重に審査したうえで決定する。

イ 支出負担行為伺い

交付決定により、相手方に対して実質的に債務を負担することとなるので、「支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」という地方自治法第232条の3の規定等により、支出負担行為伺いにより交付決定をすることになる。

(5) 事業の遂行・事業の変更

ア 遂行状況の把握

補助事業が適正に遂行されているか確認するため、必要に応じて遂行状況を報告させる。報告の時期や回数等は、必要に応じて交付要綱で定める。

イ 管理監督の強化

補助事業に係る進行管理を適切に行うため、補助事業者に中間での進捗状況の報告を求めるとともに、必要に応じて聞き取りや現地調査を実施する。

(6) 実績報告・額の確定

ア 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の成果を記載した実績報告書に必要書類を添えて知事に報告しなければならない。

補助事業等が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときも同様に実績報告書を提出しなければならない。

実績報告は、補助事業の完了の日もしくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行う。

イ 補助事業の検査

額の確定に当たり、次の事項について適正かを報告書等及び必要に応じて行う現地調査によって確認する。なお、検査に当たっては、事務を担当する職員のほか、担当補佐等が検査に赴くなど複数の職員により検査を行う。

- ・補助事業等の内容をなす事業が完了しているか。
- ・補助事業等の収支計算は適正であるか。
- ・補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか。
- ・帳簿、証拠書類は適正であるか。

ウ 額の確定

検査により、補助事業の成果が交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

エ 是正措置

補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合で、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示する。

(7) 補助金の支出

ア 支出の手続き

補助金の支出は精算払を原則とするが、概算払、前金払のそれぞれの性質に適合す

る限り、いずれの方法によっても支出できることとなっている。この場合、どれを概算払、前金払と見るかは、当該補助金の性格から判断することとなる。

すなわち、補助金の交付金額を補助事業の遂行実績（決算）に基づいて決定するもの（精算補助）は、実績報告に基づく「額の確定」をもって最終的に債務が確定するものであるから、それ以前になされた交付は全て「概算払」となる。現行の補助金のほとんどはこれに属する。

一方、精算補助が補助金の額が未確定であるのに対し、補助金の額が予め定められているもの（定額補助）がある。これには二つの態様がある。一つは、一定の事業を行えば事業費に関係なく一定の補助金を交付する場合であり、他の一つは、相当多額の事業費がかかるが、それを下回る額を補助金の額として予め定めて、事業費がそれ以上かかってもその額で打ち切る場合である。

なお、定額補助であっても、事業と事業費の確認が必要であるので、実績報告書の徴取及び額の確定が不要とはならない。

概算払及びその支出時期については、予算の目的、補助事業等の性質、実施計画、実施状況及び補助事業者等の資金状況等によって判断する。

（８）その他

ア 補助金等の返還

補助金等交付規則第 9 条及び第 15 条の規定により、交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ 他の補助金等の一時停止

補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金を納付しない場合、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

ウ 財産処分の制限

補助金により取得し、又は効用の増加した財産が、補助金の交付の目的に反して処分されては、補助金の本来の目的は達成されないため、補助金等交付規則には財産処分の制限規定をおいている。対象となる財産は次のとおりである。

- ・ 不動産及びその従物
- ・ 機械及び重要な器具で知事が別に定めるもの
- ・ その他知事が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて補助金交付要綱に定めるもの

3 県単独補助金の見直しの状況等について

(「ダイナミックやまなし総合計画(平成27年12月策定)」を参考)

(1) ダイナミックやまなし総合計画について

「ダイナミックやまなし総合計画」は、各部門における県計画の上位に位置する、新たな県政運営の基本指針となるものであり、大きく分けて2027(平成39)年のリニア中央新幹線開業及び開業後の本県の姿等を明らかにする中長期的な構想としての「長期的展望」と、2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに実施する施策・事業に関する「アクションプラン」により構成されている。

「長期的展望」においては、今世紀後半ごろを念頭に本県が目指すべき地域社会の姿とその実現に向けた取り組みの考え方を明らかにしており、更に、アクションプランに基づく施策・事業等を踏まえ、リニア中央新幹線開業時ごろを目途に期待される本県の姿についても具体的に展望している。

「アクションプラン」においては、2015(平成27)年度から2019(平成31)年度までの5年間の計画期間とし、計画期間中に実施する主要な施策・事業の内容や工程等を明らかにするとされており、県政運営の新たな指針として策定されている。

(2) ダイナミックやまなし総合計画における位置づけ

「第4章 アクションプラン 2 行財政改革の絶え間ない推進」には、「限られた財源と人材を最大限に活用しながら、社会経済情勢の変化や県民ニーズに率先して対応し、諸課題の解決に向け創意工夫を凝らす「挑戦する県庁」を創り上げていく必要があるため、県民ニーズの的確な把握に努めるとともに、積極果敢に行動する人づくり・組織づくりや健全で持続可能な財政運営の確保など、絶え間のない行財政改革への取り組みを進めていくと宣言されている。

また、政策推進に当たっての基本的な考え方として、将来の県民負担を軽減し、健全で持続可能な財政運営を確保していくことも必要であり、このため、税込など歳入の確保と県債等の残高の削減、歳出のスリム化を着実に進めるとともに、民間の資金やノウハウなどの活用に積極的に取り組むとしている。

主な施策・事業として、以下のものが掲げられ、県単独補助金の見直しもその一つとされている。

- ・ 税込確保対策
- ・ 県債等残高の削減
- ・ 出資法人改革の推進
- ・ 県単独補助金の見直し
- ・ 県民参加型市場公募地方債の発行

県単独補助金の見直しについては、社会情勢の変化や目的の達成状況、役割分担の明

確化、全国水準との比較などの観点から県単独補助金の不断の見直しを行うとされている。

(3) 県単独補助金の見直しの実施について

財政課では、平成 29 年度予算編成に当たり、「平成 28 年度単独補助金の見直しについて(依頼)(平成 28 年 10 月 13 日付け財第 937 号)」により、各予算担当課に対して、県単独補助金の見直しを指示している。

その中で「見直しの観点」として、次の 5 つの観点を示している。

- ア 補助制度の設立当時と比べ社会情勢が変化している事業について、県の関与の在り方を再度検討し、見直しを行うこと
- イ 役割分担を明確化する観点から市町村や民間団体等がそれぞれ主体的に責任をもって実施すべき事業について、県の関与をなくす方向で見直しを行うこと
- ウ 本県の特殊性が認められる事業を除き、全国の水準を基本に見直しを行うこと
- エ 団体への人件費等に対する補助金について、県や市町村、他の公共セクターの給与水準を基本として見直しを行うこと
- オ 上記ア～エの見直しの観点を踏まえた上で、補助先ごとに見直しの観点を具体的に整理すると次のとおりとなる。

市町村補助金

市町村への補助金については、基本的には市町村が主体性をもって行う事業に対し県が財政誘導、奨励等の観点から補助しているが、厳しい財政環境や地方分権の推進を踏まえ、県と市町村の役割分担や経費負担の適正化の観点から次のとおり見直しを行う。

- ・ 補助事業については、県と市町村の本来の役割分担の原則に立ち返り、特に県が補助する必要性が認められるものに限定するとともに、事業の優先順位の厳しい選択を行うこと。
- ・ 補助目的、補助効果など原点に返った見直しを行うこと。
- ・ 社会情勢の変化により、現状において県が財政負担することが適当かどうか見直しを行うこと。

各種団体等補助金

県行政を補完し、代行し、又は公益性の高い事業を実施している各種団体等については、その事業を行うのに必要な経費の全部又は一部を補助しているが、厳しい財政環境や団体の自立化、活性化の視点を踏まえ、県と各種団体等との役割分担や経費負担の適正化の観点から次のとおり見直しを行う。

- ・ 補助対象事業については、県行政との関係が深く、県民生活の向上に寄与するなど、県の行政施策を遂行する上で必要な公益性の高い事業に限定すること。

- ・ 補助目的、補助効果など、原点に立ち返った見直しを行うこと。
- ・ 社会経済情勢の変化により、現状において県が財政負担することが適当かどうか見直しを行うこと。
- ・ 経常的経費は、本来、自主財源で賄うことが原則であり、運営費の補助は団体の立ち上げに必要なもの等必要最小限に止めること。
- ・ 団体の自立化の観点から、人件費の自己財源化を進めることとし、人件費補助の段階的な見直しを行うこと。

(4) 平成 29 年度当初予算における県単独補助金の見直し結果について

平成 29 年度当初予算における県単独補助金の見直しの結果は、廃止 20 件(150,512 千円)、縮減 30 件(49,987 千円)、その他 3 件(終期設定)となっている。

4 監査対象の選定

県より平成 28 年度当初予算ベースの県単独補助金データ(総件数 330 件、140 億 9,331 万 4,000 円)の提供を受け、次の基準により抽出した 135 件を監査対象とした。

(1) 第一次抽出

次のいずれかの条件に該当するものを抽出した。

- ・ 2000 年より前に創設されている補助金
- ・ 補助率が定額の補助金
- ・ 補助率が 50%を超える補助金
- ・ 補助金の額が 1 億円以上の補助金

(2) 第二次抽出

(1) の条件により抽出した補助金を所属部門ごとに集計して、次の条件に該当するものを監査対象とした。

- ・ 補助金の件数が 5 件以上の所属部門
- ・ 補助金の件数が 4 件以下であっても、補助金額が重要な所属部門
- ・ その他

部局別の補助金件数及び金額は次のとおりである。

県単独補助金を平成 28 年度と平成 27 年度で比較すると、件数に増減は見られないが、金額が 431,084 千円増加している。

総務部と県民生活部の県単独補助金が平成 28 年度と平成 27 年度で大きく変動しているが、総務部所管の県単独補助金を県民生活部へ移管したことが主たる原因である。

【部局別の県単独補助金概要】

(単位：千円)

部	平成 27 年度		平成 28 年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合政策部	5 件	9,182	7 件	249,140	2 件	239,958
県民生活部	14 件	371,057	23 件	3,124,594	9 件	2,753,537
リニア交通局	6 件	233,864	7 件	237,137	1 件	3,273
総務部	19 件	3,181,118	6 件	87,376	13 件	3,093,742
防災局	-	-	4 件	14,827	4 件	14,827
福祉保健部	80 件	5,468,636	83 件	5,535,126	3 件	66,490
森林環境部	39 件	644,834	35 件	658,176	4 件	13,342
エネルギー局	-	-	1 件	5,500	1 件	5,500
産業労働部	35 件	1,659,710	35 件	1,718,946	0 件	59,236
観光部	21 件	252,014	16 件	227,598	5 件	24,416
農政部	58 件	654,867	56 件	699,915	2 件	45,048
県土整備部	15 件	764,005	19 件	1,060,979	4 件	296,974
教育庁	34 件	413,468	34 件	464,739	0 件	51,271
警察本部	4 件	9,475	4 件	9,261	0 件	214
合計	330 件	13,662,230	330 件	14,093,314	0 件	431,084

(3) 監査対象

上記により抽出した監査対象(135件)は、監査対象部署ごとに示すと次のとおりである。

(注1) 出先機関で執行されている補助金もあるが、補助金の制度は本庁で所管しているため、本庁の所属ごとに補助金を記載する。

(注2) 同一部署内で「 」を付けた補助金については、補助金交付要綱が同一であるため、「第4章 3 個別事項に係る監査事項(指摘及び意見)」では集約して記載する。

1) 県民生活部私学・科学振興課

- 若者海外留学体験人材育成事業費補助金
- 若手研究者奨励事業費補助金
- 国際シンポジウム開催事業費補助金
- 私立学校外国語指導助手活用事業費補助金
- 私立学校運営費補助金
- 私立高等学校授業料減免事業費補助金
- 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

- 私学教職員退職資金造成費補助金
- 私立幼稚園教職員退職資金制度補助金
- 私立学校教職員共済業務補助金
- 私学教育振興会活動費補助金
- 専修学校各種学校協会活動費補助金

2) 福祉保健部福祉保健総務課

- 民生委員児童委員大会開催費補助金
- 福祉サービス向上等支援事業費補助金
- 県社会福祉協議会運営費補助金
- 民間社会福祉施設等整備資金利子補給金
- 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金
- 福祉施設経営指導事業費補助金
- 地域福祉活動補助金
- 生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金

3) 福祉保健部健康長寿推進課

- 軽費老人ホーム事務費補助金
- 老人福祉施設等施設整備費補助金
- 介護サービス適正化支援事業費補助金
- 長寿やまなし振興事業費補助金
- 認知症介護指導者養成研修事業費補助金

4) 福祉保健部国保援護課

- 老人医療費支給事業費補助金
- 県単老人医療費支給事務費補助金
- 沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業費補助金
- 海外慰霊巡拝等遺族助成事業費補助金
- 山梨県遺族会活動推進事業費補助金
- 国民健康保険老人医療対策事業費補助金
- 国民健康保険事業奨励補助金

5) 福祉保健部子育て支援課

- 放課後児童健全育成事業費等補助金
- 保育所等特別保育事業推進費補助金
- 地域子ども・子育て支援事業費補助金

- やまなし子育て応援事業補助金
- 子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金
- ひとり親家族医療費助成事業費補助金
- 児童厚生施設等整備費補助金
- 乳幼児医療費助成事業費補助金

6) 福祉保健部障害福祉課

- 重度心身障害者医療費助成事業費補助金
- 在宅重度心身障害者居室整備費補助金
- 福祉タクシーシステム事業費補助金
- 介助用自動車購入等助成事業補助金
- 市町村地域生活支援事業費補助金
- 心身障害児ホームサーバー派遣等事業費補助金
- 心身障害児(者)野外療育訓練等事業費補助金
- 精神障害者措置医療対策費補助金

7) 福祉保健部医務課

- 民間病院協会学術研究等事業費補助金
- 歯科衛生士養成所運営費補助金
- 救急医療損失医療費補てん補助金
- 休日夜間急患診療体制整備費補助金
- 甲府市医師会救急医療センター運営費補助金
- ドクターヘリ運用事業費補助金
- 角膜移植推進事業費補助金
- 臓器移植推進事業費補助金
- 看護学術研究事業費等補助金
- フェスタ看護事業開催費補助金
- 甲府看護専門学校運営費補助金
- 帝京山梨看護専門学校運営費補助金
- 共立高等看護学院運営費補助金
- 富士吉田市立看護専門学校運営費補助金
- 病院内保育所運営費補助金

8) 森林環境部みどり自然課

- 森林体験活動支援事業費補助金
- 管理捕獲従事者保険料補助金

- 管理捕獲従事者射撃訓練費補助金
- 猟友会青年部育成支援事業費補助金
- ツキノワグマ放獣事業費補助金

9) 産業労働部産業政策課

- 小規模事業経営支援事業費補助金
- 中小企業連携組織対策事業費補助金
- 商工団体活性化推進事業費補助金

10) 産業労働部商業振興金融課

- 運輸振興事業費補助金
- 信用保証協会運営費補助金
- 信用保証協会保証料助成事業費補助金
- 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金
- 県単独中小企業設備貸与事業円滑化補助金

11) 産業労働部新事業・経営革新支援課

- 産業振興事業費補助金
- 海外展示会出展支援事業費補助金
- 山梨県・タイ王国経済連携推進事業費補助金
- 水素ステーション設備設置事業費補助金
- 燃料電池自動車導入支援事業費補助金

12) 観光部観光プロモーション課

- やまなし観光推進機構事業費補助金（フィルムコミッション運営費）
- やまなし観光推進機構事業費補助金
- コンベンション等開催業費補助金
- 公益社団法人やまなし観光推進機構への補助金（JCCB会費）

13) 観光部国際観光交流課

- 海外県人会等活動促進事業費補助金
- 四川省友好促進事業費補助金
- 職員相互派遣事業補助金
- 外国人留学生相互派遣補助金
- 海外技術研修員受入事業費補助金
- 自治体職員協力交流研修員受入事業費補助金

○国際交流協会事業費補助金

14) 農政部畜産課

- 甲州牛担い手確保支援事業費補助金
- 農業信用基金協会特別準備金積立補助金
- 馬術競技場管理費補助金
- 食肉流通センター施設整備関係補助金
- フェスタまきば開催費補助金
- 自衛防疫強化総合対策事業費補助金

15) 農政部農業技術課

- 中山間地域活性化資金利子補給金
- 農業近代化資金利子補給金
- 農村住宅資金利子補給金
- 農業経営改善資金利子補給金
- 農業信用基金協会特別準備金積立補助金
- 農業経営基盤強化資金利子助成補助金
- 農業経営負担軽減支援資金利子補給金
- 被災農業者リスクジュール資金利子補給補助金
- 償還円滑化緊急借換資金利子補給補助金
- 雪害対策経営安定化支援資金利子補給補助金
- 農業施設復旧支援対策資金利子補給補助金

16) 県土整備部県土整備総務課建設業対策室

- やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金
- 建設業若年技能者人材育成促進事業費補助金

17) 教育庁社会教育課

- 青少年育成山梨県民会議助成費補助金
- 社会教育関係団体活性化事業費補助金
- 第 62 回関東地区高等学校 P T A 連合会山梨大会開催費補助金
- やまなし若者中心市街地活性化協働事業費補助金
- 子どもクラブ活性化事業補助金
- 科学館シャトルバス運行費補助金

18) 教育庁スポーツ健康課

県体育協会事業費等補助金（事務局運営費）

県体育協会事業費補助金（青少年スポーツ推進事業費）

県体育協会事業費等補助金（境川自転車競技場運営費）

県体育協会事業費等補助金（競技力強化）

県体育協会事業費等補助金（スケート国体等選手強化費）

国体選手派遣費補助金（服装費）

国体選手派遣費等補助金

クレ射撃競技練習場確保事業費補助金

○スポーツ・レクリエーション祭山梨県実行委員会事業費補助金

○いきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金

○小中学校体育連盟補助金

○県高等学校体育連盟補助金

○学校体育団体等関係事業費補助金

○第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会事業費補助金

○平成28年度関東スポーツ推進委員会事業費補助金

○学校保健会事業補助金

○へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送費補助金

19) 教育庁スポーツ健康課国体推進室

○第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会山梨県実行委員会事業費補助金

第3章 実施した監査手続の概要

1 実施した監査手続

(1) 監査対象の選定

「第2章 包括外部監査対象の概要」の「4 監査対象の選定」を参照。

(2) 支出関連資料の検討

県単独補助金について、監査対象となる所属より次の書類を入手、閲覽し、関連法令等への準拠性を確認した。

- ・根拠規定（補助金交付要綱等）
- ・補助金交付申請書（事業計画書等の添付書類も含む）
- ・支出負担行為伺い（変更も含む）
- ・補助金交付決定通知書
- ・実績報告書
- ・額の確定通知
- ・支出命令書
- ・その他必要と認められる資料

(3) 担当所属へのヒアリング

県単独補助金を執行している所属へのヒアリングを行う前に、補助金の見直し、事務手続を所管している総務部財政課、出納局管理課に県の概況についてヒアリングを実施した。

その後、県単独補助金を執行している所属から提出を受けた(2)の書類について検討を行い、生じた疑問点、不明点等について、追加資料の徴収・ヒアリングを実施した。

第4章 監査の指摘及び意見

1 監査結果の概要

本章では、監査手続を実施した結果、本報告書で取り上げることとした指摘及び意見の詳細について述べる。

なお、本報告書においては、監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」、監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」として記載している。

本監査における指摘及び意見については、指摘46件、意見77件である。

指摘及び意見を内容で分類すると次表のとおりとなる。

内 容	指 摘	意 見	合 計
補助対象の適切性、公益上の必要性に関する事項	10件	11件	21件
補助金の申請、決定、交付等の手続に関する事項	4件	2件	6件
補助金額の算定及び交付時期に関する事項	6件	10件	16件
補助事業の実績報告に関する事項	11件	7件	18件
補助交付団体への指導・監督に関する事項	6件	21件	27件
補助事業の効果測定その他に関する事項	9件	26件	35件
合 計	46件	77件	123件

2 全般的事項に係る監査結果（意見）

（1）運営費補助について

今回の包括外部監査で見たとところによると、団体等の維持・存続を目的とする経費（人件費）や施設運営費に対して補助する運営費補助が散見される。

運営費補助は、人件費、事業費等が混在しているため、補助の目的が不明確になりがちであることから、今後の補助金のあり方としては、運営費補助ではなく、原則として事業を実施する上で必要となる経費に対して補助する事業費補助を望む。運営費補助については可能な限り最小限とすることを望む。

（2）補助金交付要綱と実施要綱について

新たに補助金を創設する場合、補助金交付要綱及び補助金実施要綱等を作成し、それに基づき運用するとされているが、補助金交付要綱と補助金実施要綱等に齟齬があり、整合性が図れていないものが散見された。補助金交付要綱と補助金実施要綱等の規定の整備を

行い、整合性を図ることを望む。

(3) 財産の処分制限と書類の保存について

補助金交付要綱では、補助事業により取得した財産の処分等に関して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して処分制限期間を設けている。しかし、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存は一律5年間となっている。5年を超える処分制限期間の財産もあることから、処分制限期間と整合する書類の保存期間を定める必要がある。

3 個別事項に係る監査結果（指摘及び意見）

次のとおり、個別事項の監査結果を報告する。

（1）国際シンポジウム開催事業費補助金（私学・科学振興課）

1 補助金の概要

（1）補助金の目的・趣旨

国内外の研究機関、大学、環境研究団体等との連携、交流を図り、環境研究や環境に関する人、技術、情報の交流を推進するため、環境研究に関する団体等が行う国際シンポジウムの開催に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（2）根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県国際シンポジウム開催事業費補助金交付要綱、山梨県富士山科学研究所国際シンポジウム 2016 実行委員会設置要領、山梨県富士山科学研究所国際シンポジウム 2016 実行委員会事務処理規程

（3）創設年度／終期

平成 17 年／終期なし

（4）補助金対象事業

環境研究や環境に関する人、技術、情報の交流を推進するために実施する「国際学会開催事業」、「国際環境研究シンポジウム開催事業」、「国際環境研究交流事業」であり、知事が必要と認めたもの。

（5）補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、国際学会開催事業、国際環境研究シンポジウム開催事業、国際環境研究交流事業に直接要する経費とする。

補助率は、定額 3,000 千円とする。但し、補助金対象経費が当該定額に満たないときは補助金対象経費の額を上限とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額		4,000	4,000	3,000	3,000	3,000
決算額	国際学会開催事業	-	-	-	-	-
	国際環境研究シンポジウム開催事業	2,833	3,000	2,000	3,000	3,000
	国際環境研究交流事業	1,000	1,000	1,000	-	-

(7) 交付先

山梨県富士山科学研究所国際シンポジウム 2016 実行委員会 (以下「実行委員会」という。)

(8) 実績報告書

補助事業が完了した日 (廃止の承認を受けた場合はその承認の日) から起算して 1 か月を経過した日又は平成 29 年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に事業報告書、収支決算見込書、その他知事が必要と認める書類を添付して報告する。

現地調査等は、事務局が執行機関である山梨県富士山科学研究所内にあるため必要ない。

2 検討

(1) 内部統制上の問題

補助金交付先であるシンポジウム実行委員会での役職と、その補助金執行機関である山梨県富士山科学研究所での役職状況は、次のとおりである。

<委員>

実行委員会での役職	山梨県富士山科学研究所での役職
顧問	名誉顧問
委員長	所長
副委員長	副所長
副委員長	副所長
委員	環境教育交流部 主幹研究員
委員	火災防災研究部 主幹研究員
委員	火災防災研究部 主任研究員
委員	火災防災研究部 研究員
委員	外部団体
委員	外部団体

<事務局>

実行委員会での役職	山梨県富士山科学研究所での役職
事務局長	総務課長
事務局員	環境教育交流部 主幹
事務局員	総務課 副主査
事務局員	総務課 非常勤嘱託
事務局員	環境教育交流部 非常勤嘱託
事務局員	火山防災研究部 非常勤嘱託
事務局員	火山防災研究部 非常勤嘱託
事務局員	火山防災研究部 非常勤嘱託
事務局員	火山防災研究部 臨時職員
事務局員	火山防災研究部 臨時職員

補助事業者である実行委員会は、委員 10 名、事務局 10 名で、そのうち山梨県富士山科学研究所以外の人材は 2 人となっていた。事務局においてはすべて山梨県富士山科学研究所の職員である。

さらに、一連の手続を行っている担当者を確認したところ、次のような役割で手続が行われていた。

【補助金交付先での役割】

内容	実行委員会役職 = 研究所役職
実行委員会での支出の起案	事務局員 = 総務課 非常勤嘱託
実行委員会での支出の承認	事務局長 = 総務課長 事務局員 = 総務課副主査 事務局員 = 環境教育交流部主幹

【補助金交付元での役割】

内容	実行委員会役職 = 研究所役職
起案者	事務局員 = 総務課副主査
各種書類の回議・合議欄	副委員長 = 副所長 事務局長 = 総務課長 (実行委員会無所属) = 臨時職員

(注) 表中「研究所」は「山梨県富士山科学研究所」を指す。

実行委員会事務局長である総務課長及び実行委員会事務局員である総務課副主査に関しては、実行委員会の支出の承認及び県での起案・承認に関わっており、最終決裁を行う副所長は、実行委員会の副委員長を務めている。実行委員会と無関係な立場で回議・合議欄に名前の記載されているのは、臨時職員1人のみであった。また、実行委員会の通帳は、山梨県富士山科学研究所の総務課が取り扱っている。

補助事業に関する一連の手続について、本庁は予算の査定、予算令達等の事務以外は一切関与しておらず、山梨県富士山科学研究所から送付される書類の保管をしているのみである。現行の体制で、当該補助事業の関係書類を詳細に確認できる立場にあるのは山梨県富士山科学研究所のみとなる。

このような状況は、補助金交付元である県と補助金交付先である補助事業者が、一致していると言わざるを得ない。このような「県 = 補助事業者」の体制となっている中で、十分に内部統制の働いた手続が行えるのかという疑問が出てくる。

県によれば、実行委員会の際は実行委員会の人間としてチェックをし、書類を確認する時は山梨県富士山科学研究所の県職員としての見方で確認している、それぞれの立場を両立させて職務に臨んでいる、とのことであった。しかし、それは自己の行った事業について自己でダブルチェックしているに過ぎない。

一般に事業実施の手法として、地方公共団体以外の第三者である個人や団体に対して、事業等への参加、協力を求めて、実行委員会設置による事業の実施を行うことは認められ

る。そして、実行委員会の事務局が県の所管課に設置されて県職員が事務を担当することもありうる。この場合、県職員が実行委員会の構成員として事務を行う行為に対して、委員会の構成員にすぎない、とは言えない。県職員が実行委員会と一定の距離を保ち、対等ないし独立した位置にあることを前提として互いに協働するという関係にもない。

財務に関する事務は、本来、命令権限、記録、保全が適切に分離され、異なる者によって担当されていることが望ましい。一部に権限が集中していると、横領不正が起こるリスクが高まる。よって、職務の分離ができていない現状の体制は、内部統制の欠陥である。

現行の実質的に山梨県富士山科学研究所がシンポジウムを実施しているのと同じ体制は、実行委員会の運営等の事務は県が処理する事務に含まれていると言え、直営で実施しているのと同様の形態である。

事業を実行できる第三者団体を見つける、若しくは事業に直接関与しない機関によるチェックを受ける等、「県＝補助事業者」の体制や内部統制上の欠陥の改善が困難であるならば、当該事業は「直営」の体制で実施することが適切である。

3 指摘及び意見

(指摘) 内部統制の欠陥

補助金交付元である山梨県富士山科学研究所の職員が、補助金交付先であるシンポジウム実行委員会の構成員となっており、かつ事務局となっている。特に事務局は全員山梨県富士山科学研究所の職員であり、「県＝補助事業者」という構図になっている。

「県＝補助事業者」の体制で実績報告書の内容チェックを行うことは、自己の行った事業について自己でチェックしていることに他ならない。

内部統制は、民間企業ではその関係者の果たすべき責任に応じて整備運用される。しかし、行政機関については、税金を負担する住民に対する重い責任があり、費用対効果を考慮しつつも、民間企業以上に厳しい要件を設けて内部統制を整備運用することが必要である。「補助金を交付する側」の立場の人が、同時に「補助金を使う側」の立場に立ち、命令権限、記録、保全を保持している体制は、地方自治体等の行政機関における内部統制の欠陥であり、改善する必要がある。

同時に、実行委員会を設置して補助金の交付を行う形態自体が適当であるかどうかについて検討し、実行委員会として適切な第三者団体を見つける等により「県＝補助事業者」の体制の改善が困難であるならば、当該事業は「直営」の体制で実施することが必要である。

(2) 私立学校外国語指導助手活用事業費補助金 (私学・科学振興課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

総務省、外務省及び文部科学省並びに一般財団法人自治体国際化協会 (以下「CLAIR」という。) の協力の下、県が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者を雇用する県内の私立中学校又は高等学校の設置者に対し、「語学指導等を行う外国青年招致事業」 (The Japan Exchange and Teaching Programme 「JETプログラム」) を推進するため、山梨県内の私立中学校及び高等学校における外国語教育の充実を図ること、国際交流の推進に資することを目的として、予算の範囲内で山梨県私立学校外国語指導助手活用事業費補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県私立学校外国語指導助手活用事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 28 年 / 平成 32 年

(4) 補助金対象事業

県が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」 (The Japan Exchange and Teaching Programme 「JETプログラム」) 。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、補助金交付の対象となる事業に要する経費のうち、プログラム参加者の来日に要する費用、JETプログラム実施に際し、プログラム参加者を雇用する学校法人が支払うCLAIR特別会費、学校法人がプログラム参加者を雇用するに当たり、雇用主として負担する必要経費等の一定の経費とする。

補助率は、補助金対象経費の合計金額の 1 / 2 を限度として、定額とする。なお、補助金対象となる外国語指導助手の人数は、学校法人当たり一人とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	-	1,482
決算額	-	-	-	-	1,396

(7) 交付先

J E T プログラムを活用して外国語指導助手を雇用する学校法人
平成 28 年度に補助金の交付を受けたのは「学校法人伊藤学園」の 1 校であった。

(8) 実績報告書

事業実績報告書を事業完了後 1 か月以内又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに提出する。

補助対象となるすべての経費について領収証の写しの添付を義務付け、補助事業の検査、確認を行っている。

2 検討

(1) 交付要綱作成の遅延

平成 28 年度に補助金の交付を受けた学校法人伊藤学園が採用した外国語指導助手は平成 28 年 7 月 31 日に来日している。したがって、補助事業は平成 28 年 7 月 31 日に始まっている。しかし、「山梨県私立学校外国語指導助手活用事業費補助金交付要綱」は、平成 28 年 9 月 30 日に施行され、平成 28 年 4 月 1 日から適用している。

県では、補助金交付要綱について次のように指針が示されている。

【補助金交付要綱作成の手引き】

第 1 交付要綱の概要

3 交付要綱は、補助事業を実施する前提として必要なものなので、制定時期が事業着手後になることがないようにすること

【補助金交付事務の手引き】

3 交付申請書の受理・審査

(2) 交付申請書の審査

エ 交付申請書は、その補助事業の着手前に提出してもらう必要がある。

交付要綱の作成遅延に伴い、交付申請書は、学校側の補助対象経費の精査、書類の作成、修正等に時間を要し、最終的に平成 29 年 2 月 23 日に提出されていた。

交付要綱が完成していたならば、交付を受ける学校側も対象経費等を補助事業開始前に把握でき、早い時期に交付申請書の提出が可能であったと考えられる。平成 28 年度の一連の手續の遅れは、交付要綱の作成の遅延によるものである。

3 指摘及び意見

(指摘) 交付要綱の作成遅延

交付要綱の作成が遅延していた。交付要綱は補助事業を実施する前提になるものである。交付要綱の制定は、補助事業着手後になることがないように、適正な時期での制定を徹底する必要がある。

(3) 私立学校運営費補助金 (私学・科学振興課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

国の補助対象に含まれていない私立の専修学校及び各種学校に対して、教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する生徒、児童及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図ること、私立学校の運営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達向上を図ることを目的として交付されている。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県私立学校運営費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 52 年 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

私立学校等のうち、国の補助対象に含まれていない専修学校及び各種学校の経常的経費。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、私立学校の教育に係る経常的経費のうち、教職員人件費、教育研究・

管理経費（消耗品・光熱水費・印刷製本費・旅費・賃金・修繕費・通信運搬費・燃料費等）、設備・図書経費（教育研究用機器備品支出・図書支出）とする。

補助率は、国や他の都道府県を参考に、県独自に検討した配分基準を適用している。

（６）補助金の推移（過去５年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	12,680	13,080	13,060	12,270	10,980
決算額	12,680	13,080	13,060	11,980	10,980

（７）交付先

専門学校サンテクノカレッジ、甲府看護専門学校、山梨情報専門学校、専門学校甲府医療秘書学院、優和福祉専門学校、ＡＯＢビューティクリエイト専門学校、山梨秀峰調理師専門学校

（８）実績報告書

補助事業実績報告書を事業完了後 1 か月以内又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出する。県では、実績報告は提出された書面の内容確認により行っている。

2 検討

（１）私立学校振興助成法に規定する学校法人以外の学校法人（以下「準学校法人」という。）の提出書類

山梨県私立学校運営費補助金の交付を受ける学校法人は、山梨県補助金等交付規則第 12 条に定める実績報告書に、山梨県私立学校運営費補助金交付要綱第 9 条に定める収支決算書を添付して提出する。ここで提出が義務付けられているのは、事業年度の経営成績を示す収支決算書のみである。

私立学校振興助成法に規定される学校法人は、同法第 14 条第 2 項の規定に従い、貸借対照表、収支計算書その他財務に関する書類（以下「計算書類等」という。）を所轄庁である県に既に提出している。一方、準学校法人については、私立学校振興助成法に従って計算書類等の提出が義務付けられていないため、山梨県私立学校運営費補助金交付要綱第 9 条に従い収支決算書のみが提出されている。

しかし、収支決算書は、学校法人会計基準等、法令等に定める計算書類の一部にすぎない。補助金の交付手続の中で、収支決算書の入手のみでなくすべての財務に計算に関する書類を入手することによって、各学校法人が法令を遵守し、学校法人としてやるべき一連の手続を怠らずにやっているかを判断できる。また、補助金交付先への指導・監督をする資料となる。

私立学校振興助成法に規定する学校法人については、私立学校振興助成法に従って、計算書類等を別途提出し、私学・科学振興課において財務状況等を判断できる状況にあるため、改めて提出を求めることを省略するのは問題ない。しかし、現行、準学校法人については、私学・科学振興課において収支決算書のみを入手しているため、貸借対照表のような財産状況等の判断ができる資料がない。私立学校振興助成法に規定する学校法人に比し、同じ制度により交付される補助金を受けているにもかかわらず、財務状況の健全性等を確認するために必要な計算書類が不足していることとなる。

当該補助金は、教育条件や管理運営が適切な環境にある学校に対して交付され、私立学校の健全な発達向上を図ることに役立てられなければならない。したがって、健全な学校経営が期待できない学校に補助することは適切ではなく、決して学校の赤字や債務超過を補うものであってはならない。

補助金の交付を受けるからには、例外なく同等に財務状況を判断できる書類に基づいて補助金交付の可否を判断する必要がある。準学校法人については、補助金交付申請時に、準学校法人の財務状況を判断する前年度末決算状況が分かる計算書類等の提出を求めることが望ましい。計算書類等を県に提出していない準学校法人に対しては、私立学校振興助成法に規定する学校法人と同様に、貸借対照表等の計算書類等を、交付申請時に山梨県私立学校運営費補助金交付要綱第6条第4号の規定に定める「知事が必要と認める書類」として提出を求めることを望む。

3 指摘及び意見

(意見) 交付申請時の提出書類の追加

私立学校振興助成法に規定される学校法人については、貸借対照表、収支計算書その他財務に関する書類を所轄である県に既に提出している。一方、準学校法人については、収支決算書のみを入手しているため、貸借対照表のような財産状況等の判断ができる資料がない。

準学校法人については、私立学校振興助成法に規定する学校法人に比し、同じ制度により交付される補助金を受けているにもかかわらず、県への提出書類が不足していることとなる。

準学校法人については、補助金交付申請時に、学校法人会計基準に準じて作成した計算書類等の提出を義務付け、山梨県私立学校運営費補助金交付要綱第6条第4号の「知事が必要と認める書類」の規定の適用により、学校法人会計基準に準じて作成した貸借対照表等の計算書類の提出を義務付けるよう改善することを望む。

(4) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金（私学・科学振興課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

国では障害のある幼児の受入れや長時間の預かり保育を実施する幼稚園に対して支援を行う地方公共団体の経常費等助成等に対して、「私立高等学校等経常費助成費等補助」を行っている。

県では、国の「私立高等学校等経常費助成費等補助」と合わせて単独事業として、「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」を実施している。単独事業である「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」は、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）への就園を推進すること、心身障害幼児の就園する私立幼稚園等の障害児教育の内容を充実させることを目的として予算の範囲内で私立幼稚園等特別支援教育費補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成2年 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

日々通園可能な満3歳から小学校就園の始期に達するまでの心身障害幼児を就園させている学校法人立の私立幼稚園等設置者に係る経常的経費を補助対象とし、心身障害幼児に係る特殊教育に継続的に取り組んでいること等一定の条件を満たした者とする。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、心身障害幼児を就園させることに必要な経常的経費とする。

補助率は、対象幼児1人受入れに対して、196千円の定額とする。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	784	1,372	1,372	784	392
決算額	784	1,372	1,372	784	392

(7) 交付先

平成28年度の交付先は、市川南幼稚園、認定こども園貢川幼稚園の2法人

(8) 実績報告書

事業実績報告書を事業完了後1か月以内又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出する。

対象幼児の在籍確認は交付申請時に既に行っている。したがって、実績報告時には、添付書類である事業実績書、資金収支決算書及びその他知事が必要と認める書類の内容の確認が主な作業となる。

2 検討

(1) 提出書類への記載内容

補助金の交付を受ける私立幼稚園等は、私立学校振興助成法第14条第2項の規定に基づき、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成している。そして、収支予算書及び所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を所轄庁に提出することが義務付けられている。

そこで補助金事業に関わる提出書類を見てみると、交付申請時に提出された事業実施計画書及び資金収支予算書には、「上記は平成28年度資金収支予算書からの抜粋であることを証明します。」との記載、実績報告時に提出された事業実績書及び資金収支決算書には、「上記は平成28年度資金収支決算書からの抜粋であることを証明します。」との記載があった。しかし、私立学校振興助成法第14条第2項に規定する計算書類等は、当該補助金の一連の書類の中には含まれていなかった。

県によると、計算書類等は私立学校振興助成法の規定に基づく計算書類等は、県が提出を受けて私学・科学振興課で保管をしており、財務の健全性等は把握できる状況にあるた

め、補助金交付のために改めて計算書類の提出は求めていないとのことであった。

私学・科学振興課において計算書類を保管している状況にあることを鑑みると、同じ部署に同様の書類の提出を求めることは、受給者の負担増に繋がる。したがって、添付書類の省略については一定の理解ができる。

しかし、「関係書類の抜粋」である旨の記載に留まっていると、補助金が私立学校振興助成法に義務付けられている一連の書類の提出をして交付されていることが一見してわかりにくい。

補助交付団体は、助成を受けるからには法令等に定める必要な書類を例外なく準備することが原則である。また補助金を交付する県は、補助事業ごとに私立学校振興助成法に規定するすべての必要書類を補助交付団体に求めるのが原則である。私学・科学振興課において既に一連の計算書類等の提出を受けており、添付書類の増加による受給者の負担を考慮して書類の提出の省略を認めるならば、補助金交付団体に私立学校振興助成法に基づいて助成を受けていることを意識付け、法令遵守をしていることを補助事業に関わる提出書類の上で明らかにするため、抜粋である旨の証明文の記載に留まらず、私立学校振興助成法に規定する計算書類等を県に提出している旨、法令遵守をした上で補助金の交付を受ける旨がわかる記載をすることにより、提出書類の省略を認めることが望ましい。

(2) 補助交付団体への指導・監督の状況

市川南幼稚園については、実績報告時に提出された事業実績書及び資金収支決算書が、交付申請時に提出された事業実施計画書及び資金収支予算書と全く同一の内容となっていた。

支出が計画時と実績が全く同じとなることは考えられず、事業実績書の記載内容の信憑性が疑われることは明らかである。実績報告書の内容を審査し、計画と実績が同様の内容となっている等の事実があった場合には、補助交付団体への指導や、必要に応じて再提出を求めて、補助事業に対する県のチェック機能を強化する必要がある。

3 指摘及び意見

(意見1) 提出書類への記載内容の改善

私立学校振興助成法に基づき提出された計算書類等は、私学・科学振興課に保管されているため当該補助金事業の一連の書類の添付書類としては省略されている。本来は、補助事業ごとに私立学校振興助成法に規定するすべての必要書類の補助交付団体に求めるのが原則であるが、受給者の添付書類の増加に伴う負担増を考慮して省略することは認められる。

しかし、補助事業に関わる提出書類に「関係書類の抜粋」である旨の記載に留まっていると、補助金が法に定める一連の書類の提出をして交付されているか否か一見してわかりにくい。法令遵守をしていることを補助事業に関わる提出書類上で明らかにするために、関係書類の抜粋である証明文の記載に留まらず、法令遵守をした上で補助金の交付を受ける旨がわかる記載をもって、提出書類の省略を認めることを望む。

(意見2) 補助交付団体への指導等の強化

平成28年度の実績報告書で予算と同じ数値の記載された実績報告が確認された。支出が予算とまったく同じということは通常考えられず、実績報告書の信憑性が疑われることは明らかである。書類の形式的な確認に留まらず、交付申請書等と照合して、実績報告の内容を確認し、間違った書類の提出があった場合には、補助交付団体に適切に指導等を行うことにより県の補助事業に対するチェック機能を強化することを望む。

(5) 私学教職員退職資金造成費補助金(私学・科学振興課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

私学教職員退職金制度を運用する公益社団法人山梨県私学教育振興会(以下「振興会」という。)が行う退職資金給付事業に対して補助することにより、私学教職員の負担軽減、待遇改善を図り、優秀な人材の確保を促進することを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県私学教職員退職資金造成費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

昭和42年/終期なし

(4) 補助金対象事業

私立学校教職員退職資金制度を運用する振興会の退職給付事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、標準給与月額の内額とする。

補助率は、36 / 1000 とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	71,313	67,717	68,925	69,034	70,511
決算額	67,606	66,826	68,925	67,907	70,350

(7) 交付先

公益社団法人山梨県私学教育振興会

(8) 実績報告書

事業実績報告書を事業完了後 1 か月以内又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに提出する。県で行う実績報告の確認作業は、振興会より報告された退職金の支給対象人数及び平均給与月額を適用して正しく標準給与月額が計算されているか計算チェックをすることである。

振興会と各学校等の間で交わされている書類の確認等の現地調査等を行われていない。

2 検討

(1) 補助事業の実績報告方法と過去の補助金額の誤り

当該補助事業の補助金額が適正に算出されるためには、計算の基礎となる「退職金の支給対象人数」を正しく把握し、「支給対象人数 × 平均給与月額 = 標準給与月額総額」を正しく算出する必要がある。そして、適正に算出された標準給与月額総額に補助率 36 / 1000 を乗じて補助金額を算出する。

県では計算の基礎となる退職金の支給対象人数の把握について直接確認を行っていない。県によると、計算の基礎となる支給対象人数の把握は、振興会と学校との間で適正に行われているので、県が関与する必要がないとのことであった。

しかし、平成 29 年 5 月 12 日、振興会より「平成 28 年度山梨県教職員退職資金造成補助金実績報告書の一部修正について」が提出された。修正内容は、錯誤にて退職資金給付事業の支給対象人数に含まれない非加入者を加入者として含めていたことが判明したため、平成 28 年度の補助金額は、161 千円減額となった。また、過年度に遡って平成 27 年度においても同様の錯誤があり、153 千円減額となった。

県は、この補助金過大給付に対して、補助金の返還を求めるとともに、今後、各私立学校と振興会との間での相互確認を徹底するという改善を振興会に求めている。しかし、県で直接支給対象者数の確認等を行うことはせず、振興会が算出した補助金額の再計算に留まっている。県によると、当該補助金は、私立学校教職員退職資金制度に加入して掛金を納入している場合に交付される補助金であることから、補助金を多く受けることは、学校側の私立学校教職員退職資金制度に対する負担金の額を増加させることに繋がるので、過大な報告がある可能性は低く、県が直接個別に支給対象者の確認を行わなくても、補助金額の算定は適正に行われていると判断しているとのことであった。

しかし、支給対象者数が実際に正しいかは、当該補助事業特有の作業であり、故意の過大申請に対する可能性については、「学校側の負担金の増加」という要因が歯止めをかけるとしても、「過失」に基づく間違いが起こる可能性は皆無にならない。

平成 27 年度及び平成 28 年度の補助金の過払いは、退職資金給付事業への非加入者を加入者に含めたことが原因である。

今後、補助金の計算誤り、それによる過払いの再発を防止するため、県として 振興会が現状、どのように確認する方法を取っているのかを把握し、その方法の有効性を評価した上で、過払いの再発を防止の対策を講じるよう振興会を指導し、かつ、県としても効率的・効果的なチェック手段等を検討することにより、正確に補助金額が算定される体制を確立する必要がある。

なお、振興会に対しては、「山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金」も交付されており、当該補助金と同様の制度設計となっている。したがって、当該補助金と同様、正確に補助金額が算定される体制作りが必要である。

3 指摘及び意見

(指摘) 補助金額の算定に対するチェック体制の見直し

平成 27 年度及び平成 28 年度に補助金の過払いが判明し、平成 29 年度に返還を受けた。これは、学校からの申し出により、その事実が判明した。補助金額の算定を振興会に一任しており、県のチェック機能が働いていなかったためである。

県として、振興会が作成した内部資料の再計算に留まらず、振興会で現状どのようにチェックする方法が決められているかどうか等の現状把握をし、その方法が有効なものかどうかといった有効性の評価をした上で、補助金の過払いが再び発生しないように振興会を指導し、その中で県としても、支給対象人数の確認を県が直接行う等、効率的・効果的なチェック手段を検討して正確に補助金額が算定される体制を確立する必要がある。

なお、「私立幼稚園教職員退職資金制度補助金」についても、同様の検討が必要である。

(6) 私立学校教職員共済業務補助金(私学・科学振興課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の実現を図る目的で設立されている。

そこで、事業団に掛金を納付する学校法人及び教職員の長期給付掛金の負担の軽減を図るため、標準給与の総額の1,000分の8を限度として、予算の範囲内で事業団に補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県私立学校教職員共済業務補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

昭和43年/終期なし

(4) 補助金対象事業

事業団が行う共済業務に要する費用。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、私立学校幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校に係る標準給与総額とする。

補助率は、8/1000とする。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	38,080	38,634	39,775	41,044	43,892
決算額	37,347	38,634	39,722	41,044	43,590

補助金額は、過去5年間の推移を見ると、毎年増加していることがわかる。これは、加入者の増加、私立学校の標準給与の逡増による給与及び賞与の増加のためである。

(7) 交付先

日本私立学校振興・共済事業団

(8) 実績報告書

会計年度終了後30日以内に私立学校教職員共済業務補助金実績報告書及び精算書を知事に提出する。

補助金額の算定の基礎となる「基準報酬月額」及び「加入者数」の確認と、基準報酬月額に加入者数を乗じたときの計算があっているかの確認を行っている。

2 検討

(1) 「山梨県私立学校教職員共済業務補助金交付要綱」の内容

県では、出納局管理課より「補助金交付要綱作成の手引き」(以下「手引き」という。)を作成し、新規に補助金等交付要綱を作成する場合に手引きを参考にすること、及び既に作成されている交付要綱で手引きと異なる部分がある場合には、手引きに則って必要に応じて改正を検討することを定めている。

手引きの中で、交付要綱の内容について補助金交付の目的を次のとおり明記することと規定している。

【補助金交付要綱作成の手引き】

第2 交付要綱の内容

1 補助金等の交付の趣旨

(1) 第1条を「趣旨」とする場合には、補助金を交付する者(知事、教育長、警察本部長等)がどのような理由で補助金を交付するのか、目的を明確に示す。そのうえで、補助金等交付規則が当該要綱によって補助金が交付される旨を明記する。

(2) 第1条を「通則」とする場合は、通常、既に国庫補助金交付要綱や実施規定等により事業そのものが別に定められている場合や国庫補助金交付要綱の記載例にならって要綱を制定する場合と考えられ、第1条では補助金が補助金等交付規則及び本要綱によって交付される旨のみ明記し、補助金の目的については第2条において明記する。

この点に関して、「山梨県私立学校教職員共済業務補助金交付要綱」においては第1条及び第2条は次のとおり規定されている。

【山梨県私立学校教職員共済業務補助金交付要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、私立学校教職員共済法第35条第4項の規定による補助金の交付に関して、山梨県補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象及び交付額)

第2条 この補助金は、県内に学校を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人及び同法第64条第4項の法人(法附則第10条の規定による学校法人とみなされるものを含む。)並びにこれらから給与を受けるもの(法第14条第1項各号に掲げる者を除く。)の長期給付掛金の負担の軽減を図るため、法第22条の規定により定める標準給与の総額の1,000分の8を限度として、予算の範囲内で日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)に交付する。

第1条を一読しただけでは、補助金本来の目的が判明せず、第2条まで読み進むと補助金の目的がわかる記載となっている。「通則」とすべき内容が「目的」として記載され、「補助対象及び交付額」の内容に目的が混在している。

3 指摘及び意見

(意見) 交付要綱の修正

現在の「山梨県私立学校教職員共済業務補助金交付要綱」は、第1条(目的)を一読しただけでは、補助金本来の目的が判明せず、第2条まで読み進むと補助金の目的がわかる記載となっている。「通則」とすべき内容が目的として記載され、「補助対象及び交付額」の内容に目的が混在している。第1条を「通則」とし、第2条を「目的」として記載する等の改善することが、他の補助金交付要綱との統一性が図られ、わかりやすい記載となる。

「補助金交付要綱作成の手引き」に沿って、現行の「山梨県私立学校教職員共済業務補助金交付要綱」の目的について、よりわかりやすく修正をすることを望む。

(7) 私学教育振興会活動費補助金 (私学・科学振興課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

県内の私立学校を会員とし、各私立学校間の連携を図るための重要な役割を担っている公益社団法人山梨県私学教育振興会 (以下「振興会」という。) に対し、県内の私立学校間の協調と連携を図り、もって私学教育の健全な発達向上に資することを目的として、振興会が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において運営費補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県私学教育振興会活動費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 14 年 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

幼稚園及び小・中・高等学校における教育環境の充実及び向上に資するための資金貸付事業、教職員に対する研修、講習等を通じて専門的知識、技能等の普及や人材育成を行う事業等。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、振興会が実施する私立学校教育の振興事業に要する経費 (経常費用合計 (公益事業会計) のうち、別途補助金対象となる退職資金給付事業を除いた事業) とする。

補助率は、6,000 千円の定額とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
決算額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

(7) 交付先

公益社団法人山梨県私学教育振興会

(8) 実績報告書

事業完了後1か月以内又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出する。書類の確認によって実績を把握している。

2 検討

(1) 定額補助金の検討の必要性

振興会への補助金は、毎年6,000千円の交付が継続している。

補助金対象経費は、公益事業会計のうち、前述のとおり、退職資金給付事業を除く「振興会が実施する私立学校教育の振興事業に要する経費」となっている。

【補助金対象経費の算出方法】

$$(A) \text{ 補助金対象経費} = (B) \text{ 公益事業会計} - (C) \text{ 小中高退職資金給付事業} \\ - (D) \text{ 幼稚園退職資金給付事業}$$

そこで、補助金対象経費の過去5年間推移を見てみると、次のとおりとなっている。

【補助金対象経費の推移】

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(B)	362,527	467,757	436,586	481,037	488,059
(C)	235,132	303,999	269,920	285,291	281,181
(D)	84,425	146,439	150,886	179,758	190,593
(A)	42,970	17,318	15,780	15,988	16,285
前年度比	-	40.3%	91.1%	101.3%	101.8%

補助金対象経費は、平成24年度から平成25年度において前年度比約40%と減少しており、平成25年度以降、平成24年度の水準に達していない。しかし、補助金額は定額となっている。

長期間定額で継続している補助金については、補助金の効果の程度、またその必要性の有無が問題となる。振興会は、私立学校に対し、全国組織である日本私立学校振興・共済事業団よりも低利率で貸付事業を行っている。これまで山梨県内の私立学校に対し、施設

の整備や耐震工事のための貸付を 300 件以上実施しており、県内私立学校の教育環境の整備に寄与してきている。また、私立学校職員に対しては、退職金給付事業により退職資金の財源を確保し、安定した退職金制度を整備して福利の増進を図るとともに、新任・中堅教員研修や研究大会、講演会等の研修事業を通じて資質向上の機会を提供している。これらの事業により、県の主要施策である「私学教育の振興」への振興会の役割の重要性は高く、今後の少子化等により会費収入の減少という課題を鑑みると、補助金の必要性は認められる。

しかし、毎年同額の補助金が長期間継続すると、同額の補助金を受けることが当然のことのように既得権益化し、交付先の団体が自立して運営するための自助努力を怠る要因となるおそれがある。

そこで、同額の補助金が継続していることについて確認したところ、以前は定額で 5,500 千円補助しており、2002 年以降定額で 6,000 千円補助するようになり、現在まで継続しているとのことであった。改定前の 5,500 千円と現在の 6,000 千円の補助金額の根拠は、県の OB である事務局長 1 人分の人件費で、当該補助金の効果を「補助金が振興会の運営に役立てられること」と設定し、用途は人件費以外の運営費にも使用することを認めているので、人件費補助ではなく運営費補助であるということであった。

補助金額の算出基準として事務局長 1 人分の人件費を用いているが、補助金対象経費は退職資金事業以外の振興会に関わる全般的な経費が含まれており、かつ、毎年増減しているにもかかわらず、事務局長 1 人分の人件費を補助金額となっている。

事務局長 1 人分の人件費を基準として長期間金額の検討が行われず、補助金額が毎年同額になっていることは、合理的根拠がない。運営費補助であったとしても、県 OB 職員の人件費補助との誤解を招くおそれがある。

また、翌年度の 5 月に補助金額が確定されるが、この段階では振興会の決算は確定していないため、実績報告書に添付する計算書類等は見込額による決算書類の提出を受けている。山梨県私学教育振興会活動費補助金独自に必要な作業は「補助金対象経費」の算出であるが、見込額を用いて補助金対象経費を算出し定額の 6,000 千円を支給するのであるから、結果として特に補助金対象経費の計算の正確性は求められない。

公益上重要な補助金であるならば、事前に振興会が実施したい事業計画を所管課で検討した上で、補助金額の算定について、補助金対象経費である私立学校教育の振興事業に要する経費に対してどれだけ補助することが妥当か合理的な算定基準等により決定する仕組みを確立することを望む。

3 指摘及び意見

(意見) 長期間継続している定額補助の見直し

当該補助金の目的は運営費補助とされているにもかかわらず、事務局長1人分の給与を基準とする根拠が明確でないまま、事務局長1人分の人件費を補助金額とすることが長期間継続している。定額の補助金を交付することが慣例となると、交付先では補助金ありきの事業計画となり、自助努力を怠る危険性がある。当該補助金の効果は「補助金が振興会の運営に役立てられること」とされるが、実際の運営費の多寡にかかわらず定額の補助金となっているのであるから、結果として、当該補助事業に「費用対効果」を考える効果測定の視点がなくなり客観性に欠ける。またこれは、運営費補助ではなく、県OB職員の人件費補助との誤解を招く原因となる。

したがって、当該補助金について、その必要性を検討し、必要性が認められるならば、事業を行うに必要な経費を精査して見積もり、合理的な基準等により補助金額を決定することを望む。

(8) 専修学校各種学校協会活動費補助金(私学・科学振興課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

県内の専修学校及び各種学校(以下「専各学校」という。)間の協調と連携を図ること、専各学校教育の健全な発達向上に資することを目的として、県内の専各学校を束ねる団体として重要な役割を果たしている一般社団法人山梨県専修学校各種学校協会が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県専修学校各種学校協会活動費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

昭和56年/終期なし

(4) 補助金対象事業

専各学校教育に関する調査、研究に関する事業、専各学校教育に関する研究会、講演会の開催、専各学校の教職員の資質向上に関する事業等、その他この法人の目的を達成する

ために必要な事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、専各協会が実施する専各学校教育の振興事業に要する経費とする。
補助率は、700 千円の定額とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	700	700	700	700	700
決算額	700	700	700	700	700

(7) 交付先

一般社団法人山梨県専修学校各種学校協会 (以下「専各協会」という。)

(8) 実績報告書

県は、事業報告書、収支決算書等が添付された実績報告書類の確認により、専各協会の実績と補助事業実施内容を確認している。

2 検討

(1) 補助金額の検討の必要性

専各協会への補助金は、毎年 700 千円の交付が継続している。定額の補助金については、補助金の効果の程度、また、その必要性の有無が問題となる。

専各協会の平成 28 年度決算報告書を確認したところ、次のとおりとなっている。

【平成 28 年度専各協会決算報告書】

【収支計算書】

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

事業活動収支の部	
事業活動収入	
会費収入	1,090
補助金等収入	700
雑収入	46
事業活動収入合計	1,836
事業活動支出	2,163
事業活動収支差額	326
投資活動収支の部	
投資活動収支差額	0
財務活動収支の部	
財務活動収支差額	0
当期収支差額	326
前期繰越収支差額	492
次期繰越収支差額	166

【貸借対照表】

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	185	仮受金	20
流動資産合計	185	流動負債合計	20
資産合計	185	負債合計	20
		正味財産の部	
		一般正味財産	165
		正味財産合計	165
資産合計	185	負債及び正味財産合計	185

現金預金残高は 185 千円、正味財産は 165 千円となっている。また、補助金等収入 / 事

業活動収入合計 = 38.1%で、補助金以外の収入は会費が占めている。専各協会に対する県からの補助金は、事業遂行の財源基盤となっていることが推測できる。したがって、専各協会への補助金の必要性について一定の理解ができる。

しかし、毎年消費者物価等が変動する中で、専各協会の事業に要する費用も変動するにもかかわらず、長期間金額の検討が行われず、補助金額が毎年同額になっていることは、同額の補助金を受けることが当然のこのように既得権益化してしまうおそれがある。

公益上重要な補助金であるならば、事前に専各協会が実施したい事業計画を所管課で検討した上で、補助金額の算定について、補助金対象経費である専各学校教育の振興事業に要する経費に対してどれだけ補助することが妥当か合理的な算定基準等により決定する仕組みを確立することを望む。

(2) 補助事業の実績報告の詳細な確認と補助交付団体への指導・監督

当該補助事業の効果は、「予定されている事業を実施すること」とのことであるが、平成24年度から平成28年度の5年間の事業計画と事業報告を見ると、継続事業として5年間事業計画に記載されているにもかかわらず、実施に至っていない事業があった。実施に至らなかった事業は「職業教育研究会」であり、内容は「山梨県、高校進路担当者、大学、短大、職業訓練校、有識者等と意見交換を行い、今後の職業教育の在り方に関する研究会」を行うというものである。県によれば、実施に至らなかった事業の一つ一つについて、実施されていない理由の詳細までを確認していないが、専各協会の事務を実施する人員が実質的に1名であり、体制的な問題で実施できていないということであった。

当該補助事業の効果は、「予定されている事業を実施すること」とされているにもかかわらず、実施していない事業について詳細な確認を取っていないという事実は、実績報告の確認作業が単なる事務作業と化していると言わざるを得ない。

事業計画に盛り込まれている事業が実施に至らなかった場合、補助金が適正に使われているのか、財政上の問題なのか等、その理由を検証する必要がある。必要に応じて、実施することを働きかける等の補助交付団体へ適切な指導・監督を行うべきである。

3 指摘及び意見

(意見1) 長期間継続している定額補助の見直し

専各協会の収入源は、会費及び県からの補助金となっており、その収入源の中でできる範囲の活動を行っているのが実情である。当該補助事業は、明確な根拠がなく定額700千円の補助金が交付されている。公益上必要と認められる事業内容が専各協会で行われるのであれ

ば、県としても補助金額を増加することが望ましい場合もある。長期間同じことを続けると惰性的に前年通りということになってしまいがちである。定額、かつ、少額の補助金であったとしても、書類の収受のみでなく、現地調査や質問等により内容の審査を行い、補助金の必要性や事業内容に応じたより合理的な基準等により補助金額を決定する仕組みを検討することを望む。

(意見2) 補助交付団体への指導等の強化

当該補助事業の効果が「予定されている事業を実施すること」とされているにもかかわらず、実施していない事業について詳細な理由等の確認を取っていないのは、十分な補助事業の実績の確認を行っているとは言い難い。補助金を受け取るからには、計画されている補助事業の内容は実施することが原則である。補助金額が見直されることなく、長期間同額交付がされていることで、一連の手続も同様のことが繰り返されている。

計画された事業を実施していなかった場合や計画と異なる内容の実績報告があった場合には、詳細な理由等を把握し、必要に応じて指導・監督することを望む。

(9) 民生委員児童委員大会開催費補助金(福祉保健総務課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

山梨県民生委員児童委員大会の開催に係る経費を補助し、その円滑な運営を図る。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県民生委員児童委員大会開催費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

昭和58年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

山梨県民生委員児童委員大会の開催。

開催日：平成28年5月12日(3年ごとに開催)

主催：山梨県民生委員児童委員協議会

(山梨県社会福祉協議会が団体事務局を担っている任意団体。)

後援：山梨県、山梨県社会福祉協議会

(大会開催の趣旨等)

県下の民生委員・児童委員及び市町村担当職員が一堂に会し、その使命と活動の再認識を図ることを目的に、園児によるアトラクション、大学教授の記念講演、永年勤続等の表彰等を行う。

(5) 補助金対象経費及び補助率

会場費他開催に要する費用を補助対象とし、定額 10 万円を補助している。

【収支の内訳】

(単位：千円)

科目	決算額	摘要
消耗品費	237	賞状等、看板等
印刷製本費	375	大会資料 2,500 部
賃借料	342	県民文化ホール使用料
報償費	240	講師 20 万円(検討 1)、司会者 4 万円
旅費交通費	139	事前の実行委員会出席旅費(延 51 名)、講師旅費
会議費	61	係員昼食代等
委託費	213	スタッフ人件費、委託費等(検討 2)
支出計	1,607	
県からの補助金	100	(検討 3)
協議会自己負担	1,507	

(6) 補助金の推移(過去 5 年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	300	-	-	100
決算額	-	300	-	-	100

(7) 交付先

山梨県民生委員児童委員協議会

(8) 実績報告書

大会資料、写真及び収支決算書が添付された実績報告書が平成 28 年 6 月 9 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類の確認を行っている。(検討 2)

2 検討

(1) 講演料の金額の妥当性

社会福祉を専門とする関西の大学教授に「未来へつなぐ思いやりの心～これからも地域とともに～」と題した記念講演(90分)を依頼し、講演料として20万円(交通費は別途支払。)を支出している。主催団体に問い合わせたところ、社会福祉の分野では著名な先生でありその先生に依頼するためには妥当な金額であると判断した、とのことである。

確かに講師により講演料は異なるものであるが、営利行為ではなく公益的な団体が行う講演料(90分)の相場(5万円から8万円程度)に照らし、講演料が多額ではなかったかと思われる。

「誰に講演を依頼するのか及び講演料の妥当性」についての主催団体の判断を一概に否定するものではないが、県は補助金を交付している以上、補助対象経費について常に節減の余地がないか、指導監督することが望まれる。

(2) 実績報告における経費内訳区分の誤り

包括外部監査実施時において大会開催経費の内訳について質問・資料の提示を依頼したところ、当初の実績報告書に記載された金額のうち委託費の内訳に誤りがあった。

【収支決算書の付記欄に記載された委託費の内訳】(単位：千円)

	当初の	監査時の
	報告金額(誤)	報告金額(正)
人件費	75	81
保険料	38	38
進行業者委託費	100	94
委託費計	213	213

当該補助金については実績報告として収支決算書しか提出されていないが、県は補助金を交付している以上、他の補助金で行われている「支払毎の支出明細」の提出も求め、実績報告書の正確性について検証する必要がある。

(3) 補助金交付の必要性について

県からの補助金(10万円)は大会開催事業費(160万円)に対してわずか6%と少額であり、大会を主催する山梨県民生委員児童委員協議会の財政状況を見ると、県からの補助金がなくても民生委員児童委員大会を開催することは可能だと考えられる。

【平成 28 年度山梨県民生委員児童委員協議会決算書（抜粋）】

経常活動による収入	11,986 千円	うち、会費収入は 7,827 千円
経常活動による支出	11,785 千円	大会開催費積立 50 万円 / 年度含む。
経常活動資金収支差額	201 千円	

（中略）

当期末支払資金残高	5,177 千円	
-----------	----------	--

また、民生委員・児童委員の方々の役割の公益性の高さを否定するものではないが、当大会は、あくまでも山梨県民生委員児童委員協議会内部の総会的なものであり、補助金を交付する必要性は低いのではないかと考えられる。

補助金とは、特定の事業、研究等を育成助長するため、県が公益上必要であると認めた場合に交付するものである（山梨県補助金交付事務の手引き）。したがって、補助金交付に当たっては、単に公益性が高いというだけでなく、育成助長の必要性、すなわち、事業実施における補助金の必要性、例えば補助金が無ければ大会が開催できない等、についても検討する必要があると考える。

3 指摘及び意見

（意見）少額補助金の廃止の検討

県による指導監督が十分に行われておらず、高額な講演料の支払及び実績報告書の内訳の記載誤りがあった。少額補助金（10 万円、補助金対象経費の 6 %）は、交際費（祝金）と異なり指導監督事務にコストを要するため、費用対効果が低いと考えられる。また、当大会は団体内部の総会的なものであり、かつ、補助金がなくても実施できる財政状況（資金残高 5,177 千円）である。当該補助金は今後廃止することを検討することを望む。

（10）福祉サービス向上等支援事業費補助金（福祉保健総務課）

1 補助金の概要

（1）補助金の目的・趣旨

福祉サービス第三者評価事業を推進するために山梨県福祉サービス評価推進機構（以下本項において「評価推進機構」という。）を設置し、その運営費に対して助成を行う。

評価推進機構の事務局は社会福祉法人山梨県社会福祉協議会が担っており、運営委員会と 2 つの専門委員会を設け、評価システムの第三者性・中立性の確保、第三者評価事業の

普及・啓発、評価機関の育成・支援、福祉サービス利用者へのサービスの質に関する情報を提供するとともに、福祉サービス事業者に対し、第三者評価に関する理解と受審促進を図る活動を行う。

なお、予算上の名称は、評価推進機構設置事業費補助金とされているが、実態は事業費補助金ではなく評価推進機構の運営費補助金である。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

社会福祉法、山梨県補助金等交付規則、山梨県福祉サービス向上等支援事業費補助金交付要綱。

【社会福祉法（抜粋）】

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

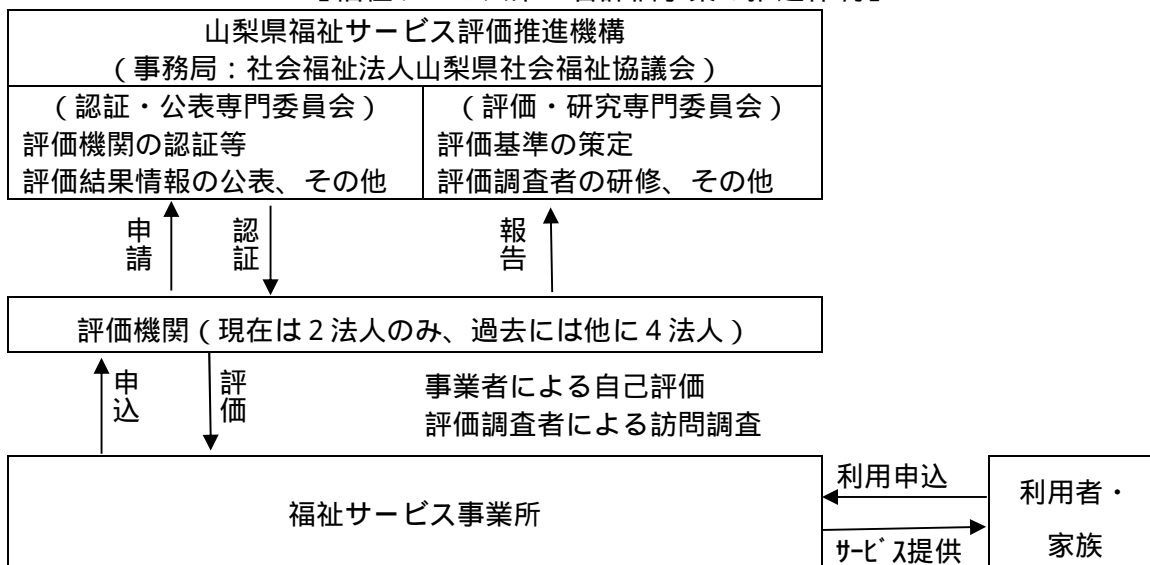
(3) 創設年度 / 終期

平成 17 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

評価推進機構は、評価基準の策定、研修及び評価機関の認証を行い、運営経費は評価機関からの認証手数料収入でまかなうものであるが、評価機関の認証が少ない結果、赤字になった場合に補助金を交付することになっている（検討 1）。

【福祉サービス第三者評価事業の推進体制】



【福祉サービス第三者評価事業の目的 (厚生労働省の通知より)】

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること
福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資する情報となること

(5) 補助金対象経費及び補助率

評価推進機構の運営経費から当該事業に係る収入額を控除した額を補助対象とし、予算の範囲内でその全額 (補助率 10 / 10) を補助している。

【平成 28 年度収支内訳】

(単位：千円)

科目	交付決定額 (予算)	決算額
報償費 (委員等謝金)	266	98
旅費	33	12
需用費	37	29
使用料及び賃借料	26	11
役務費	56	6
合 計	418	156
前年度繰越金	123	123
差引：補助金執行額	294	32

評価機関の認証が少なく委員会の開催も少ないため、予算に比べ決算額が少なくなっている。なお、前年度 (平成 27 年度) に 2 つの評価機関を継続認証 (3 年間) した際の収入

により前年度からの繰越金があった。

	予算上の予定開催回数	実際の開催回数
委員会	4回	1回
研修会	2回	1回

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	630	628	620	618	294
決算額	98	203	0	0	32

(7) 交付先

山梨県福祉サービス評価推進機構の事務局を担っている社会福祉法人山梨県社会福祉協議会。

(8) 実績報告書

事業実績報告書と収支決算書が添付された実績報告書が平成29年4月10日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助金は運営経費の赤字補填

厚生労働省による「福祉サービス第三者評価事業に関する指針(別添1)都道府県推進組織に関するガイドライン」で「都道府県は、都道府県推進組織の適切な運営の確保に努めるものとする。」と規定されており、事業の円滑な運営のために県は補助をしている。

しかし、山梨県における第三者評価事業は「福祉サービス事務所からの評価受審が少ない」ため、「評価機関のなり手が少なく(過去6法人が認証あったが、平成28年度では2法人だけ)」、その結果、評価推進機構の認証手数料収入が少なく赤字になるという、負のスパイラルに陥っており、当該補助金は「公益性の高い事業の育成助長」ではなく、「評価推進機構存続のための単なる赤字補填」にしか過ぎないものになっている。

(2) 成果指標の設定について

特に成果指標は設定していないため、施設別の評価受審率についてデータを県に調査を

依頼したところ、次のとおり評価受審率は極めて低い状況となっている。

【主な施設別の第三者評価の受審率】

	評価受審率 (A / B)	評価受審施設数 (A)	対象施設数 (B)
障害者福祉関係施設	3.5%	31 施設	877 施設
高齢者関係福祉施設	0.2%	8 施設	4,262 施設
児童福祉関係施設	4.6%	22 施設	476 施設
合計	1.1%	61 施設	5,615 施設

他都県の状況をインターネットで検索したところ、東京都の受審率は41.3%（施設サービス、平成27年度）であり、これと比較すると山梨県は著しく低い水準である。

第三者評価事業の本来の目的は、多くの福祉サービス事業所が第三者評価を受審することにより一層の福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することにある。その目的を達成するためには、ただ漫然と赤字補填の補助金を交付し続けるのではなく、福祉サービス事務所に対してアンケートを実施し評価を受審しない理由を調査すること、および、福祉サービスの利用者・家族に福祉サービス第三者評価の存在・意義を認知してもらうための施策の検討も必要だと考える。

第三者評価を受審する施設の増加という目的達成のためには、評価受審率を成果指標として設定し、毎年度実績を客観的に検証し、有効な施策を常に検討する必要がある。

3 指摘及び意見

（指摘）目的の未達成

第三者評価を受審する福祉サービス施設の増加という目的が全く達成できていない（評価受審率1%）。現在の補助金は、評価推進機構の運営の赤字補填にしかすぎず、目的達成のために有効ではない。アンケート等により現状の問題点を認識した上で、受審費用の一部補助、または、第三者評価制度の意義の周知活動への補助等、「評価受審率向上による福祉サービス施設の質の向上を図る。」という目的達成のために真に有効な補助制度に見直す必要がある。

（意見）成果指標の未設定

成果指標を設定していない。客観的な数値で検証可能な成果指標（評価受審率等）を設定し、実績を評価し、改善策の検討というマネジメント・サイクルを機能させ、目的達成のために有効な施策を常に検討することを望む。

(11) 県社会福祉協議会運営費補助金（福祉保健総務課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

山梨県の地域福祉推進の中核組織である社会福祉法人山梨県社会福祉協議会の円滑な運営を支援することで、県民のためのセーフティネット機能を確保し、もって地域福祉推進を図ることを目的に補助を行う。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会運営費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 26 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

補助金の対象は特定の事業ではなく、県社協の役職員の人件費。

(5) 補助金対象経費及び補助率

県の関係業務（委託・補助）を担っているとの理由で役職員の人件費相当額（諸手当及び共済掛金等の法人負担分を含む。）の全額を運営費補助金として交付している。平成 9 年度より収支差額方式から担当役職員の人件費の全額補助方式に変更したとのことである。

(6) 補助金の推移（過去 5 年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	96,265	97,663	82,370	86,407	84,623
決算額	96,262	88,525	81,803	86,405	84,620

【補助金額の内訳】

(単位：千円)

		当初交付決定	決算額(注1)
県OB職員	4人	23,442	23,640
嘱託職員	1人	2,578	2,578
プロパー職員	10人	58,280	59,110
調整(注2)		872	708
合計	15人	83,428	84,620

(注1) 山梨県社会福祉協議会の役職員のうち県OB職員とプロパー職員の給与は、県の職員給与に準拠しており、県での人事委員会勧告に基づく給与改定を反映した給与の増額改定が県社協でも行われ、その増額分だけ補助金も増額している。(平成29年3月30日変更交付決定がされている。)

(注2) 県から委託を受け、人件費も算定されている「福祉人材センター」及び「介護実習普及センター(指定管理)」にかかる人件費調整。

(7) 交付先

社会福祉法人山梨県社会福祉協議会(以下「県社協」とする。)

(8) 実績報告書

収支決算書が添付された実績報告書が平成29年4月10日に提出されている。運営費補助金であり、履行確認のための特別な手続は行われていない。

2 検討

(1) 違法な取扱いが補助金交付要綱に規定

補助対象経費として「県から派遣された職員に対する給与等の経費」が補助金交付要綱に規定されている。

しかし、外郭団体等に派遣された県職員は県の業務を行っていない以上、給与等を県が負担するのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」において禁止されており、また、支出の形式名称だけ変え、給与負担金ではなく補助金として交付しても、脱法行為であり違法支出とされている。

【公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（抜粋）】

（派遣職員の給与）

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

【派遣職員に対する人件費補助金が違法とされた裁判の概要】

神戸市が、派遣法に基づき派遣した職員の給与等について、補助金として派遣先団体に支出したことは、1審の神戸地裁判決（H20.4.24）を経て、控訴審である大阪高裁判決（H21.1.20）において、実質的に派遣法第6条が禁止する給与支給に当たると評価し、派遣法違反と判決し、それに対する神戸市の上告を最高裁は棄却（H21.12.10）、高裁判決が確定し、市長に損害賠償責任が課されることになった。

この判例を受け県でも県社協に対し職員の派遣は現在行っていないとのことであるが、違法な取扱いが補助金交付要綱に規定され続けていることは問題である。このような違法な取扱いの規定は削除する必要がある。

（2）県OB職員の人件費全額の補助（給与負担）

ア 概要

県を退職し県社協に再就職した元幹部職員（4名）の人件費の全額を補助金として交付することにより、元幹部職員の県退職後の再就職先での人件費全額を県が負担している。県社協における給与金額は、退職時の役職に応じて県の人事課から参考として示されている基準表に基づき決定されている。県のOB職員4名は、県社協の常務理事、事務局長、事務局次長2名という組織の業務執行のトップを占めている。「山梨県退職職員の再就職等に関する取扱要領」において、「再就職した方は満63才に達した日の属する年度末日を越えて在職することはできない。」と規定されているため、県OB職員は概ね3年ローテーションで交代している。

イ 監査上の判断

県OB職員の退職後の再就職先での給与を県が負担することは違法な支出ではない。しかしながら、定年退職した県OB職員の人件費の全額補助は、たとえ補助金の形式を取っていても、金額の算定方法も含め実態として退職した県OB職員に係る給与負担金とみなされる懸念がある。

当然のことながら、県での業務を通して培った専門知識・経験を生かして、県OB職員が退職後に民間法人に再就職することを否定するものではない。しかし、県OB職員が関係法人に幹部役職員として再就職し、かつ、その人件費の全額を県が負担していることは、「税金を使って県OB職員の定年後のポスト・給与を確保している。」と誤解を与えかねな

い。定年後の雇用・給与に関する不安が社会全体の課題になっている中、このようなことを続けていては行政に対する県民からの信頼を得ることはできない、ということ認識する必要がある。

県によれば、「山梨県退職職員の再就職等に関する取扱要領」に従い、県社協からの要請に基づき退職予定者の中から適任者を推薦しているだけであり、県から再就職を強制しているわけではない、とのことである。

しかし、県社協の業務執行のトップとなる、常務理事、事務局長、事務局次長には、概ね3年ローテーションで主に県OB職員が就任し、かつ、県OB職員の人件費は県が全額負担し県社協が全く負担していない現状では、県社協の民間法人としての経済合理性に基づく自主的な判断により県OB職員の再就職を要請している、との説明は形式的な印象を受ける。

県OB職員の民間法人への再就職と人件費の全額を県が負担する再就職とは異なるものであり、退職した県OB職員の人件費を県が全額補助金として負担している現状では、「県社協の要請に基づき県OB職員が再就職している。」との説明も県民の理解を得ることは難しく、「税金を使って県OB職員の定年後のポスト・給与を確保している。」と受け止められかねない。

本年度の包括外部監査のテーマは補助金であるため、県OB職員の県社協への再就職自体の問題について検討はしないが、定年退職した県OB職員の人件費の全額を負担する補助金については、県民に疑念を持たれないよう十分に検討する必要がある。

(3) 県の関係業務を担っているプロパー職員の人件費の補助(給与負担)

ア 概要

プロパー職員17名のうち県からの補助・委託事業に従事している10名について、県からの補助・委託事業において人件費が算定・請求できていないとの理由で、人件費の全額を補助金として交付している。補助金額の算定に当たっては、県社協内で人事異動があるとの理由により、個々の給与の合計ではなくプロパー職員全17名の平均給与の10人分で算定している。なお、平成22年度までは補助対象プロパー職員は12名であったが、平成22年度末の退職者2名の補充を行わなかったため、補助対象プロパー職員は12名から10名になり、その後は減少していない。また、「長寿やまなし振興事業」に従事している嘱託職員についても、補助金の積算対象になっていないとの理由で人件費の全額を補助金として交付している。

イ 監査上の判断

県の関係業務（委託・補助）を専ら担っているとの理由で、対象となるプロパー職員の人件費の全額を運営費補助金として交付しているが、本来、委託及び補助業務に要する人件費は、各々の業務で従事状況を把握して算定しなければ適正な人件費を算定することはできないものである。

また、各々の委託・補助事業での赤字を運営費補助金として補填するのであれば、各々の委託・補助事業の業者選定にも問題が生じることになる。

なお、過去に行われた行政評価において、「国の補助要領において人件費を積算できない事業があるため。」との説明もあったが、国の補助金取扱要領には、人件費も補助対象として明記されている。

県から委託及び補助を受けた業務に従事している職員の人件費は、各々の委託及び補助業務の中で従事状況を把握したうえで必要な金額が算定され、支払われるべきである。

次に、補助金の対象となったプロパー職員が本当に各事業に専ら従事しているか否かを（４）プロパー職員（５）嘱託職員に分けて調査検討した。

（４）人件費の全額が補助されているプロパー職員に関する県の関係業務の従事状況

ア 概要

プロパー職員 17 名のうち他の事業で人件費が手当されている 6 名と課長を除いた 10 名が県の関係業務に専ら従事しているとの理由で人件費補助金を交付している。

担当業務	人数
県社協の総務経理企画事務 （総務企画課課長補佐以下 4 名）	4 名
課の総括補佐 課長補佐 2 名（生活支援課、福祉振興課）	2 名
事業担当者（福祉振興課 3 名、福祉人材研修課 1 名）	4 名

イ 監査上の判断（総務経理企画事務（４名）及び総括補佐（２名））

この 6 名のプロパー職員は管理的役割を担い事業の担当者ではないため、業務への従事状況に基づき人件費が積算・請求されるものではなく、一般管理費として事業経費の一定割合（一般に 10% 程度）が積算されるものと考えられる。

したがって、総務企画課のプロパー職員 4 名及び課長補佐 2 名について県の関係業務に従事しているとして、人件費の全額を補助金として交付することは妥当でないとする。

ウ 監査上の判断（事業担当者4名の県の業務の従事状況）

補助対象の事業担当者4名のうち福祉振興課の3名の担当者は各々主担当及び副担当として次の県からの委託及び補助事業を協力して行っているとのことであり、事業報告書によれば実施した事業の日数は次のとおりである。

担当業務	実施した事業の日数
災害時要援護者支援対策補助	説明会を年1日実施
地域ボランティアネットワーク化事業補助	説明会を年3日実施
小地域課題解決事業補助	研修会を年2日実施
やまなし福祉救援活動フォーラム補助	説明会を年1日実施
災害ボランティアセンター機能強化事業補助	研修会を年7日実施
やまなし福祉救援活動推進員研修会補助	研修会を年1日実施
民生委員・児童委員研修事業委託	研修会を年3日実施
福祉サービス第三者評価推進機構補助	委員会1日、研修会1日実施
合 計	年20日

もちろん、説明会・研修会の実施に当たっては準備等で他に日数を要するのは当然理解しているが、わずか年20日間の説明会等の実施のために福祉振興課の担当者3名が県の関係業務に専ら従事しているとみなすことはできない。

したがって、福祉振興課（3名）の人員費の全額を補助金として交付することは妥当ではないと考えられる。

なお、他の福祉人材課の担当者は、年間を通して開催される介護支援専門員実務研修、再研修、更新研修等を担当しており、県からの委託業務に専ら従事していないとは認められなかった。

（5）人員費の全額が補助されている嘱託職員に関する県の関係業務への従事状況

ア 概要

県から全額補助金を受けて実施している「長寿やまなし振興事業（平成28年度補助金額19,584千円）」に従事している嘱託職員（1名）の人員費については当該事業補助金の積算対象になっていないとの理由で、人員費の全額を運営費補助金として交付している。

イ 監査上の判断

人員費の全額を補助金として交付する以上、当該嘱託職員が「長寿やまなし振興事業」

に専ら従事している必要があるが「長寿やまなし振興事業」で実際に行われている業務は次の3つであり、職員が一年間専ら当該業務に従事するほどの業務量とは考えられない。

- (ア) いきいき山梨ねんりんピックの開催（スポーツ大会、年1日開催、他に全国健康福祉祭への選手団派遣）
- (イ) シルバー作品展、俳句大会の開催（年3日開催）
- (ウ) 高齢者地域リーダー（ことぶきマスター）の活動促進

なお、地域福祉活動は県と県社協が一体となって推進していくものとのことであり、参考データであるが、「長寿やまなし振興事業」で県職員が関与している時間は年間約100時間（平成24年度行政評価提出資料より）程度である。

もちろん県職員と県社協職員の担う役割は異なるものであるが、県職員の所要時間の短さからも、県社協の嘱託職員が「長寿やまなし振興事業」に専ら従事しているとは考えられないものである。

したがって、嘱託職員の人件費の全額を補助することは妥当ではないと考える。

【(参考)長寿やまなし振興事業への県職員の所要時間】

業務名	所要時間
補助金交付業務	16 時間
県社協との打ち合わせ	10 時間
イベント等の当日対応	76 時間
合計（県職員の所要時間）	102 時間

(6) 県社協の人件費改定に伴う補助金の増額改定

4月に決定された補助金額を「県職員給与条例改正による人件費（プロパー・県OB職員のみを対象）の増加」を理由として年度末の3月に補助金額を増額変更している。県は、県社協の運営に必要な金額を運営費補助金として交付しているが、それは決して県社協の役職員の給与を県と同じ水準にすることを保証しているものではないはずである。

県社協は県とは別の民間法人であり、あくまでも給与改定は県社協の責任と負担のもとに独自に決定したものであり、その給与改定を受け当然のように補助金額の増額変更を行うことは、変更の理由に合理性がなく妥当とはいえない。

3 指摘及び意見

(指摘1) 補助金交付要綱の規定の削除

補助金交付要綱に「派遣職員の給与を補助対象とする。」との規定があるが、外部団体に派遣された職員の給与を負担することは、たとえ補助金の形式をとっても「法の抜け道であり違法。」との判決が確定している以上、補助金交付要綱から違法な取扱いに関する規定を削除する必要がある。

(指摘2) 補助金の算定方法等の見直し

県からの業務(委託・補助)に従事していることを名目に県社協職員(嘱託1名、プロパー10名)の人件費の全額を運営費補助金として交付しているが、実際には県からの業務に専ら従事しているとは認められない。実態に合わせて補助金の算定・交付方法を見直す必要がある。

(指摘3) 給与改定に伴う補助金増額改定の検討

「県職員給与と条例改正による(県社協の)人件費増」を理由に補助金の増額改定を行っているが、県社協が独自の判断で行った給与改定に伴い県が補助金を増額することは、変更の理由に合理性はなく妥当とはいえない。県は県社協の運営に必要な人件費相当額を補助しているが、給与水準を県職員と同水準にすることを保証しているものではないはずである。県社協の独自の判断で行う給与改定に伴い補助金を増額改定することの是非について十分に検討する必要がある。

(意見1) 人件費補助の在り方の検討

退職後に県社協に再就職した県OB職員(4名)の人件費の全額(年間23,640千円)を補助金という名目で交付し続けているが、補助金という形式を取っていても退職した県OB職員の給与の全額を県が負担すること、すなわち、「税金を使って県OB職員の定年後のポスト・給与を確保すること。」と誤解を与えかねない。県OB職員の人件費全額の補助金交付は、その在り方について十分に検討する必要がある。

(意見2) 補助金の算定方法の見直し

県社協の職員の従事状況を反映していない、赤字補填のような補助金の算定ではなく、各々の補助・委託事業において関与割合に基づき事業実施に必要な人件費を算定するよう、補助金等の算定方法を見直すことを望む。

(意見3) 収支差額を補助する方式への変更

県社協が担っている役割から運営費補助金の交付自体を否定するものではない。しかし、厳しい財政状況により多くの地方公共団体で運営費補助金の縮減・廃止が進められている中、県社協への運営費補助金については、収支差額を補助する方式に変更することを望む。

(12) 民間社会福祉施設等整備資金利子補給金(福祉保健総務課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

民間社会福祉施設等の整備促進を図るため、社会福祉法人等が社会福祉施設を整備するために要する資金を融資機関から借り入れた場合で、適正な法人運営及び施設運営が確保されていると認められる場合に補助を行う。

平成27年度以降は新規分の利子補給は廃止しているが、平成26年度以前に利子補給を受けた団体については、償還完了まで利子補給を継続している。(検討1)

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、民間社会福祉施設等整備資金利子補給金交付要綱

(3) 創設年度/終期

昭和45年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

補助金の対象は特定の事業ではなく、社会福祉施設整備のための借入金利子。

(5) 補助金対象経費及び補助率

社会福祉施設等を整備するための借入金利子を補助対象とし、利率年3.5%に相当する金額までは全額(補助率10/10)を補助している。(検討2)

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	243,025	209,877	187,138	168,919	148,502
決算額	237,492	209,877	187,137	168,918	148,407

(7) 交付先

県内の社会福祉法人 (125 法人) 医療法人 (8 法人) の計 133 法人

(8) 実績報告書

利子補給金を交付した 133 法人のうち 1 件につき、実績報告書を読覧した。

利子の支払いを証明する書類 (振込領収書) が添付された実績報告書が平成 29 年 4 月 6 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類の確認を行っている。

2 検討

(1) 債務負担行為の設定

平成 27 年度以降新規分については利子補給を行っていないが、過去に利子補給の承認を行った法人については、次の理由により、今後も償還完了まで利子補給を継続することとすることである。

ア 償還完了までの償還予定表の提出を求めている。

イ 各法人は利子補給を前提として償還計画を進めている。

ウ 書面はないが、利子補給を継続することを実質的に約束しているため、利子補給の廃止も利子補給率の引き下げもできない。

このように次年度以降も利子補給を行うことを、書面ではないが実質的に約束しているにもかかわらず、地方自治法第 214 条に規定される債務負担行為を予算で定めておらず、議会への報告承認を行っていない。

【地方自治法】

(債務負担行為)

第 214 条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

担当課によれば、適正な法人・施設運営が確保されていると認められない場合等、交付要件に違反した場合は利子補給を交付しないことになっており、また、過去において利子補給率を改定した際、以前に利子補給を受けていた法人に対しても利子補給率を改定している。すなわち、支払義務及び金額が確定しているわけではなく、確定した債務ではないため、債務負担行為として予算措置をせず、議会の承認を受けていない、とのことである。

しかし、損失補償契約のように偶発債務で支払が行われるか確定していない債務についても債務負担行為の設定が必要とされている。

【債務負担行為が予算で定めるとされている理由（出典：地方財務ハンドブック）】

地方公共団体が債務を負担する行為は支出義務の負担を伴うものであり、議会の審議において、現実の歳入歳出予算と将来の財政負担とを合わせて審議することとした方が便宜であること、債務負担行為を予算の内容に加えて一覧できることとすることにより、住民や議員その他関係者の理解に便利であると考えられたこと等による。損失補償契約等を締結しようとするときも債務負担行為が必要である。

利子補給については、県と利子補給を受ける団体との間で後年度負担を確約する契約書が締結されているわけではないが、実態として後年度負担を約束し、利子補給が続けられている以上、債務負担行為としての予算措置を行い議会の議決を得る必要があるではないか、と考える。

なお、債務負担行為としての予算措置の必要性について財政課に確認したところ、借入金の利子補給については今後も将来の財政負担を伴うものであるが、新規の借入金の利子補給は廃止しているため債務負担行為としての議会への報告・議決は求めない、とのことであった。

(2) 利率年3.5%（上限）という高額な水準

利子補給率については、平成10年に3%から3.5%に引き上げられ、現在に至っている。平成10年度における福祉医療機構の貸付利率は1%台にまで下がっていたが、平成4年ごろまで貸付利率は5～6%と高い時期に施設整備を図った団体の負担軽減のため引き上げを行ったとのことである。

現在の福祉医療機構の借入金利は（借入期間等により異なるが）年0.9%以下であり、年3.5%（上限）の金利は現在の金利情勢から考えると高すぎる水準であり、経済情勢の変化に伴い見直す必要があったと考える。

(3) 成果指標の未設定

特に成果指標は設定していないが、漫然と補助金を交付し続けるのではなく、具体的な成果指標を設定することにより施策の目的を明示し、かつ、数値等により客観的に成果を検証し、施策を見直ししていく必要がある。

県に調査を依頼したところ、施策の目的である「対象となる社会福祉施設の新築件数」は次のとおりであった。

【過去の社会福祉施設の新築件数】

	計	障害福祉施設	児童福祉施設	老人保健施設	その他
平成 17 年度	863	88	357	413	5
平成 22 年度	1,437	374	381	677	5
平成 26 年度	1,673	395	411	862	5

このとおり、過去 10 年間で施設数は 2 倍になっており、それなりに利子補給の成果はあったと思われるが、一方、長期にわたり続いている低金利の状況において利子補給が本当に社会福祉の事業者のニーズに合った施策であったのか、疑問を感じるところもある。社会福祉施設の整備促進を図るための施策は利子補給以外にも様々な施策があり、社会福祉の事業者の団体との意見交換、アンケート等を実施したうえで、社会福祉施設整備促進のために真に有効な施策を検討し続けることが必要と考える。

3 指摘及び意見

(指摘) 債務負担行為

利子補給を承認した法人に対しては、その後借入の償還完了時まで原則として利子補給を継続するという将来の財政負担を約束しているにもかかわらず、債務負担行為としての予算措置をしていない。住民や議員等の理解に資するよう、将来の財政負担を伴う利子補給について債務負担行為としての予算措置を行い、議会に報告し承認を得る必要がある。

(意見) 補助(施策)の見直し

成果指標も設定せず、利子補給率も金利情勢を反映した見直しが 20 年近く行われていない。社会福祉施設の整備を促進する施策は利子補給だけではないはずである。漫然と利子補給を続けるのではなく、具体的な成果指標を設定し、かつ、社会福祉の事業者等の意見を聴取し、施策がニーズに合っているかを常に検証し、目的達成のために有効な施策の見直しを常に行うべきであった。

(13) 福祉施設経営指導事業費補助金（福祉保健総務課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者の処遇向上を目指して、専門家による指導・助言を行い、施設運営の向上を図ることを目的に補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県福祉サービス向上等支援事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成2年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下、本項において「県社協」という。）に組織された山梨県社会福祉法人経営者協議会が実施する次の事業を補助対象としている。

相談指導事業（常勤の経営指導員が来所、または、電話による相談に対応、その他非常勤の専門指導員（弁護士、税理士、社会保険労務士）による指導助言）

連絡協議会（平成28年8月2日に実施）

研修会（平成29年2月17日）実施、リーフレットの配布、他県との会議出席他

(5) 補助金対象経費及び補助率

福祉施設経営指導事業に要する人件費他の経費（検討1）を補助対象とし、予算の範囲内でその全額（補助率10/10、検討2）を補助している。

【補助対象事業の収支内訳】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
給料(常勤で専任の経営指導員)	2,636	2,636
報償費(非常勤の指導員)(注)	410	257
旅費	60	9
需用費	66	52
使用料及び賃借料	43	43
役務費他	39	35
合計	3,254	3,032

(注) 弁護士、税理士、社会保険労務士の計3名が相談に対応。報酬は相談対応時間に応じ1時間あたり10千円で算定される。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	3,312	3,307	3,208	3,302	3,254
決算額	2,976	3,258	3,077	3,132	3,032

(7) 交付先

山梨県社会福祉法人経営者協議会を組織している社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

(8) 実績報告書

事業報告書、収支報告書が添付された実績報告書が平成29年4月10日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類の確認を行っている。

【相談件数(平成28年度)】

相談内容別相談件数		指導員別相談件数	
	件数		件数
来所相談	8件	専任指導員	10件
電話相談	9件	弁護士	9件
文書相談	9件	税理士	0件
訪問相談	0件	社会保険労務士	7件
年間合計	26件	年間合計	26件

2 検討

(1) 相談体制の見直し

平成 28 年度は 26 件の相談に対し 3,032 千円の経費が発生し、その全額を補助しており、相談 1 件当たり 116 千円もの多額の経費を県が負担するという結果になっている。

平成 28 年度の行政評価での指摘を受け、平成 29 年度からは相談受付日を減らす等の経費削減策を講じることにより、予算ベースで平成 28 年度：3,255 千円から平成 29 年度：1,585 千円と約半額に経費を減らすとのことである。

以前から、経営指導相談に対する要望及び相談件数は減少しており、行政評価の指摘を受ける前に相談体制の見直しによる経費削減を県社協に指導する必要がある、外部からの指摘を受けなければ改革ができない組織風土・職員の意識を改革する必要がある。

【過去の相談件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	28 件	38 件	26 件

【「社会福祉施設の経営に関するアンケート結果】

期待する支援業務	法人数	比率	経営指導相談を期待する法人数の推移		
課題別研修会の開催	54	38%			
経営者情報の提供	27	19%	平成 26 年度	21	19%
専門家紹介	25	17%	平成 27 年度	18	14%
経営指導相談	17	12%	平成 28 年度	17	12%

県社協が県内の社会福祉法人を対象として実施(対象 160 法人、回答 111 法人)

(2) 全額補助の妥当性

福祉施設経営指導業務は、平成 2 年に国庫補助事業として開始され、平成 17 年度からは、三位一体改革による財源移譲(交付税措置)されたことに伴い県単独補助事業として実施されている。

補助金はそもそも足りない部分を補うものであり、経費の全額を負担するのであれば、補助ではなく県の委託事業として実施し、県の責任で相談体制等を決定すべきではないか、とも考える。

しかし、社会福祉施設からの経営に関する指導及び助言業務は、県社協が行うべき業務と社会福祉法で規定されており、県が主体となって実施し経費の全額を負担する委託事業ではなく、補助事業として支援する必要がある。

なお、質問相談を行う福祉施設等の大半は県社協の会員であり、県社協にとっては会員に対する会費の対価として行う業務という側面もある。ただし、経営指導相談業務に対する社会福祉施設からの期待は低い（17法人、全体の12%）状況にある。

経営指導相談業務は県社協の本来業務であり、会員に対し会費の対価として行っている業務としての側面もあり、また、経費の全額を補助することにより逆に県社協の民間団体としての経済合理性に基づく機動的な対応（相談体制の見直し、経費削減策）を阻害する結果になっているのではないかと考えられる。

このような状況を勘案すると、経費の100%補助は見直す必要があると考える。

【社会福祉法（抜粋）】

第110条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

【県社協の会員数】

区分	会員数
理事・評議員・監事	60
市町村社会福祉協議会	27
市町村民生委員児童委員協議会	27
福祉施設	310
障害福祉施設	57
福祉団体	40
賛助会員	47
合計	568

3 指摘及び意見

(指摘) 経費の全額補助の妥当性

経営指導相談事業は県社協の本来業務であり会員に対して会費の対価として行っている側面もあり、経費の全額を県が補助することは妥当ではなく、かつ、県社協の行政依存体質を助長し、民間法人としての経済合理性に基づく機動的な改革を阻害する弊害もある。経費の全額補助は見直す必要がある。

(意見) 組織風土及び意識改革

相談件数及び要望が少ない状況が続いているにもかかわらず平成 28 年度の行政評価で指摘を受けるまで、費用削減のための改革を県社協に指導していなかった。内部統制整備の第一歩として、外部からの指摘を受ける前に自主的に改革を行うという組織風土及び職員の意識の改革を行うことを望む。

(14) 地域福祉活動補助金 (福祉保健総務課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

民間の保健活動及び福祉活動に対して支援を行うことにより、地域福祉の向上を図る。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県地域福祉活動補助金交付要綱、山梨県地域福祉基金(地域福祉活動補助金) 取扱方針

(3) 創設年度 / 終期

平成 3 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

民間社会福祉団体等が県下全域及び広域において実施する以下の事業。

- ア 在宅福祉等の普及、向上
- イ 健康生きがいづくりの推進
- ウ ボランティア活動の活発化のための条件整備
- エ その他地域福祉の向上に資する事業

(5) 補助金対象経費及び補助率

事業費 200 千円以上のものを対象とし、補助率は 2 / 3 以内とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	660	896	1,354	1,465	1,600
決算額	660	896	1,354	1,465	1,142

平成 28 年度は予算措置された事業の実施団体が代表者の病気等により事業実施ができなくなったため、予算額と決算額が乖離している。

(7) 交付先

次の交付先 4 件に対して総額 1,142 千円を交付

(単位：千円)

団体名 (推薦した課)	事業の概要	事業費 (予定)	補助金額 (実績)
山梨県食生活改善推進 委員協議会 (健康増進課)	減塩等の食生活普及啓発	615	279
公益財団法人山梨県臓 器移植推進財団 (医務課)	設立 30 周年記念大会	750	341
高齢社会をよくする山 梨の会 (健康長寿推進課)	高齢社会をよくする女性の会 全国大会 in 山梨	800	364
国際医学生連盟 山梨支部 (健康増進課)	思春期ピアカウンセラー 養成講座	348	158

(8) 実績報告書

4 件のうち「減塩等の食生活普及啓発」事業について確認した。

地域福祉活動事業報告書及び収支計算書が添付された実績報告書が平成 29 年 4 月 10 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助金の周知手続

福祉保健総務課より、次の関係機関に対し助成を希望する団体の推薦を依頼し、かつ、県のホームページでも募集を行っており、周知手続については特に問題ないとする。

【依頼をした関係機関】

福祉保健部の7課、県民生活・男女参画課、社会教育課、県内各所の保健福祉事務所、山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

(2) 補助対象事業の適格性

補助金の交付先は、当然のことながら、行政の自由裁量ではなく規定に準拠して決定される必要がある。地域福祉活動支援事業費補助金の交付に当たっては、単に一般的な公益性があるだけでなく、地域福祉の向上に資する事業に該当する必要がある。具体的な事業については、地域福祉活動補助金取扱方針により例示されており、その事業例を参考に各補助事業が地域福祉活動補助金取扱方針の規定に準拠した適格なものであったか、以下検討する。

【地域福祉活動補助金取扱の方針に記載の事業例（抜粋）】

健康、生きがいをづくりの推進
健康講座、スポーツ大会等の開催
健康づくり・いきがいにに関する マニュアルの作成、情報誌の発行、実態調査、モデル事業
在宅高齢者の安全を守る事業
その他、地域福祉の向上に資する事業

ア 減塩等の食生活普及啓発事業

個別の家庭訪問（7,783件）を実施し、前年度に作成した塩分マップを活用して減塩の普及啓発、広報誌の発行等を実施しており、地域福祉活動補助金取扱方針で規定されている「健康の推進」に該当するものであり、適格なものと認められる。

イ 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団設立30周年記念大会

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団は公益性が認められた団体であり、一般的な意味での公益性について問題はない。しかし、補助対象事業である30周年記念大会は、

一般県民も対象としているが、単に財団の広報等を目的としたものであり、事業報告書にも事業実施による効果として「当財団の周知ができ、今後の臓器提供につながることを期待したい。」とされている。

当該記念大会は、単に財団の広報を目的としたものであり、「健康、生きがいづくりの推進」を目的とした地域福祉活動補助金取扱方針の規定・事業例に該当するものではないと考えられる。

なお、当該記念大会の開催費は医務課が予算を執行している「臓器移植推進事業：臓器移植に関する知識の普及及び啓発に関するもの」にも補助対象経費として計上され、二重に補助金の申請が行われている（この補助金の二重申請については（3）で検討、指摘を行う。）。

ウ 高齢社会をよくする女性の会全国大会 in 山梨

単なる団体内部の大会であり、その一般的な意味での公益的な意義について否定するものではないが、地域福祉活動補助金取扱方針の規定・事業例に該当するものではないと考えられる。

事業報告書に事業実施の効果として「参加者がこの大会で得た気づきを地域に発信し、広がっていくことが期待」と記載されているが、地域福祉活動補助金は、今後行われることが期待される「地域への発信の活動」を支援することが目的であり、この大会自体は地域福祉活動補助金の対象として適格ではないと考えられる。

地域福祉活動支援事業費補助金は、行政と関係のある団体の記念行事に祝金を供する恩恵的な給付との疑義を与えるものであってはならない。

エ 思春期ピアカウンセラー養成講座

山梨大学医学部看護学科と山梨県立大学看護学部の学生、計22名が受講したとのことであるが、講座を受講し終了証書が授与されたとしても、それ自体は地域福祉活動ではなく、地域福祉活動補助金取扱方針の規定・事業例に該当するものではないと考えられる。養成講座の受講者が今後県内で思春期ピアカウンセリングを行うのであれば、その活動は地域福祉活動として補助の対象になると考えられるが、補助金交付の条件として受講後の思春期ピアカウンセリング活動の実施を規定していない以上、地域福祉活動補助金として適格ではないと考える。

(3) 補助金の二重申請

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団の設立 30 周年記念大会開催経費は、この「地域福祉活動支援補助金」の他、医務課が執行している「臓器移植推進事業費：臓器移植に関する知識の普及及び啓発に関するもの」にも補助対象経費として計上され、二重に補助金申請されている。

臓器移植推進事業費のうち	3,291 千円
「臓器移植に関する知識の普及及び啓発に関するもの」事業費	(310 千円)
補助金交付額	500 千円

財団設立 30 周年記念大会に係る費用 692 千円の一部
二重に補助金申請することは、当然ながら交付要綱で禁止されている。

【交付要綱等の記載（抜粋）】

【山梨県地域福祉活動補助金交付要綱】

第 3 条（補助対象事業）ただし、他の補助を受ける事業を原則として対象外とする。

【山梨県地域福祉基金（地域福祉活動補助金）取扱方針】

4. 補助対象事業

(2) 他の補助又は助成を受ける事業は、原則として対象としない。ただし、助成調整委員会において特に認めたものについては、この限りではない。

【山梨県地域福祉活動補助金の交付決定について（通知）】

3 その他

山梨県補助金等交付規則、山梨県地域福祉活動補助金交付要綱、補助金交付の条件に違反した場合は、補助金の全部または一部を返還させることがある。

医務課で執行した臓器移植推進事業費補助金では、当初の補助金申請においては設立 30 周年記念大会開催経費は補助対象となっていなかったため、取扱方針で規定されている助成調整委員会において、補助金の二重申請に関する特別な承認はされていない。

医務課で執行した臓器移植推進事業費補助金は、記念大会（平成 28 年 11 月 23 日）が終了した後の平成 29 年 3 月 28 日に変更承認申請が行われ、既に完了し支出が行われた開催経費を補助対象に含めた、とのことである。

確かに福祉保健総務課は、医務課から報告がなければ補助金の二重申請を知り得なかったと思われるが、結果として設立 30 周年記念大会開催経費が交付要綱で禁止されている補助金の二重申請及び交付になっている以上、公益財団法人山梨県臓器移植推進財団に対し

補助金の返還命令等の適切な処置を取る必要がある。

3 指摘及び意見

(指摘 1) 交付要綱等への準拠性

地域福祉活動支援事業費補助金が交付された 4 件 (1,142 千円) のうち 3 件 (863 千円) については、交付要綱等の規定・要件に準拠していないと考えられる。補助金の交付は行政の自由裁量ではなく、交付要綱・取扱方針の要件・規定に準拠しているか、慎重に検討したうえで決定する必要がある。

(指摘 2) 補助金の二重申請・交付

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団の設立 30 周年記念大会開催経費については、医務課が執行した「臓器移植推進事業費補助金」と医務課からの推薦を受けて福祉保健総務課が執行した「地域福祉活動支援補助金」で二重に補助金申請が行われている。交付要綱の違反であり、補助金の返還命令等の適切な処置を取る必要がある。

(15) 生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金 (福祉保健総務課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

生活困窮者に対し緊急的な自立支援を行うため、次の要件を満たす事業に対し補助金を交付する。

ア 生活困窮者の自立に有効で広域的に提供されるサービス

イ 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業と連携を取って実施されるもの

ウ 法の規定に基づく事業で国の負担及び補助の対象とならないもの

(具体的事業及び実施団体の選定)

事業を公募し、プロポーザル方式により選定した (検討 1) 。 (平成 27 年度は 5 者応募、平成 28 年度は平成 27 年度に実施した団体 1 者のみ応募)

(2) 根拠法令・条例・要綱等

生活困窮者自立支援法、山梨県補助金等交付規則、山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金交付要綱

【生活困窮者自立支援法（抜粋）】

第2条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
- 二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業
- 三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3) 創設年度 / 終期

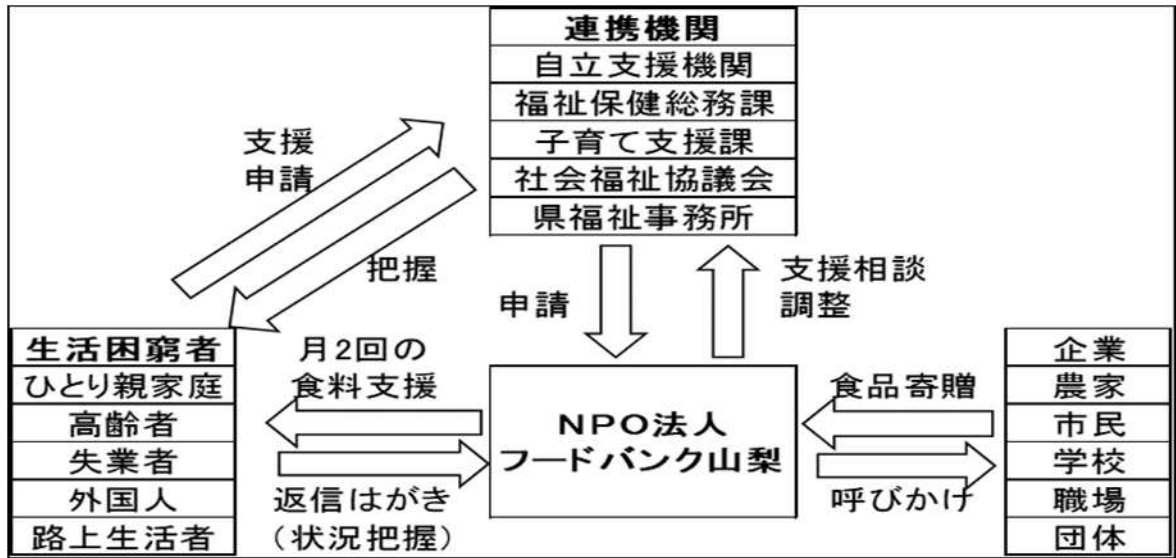
平成27年度 / 平成28年度（当初から2年間限定）

(4) 補助金対象事業

補助金対象事業は、民間事業者からの提案を受け、プロポーザル方式により次の事業が選定された。

事業実施地域（山梨県下の8町6村）の自立相談支援機関等が支援している生活困窮世帯に向けて食料を配送し、貧困の重度化を防止し生活基盤を整えることにより、自立に向けた支援を実施する。

この食料支援に使用する食品は、企業や家庭から寄付して頂き、ボランティアの協力を受けながら食品仕分・発送（月2回）を行う。食料を配送する世帯については、行政等の自立支援機関等から生活困窮世帯の同意を得た上で情報提供を受け、食料を配送している。



(5) 補助金対象経費及び補助率

前記(4)記載の事業を行うための人件費その他の経費を補助対象とし、上限 5,000 千円の定額を補助している。2 年度とも上限の 5,000 千円を交付している。

【補助対象事業の収支内訳】

(単位：千円)

対象事業期間	平成 27 年度	平成 28 年度	算定根拠等
	6 か月	9 か月	
給料 ()	3,345	3,540	常勤 2 名 × 0.8 = 1.6 人分
共済費	436	554	
旅費	22	35	
需用費及び報酬	552	394	宅配用段ボール代他
役務費	381	521	食品宅配料他
使用料及び賃借料	301	811	倉庫賃借料他
事業経費計	5,037	5,855	
県からの補助金	5,000	5,000	
法人負担	37	855	
補助率	99%	85%	

() 補助対象期間が異なるにもかかわらず、給料の金額がほぼ同じである。(検討 2)

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	5,000	5,000
決算額	-	-	-	5,000	5,000

(7) 交付先

NPO 法人フードバンクやまなし (検討 3)

(8) 実績報告書

事業報告書、収支決算書が添付された実績報告書が 4 月 10 日に提出されている。実績報告書提出を受け、県は書類の確認を行っている。

食料収集		食品支援実績		
企業からの寄贈	3,625.0kg	個人宅配	884 件	7,684.2 kg
きずなBOX (1)	1,425.5kg	緊急支援	37 件	480.5 kg
フードドライブ (2)	36,417.5kg			
合計	41,468.0kg	合計	921 件	8,164.7kg

(1) きずなBOXとは県内のスーパーマーケット 12 店舗に設置している食品寄付のBOXである。

(2) フードドライブとは、家庭にある食品を学校や職場、グループなどで集めて、フードバンクに寄付して頂くことである。

2 検討

(1) プロポーザル方式の実施方法 (提案を求める事項) の問題点

民間団体のアイデア・ノウハウを生かした生活困窮者自立支援事業の提案を受けるために、プロポーザル方式を採用したことは有効であったと認められる。しかし、当該事業は補助事業であるにもかかわらず、事業費だけでなくそのうちの補助金要望額について提案を受けていなかった。

委託事業と異なり補助事業は事業費の一部を補助するのが原則である。また、プロポーザル方式の評価項目として「補助終了後も独自財源を確保し継続できること。」を掲げ、事業実施のための自己財源の確保を前提としているにもかかわらず、実際には事業費のほぼ全額に相当する補助金を交付している。

事業費の一部を補助することにすれば、限られた予算内で生活困窮者の自立支援の事業を複数実施することができ、生活困窮者自立支援の目的達成のため、より有効な予算の使い方ができたのではないかと考えられる。

特に、補助事業を実施した「NPO法人フードバンク山梨」は、県の補助を受ける前から「生活困窮者に対する食糧支援」を法人の主たる目的事業として実施しており、予算の上限額をそのまま補助金として交付するのではなく、選定の過程でも補助割合について提案を受け、検討する必要があったと考える。

【応募のあった事業と事業費】

(単位：千円)

団体名	事業名	事業費
NPO 法人フードバンク山梨	生活困窮者自立支援のための食のセーフティネット	5,000
一般社団法人 A	生活困窮家庭の子ども/若者への日本語学習支援及びその自立支援	1,553
NPO 法人 B	炊き出し会場及び家庭訪問による自立支援事業	530
NPO 法人 C	生活困窮者の就労に向けたキャリアコンサルティングと自立促進訓練事業	4,990
任意団体 D	子どもとその家庭に対する支援事業	4,028

なお、プロポーザル方式で事業を評価選定する委員は次のとおりであり、県と業務上の関係が深い方が就任している。

山梨県職員	2名
甲府市職員	1名
昭和町職員	1名
山梨学院短期大学教授	1名
計	5名

(2) 補助対象経費である給料金額の算定の誤り

補助金交付の対象となる事業経費は、補助対象期間に発生したものに限られるのであるが、平成 27 年度(事業期間 6 か月)、平成 28 年度(事業期間 9 か月)と補助対象事業期間が異なるにもかかわらず、ほぼ同じ給料金額が補助対象経費として計上・請求されている。

当該補助事業に要する給料金額は、次のとおり、補助企業実施団体の事業費（収入）により按分計算されている。しかし、この方法では補助事業実施団体が行う他の事業で赤字があった場合、その赤字を当該補助金が負担することになってしまい、適正な算定方法ではない。当該補助事業への従事割合を把握した上で適正な人件費を算定するよう、県はしっかりチェックを行い、適正に指導監督を行うべきであった。

【人件費の按分根拠】

	金額	事業費割合	人件費割合
当該補助事業	5,000 千円	13%	1.6 人
その他補助事業	17,587 千円	46%	5.5 人
その他助成事業	5,000 千円	13%	1.6 人
法人事業	10,800 千円	28%	3.4 人
合計	38,387 千円	100%	12.0 人

（３）補助金額の見直しの必要性

委託事業と異なり補助事業の実施主体は県ではなく、県は事業経費の一部を補助することにより公益性の高い事業等の育成助長を図るものであり、事業の収支及び事業実施団体の財政状況を勘案し、必要最小限の補助金交付にとどめるのが、地方自治法第 2 条第 14 項「最少の経費で最大の効果を上げる。」の要請であると考ええる。

しかし、当該補助事業を実施している「NPO法人フードバンクやまなし」は、多額の利益、その結果として多額の現金預金を保有している。

当該補助事業は県からの補助金を受ける以前から主たる事業として行ってきた事業。補助対象経費の 6 割以上は人件費であるが、本来実施団体の自己財源で賄うことが原則であり、財政課の予算編成方針でも人件費補助の見直しが求められている。

事業経費のほぼ全額を補助金として交付することが妥当であったかは疑問である。少なくとも 2 年目の平成 28 年度においては補助金額の減額を行う必要があったと考える。

【NPO 法人フードバンクやまなしの財政状態等の概要】 (単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(貸借対照表概要)			
正味財産	15,923	30,834	47,661
現金預金	14,732	28,786	44,534
未収金	302	4,806	5,855
(損益計算書概要)			
受取会費	1,240	3,501	4,881
受取寄付金	9,110	30,423	31,352
受取補助・助成金等	50,316	31,834	33,450
その他収益	740	1,351	1,090
経常収益計	61,406	67,110	70,773
人件費	26,279	27,452	29,680
その他事業費	18,302	13,627	14,695
事業費	44,581	41,079	44,375
人件費	6,653	6,919	7,480
その他管理費	1,371	3,961	1,919
管理費	8,024	10,880	9,399
経常費用計	52,605	51,959	53,774
固定資産売却損	0	240	101
法人税等	0	0	71
当期正味財産増減額	8,801	14,911	16,827
寄贈食品	104,621 kg	78,957 kg	53,239 kg
ボランティア	694 時間	1,659 時間	1,722 時間

3 指摘及び意見

(指摘1) 補助対象事業者の選定

限られた予算の全額を1者に交付しているが、プロポーザル方式による選定の際に事業費だけでなく補助金必要額についても提案を受けることにしていれば、予算の範囲内で複数の生活困窮者自立支援のための事業を実施することが可能になり、より効果を上げることが可能になったと考えられる。補助事業の選定方法に重要な問題がある。

(指摘2) 補助対象経費の算定方法

補助対象経費の6割以上を占める人件費を事業費(収入)の割合で按分して算定しているが、この方法は適切ではなく、補助事業への従事割合に基づき人件費を適正に算定する必要があり、県もしっかりチェックを行い、指導監督責任を適正に果たす必要がある。

(指摘3) 補助金額の妥当性

多額の現預金を保有している法人が従来から主たる事業として実施してきた事業の経費の大半を補助しており、かつ、補助対象経費の6割以上は本来法人の自己財源で賄うべき人件費であることを勘案すると、補助金交付額が過大であったのではないかと疑問が生じる。少なくとも、事業2年目である平成28年度の補助金は減額する必要があった。

(意見) 評価選定委員の構成

プロポーザル方式の評価選定委員は、県、市の職員及び大学教授と行政と関係の深い方で構成されているが、補助対象事業者の選定に疑念を抱かせることのないよう、利用者等を代表する者等、行政の外部の方をより多く委嘱することを望む。

(16) 軽費老人ホーム事務費補助金(健康長寿推進課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

社会福祉法人が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用の一部について、予算の範囲内で施設に対して補助することにより、その円滑な運営とサービスの質の向上を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例、山梨県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱、社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて

(3) 創設年度/終期

昭和45年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

軽費老人ホームの運営に要する費用の一部を補助金の対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金の交付額は、施設の事務費実支出額と事務費基本額を比較し、いずれか少ない方の額から、施設の入所者本人から徴収した事務費本人徴収額を控除して得た額を交付額(千円未満切捨て)としている。事務費の範囲は、施設を運営するために必要なもので、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費引当金、本部会計繰入金に充当する経費である。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	612,323	613,283	629,989	635,478	630,220
決算額	559,024	573,955	564,048	565,536	561,310

当該補助金は、次の各福祉事務所によって執行されている。

- ア 中北保健福祉事務所
- イ 峡東保健福祉事務所
- ウ 峡南保健福祉事務所
- エ 富士・東部保健福祉事務所

(7) 交付先

- ア 中北保健福祉事務所

(単位:千円)

交付先	金額
軽費老人ホーム へいりん荘(A型)	66,496
軽費老人ホーム あやめの里(A型)	62,993
ケアハウス パンセ	38,761
グレープハウス	30,208
ケアハウス ファイン	38,667
ケアハウス セレソ楡形	35,104
シルバーカレッジ奥湯村	29,083
あけぼのケアハウス	30,288
ケアハウス ハートピア茅南台	23,507

イ 峡東保健福祉事務所

(単位：千円)

交付先	金額
サンリバー塩山	28,470
ケアハウス サンテいちのみや	34,814
ケアハウス エレガローザイサワ	31,720

ウ 峡南保健福祉事務所

(単位：千円)

交付先	金額
ケアハウスみのぶ	30,492
あさひ鯉桜苑	23,444

エ 富士・東部保健福祉事務所

(単位：千円)

交付先	金額
軽費老人ホーム泉ホーム(A型)	57,263

(8) 実績報告書

補助事業が完了したときは、事業完了後1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次の関係書類を添えて実績報告書を各保健福祉事務所長に提出する。

ア 補助金精算書

イ 補助金精算内訳書

(ア) 支出額内訳

(イ) 階層別、月別利用人員内訳

(ウ) 利用料納付額及び事務費基準額内訳

(エ) 職員の状況

(オ) 1施設当たり職員平均勤続年数算定表

ウ 収入支出決算書(又は見込書)抄本、当該施設の利用料規程、その他

2 検討

(1) 実績報告書における補助金収入の記載方法

実績報告書にある収入支出決算書(又は見込書)において、各施設の補助金収入の記載方法に統一性がなく、中には補助金収入を区分せず事業収入合計額に含めて計上している施設も見受けられた。

県は、補助金収入を確認できる資料の提出を求めておらず、収入支出決算書への金額記載の適正性を確認できなかったため、各施設よりその財務諸表（資金収支計算書）を取り寄せたところ、そこでも各施設によって補助金収入の記載方法が異なり、すべての補助金収入が適正に計上されているか確認できなかった。

また、富士・東部保健福祉事務所においては、事後に確定後の財務諸表の現地確認を行っているとのことであったが、県としてすべての施設について確定後の財務諸表の提出を求めているわけではない。

（２）民間施設給与等改善費の算定基礎の確認状況

事務費基準額の算定において平均勤続年数により民間施設給与改善費が加算されるが、補助金精算内訳書の人件費について、各施設の常勤等職員の１人当たりの人件費の額を見ると、施設によってかなりの開きがあった。算定基礎となる職員は、常勤職員以外の者であっても、１日６時間以上、月２０日以上勤務しているものにあつては常勤職員とみなして算定することになっているので、それも一つの要因と考えらえる。

これらが確認できるよう、関係書類の提出を受けただけにせず、必要に応じて計算内容の確認を行うことも重要である。

（３）報告書等の書類の審査等

社会福祉法人の運営・事務手続は、福祉保健部福祉保健総務課が監督指導しているところであるが、山梨県補助金等交付規則第１３条（補助金の額の確定）の規定には、補助金交付の所管課においても報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとしている。

３ 指摘及び意見

（意見１）実績報告書の添付書類の確認

実績報告書に添付される資金収支計算書の中には、補助金収入が適正に計上されているか確認できないものがあった。このような場合は、県は必要に応じ財務諸表の提出や説明を求め、積極的に確認することを望む。

（意見２）現地調査による確認等

補助金の審査方法は、実績報告書の書類審査に加えて、算定根拠の確認、補助金の有効性、必要性の担保や、「申請者を牽制する」という目的からも現地調査・指導の実施を含めて検討すべきである。なお、現地調査・指導を導入するに当たっては、每期全ての交付先を調査等しなくとも、必要に応じ調査・指導を行うことが前提とされていれば、補助金交付申請者に対して牽制効果はあり、併せて検討を望む。

(17) 老人福祉施設等施設整備費補助金（健康長寿推進課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

老人福祉施設等の充実を図るため、老人施設整備のうち、山梨県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に定める施設整備に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 59 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

補助対象事業は、次の補助金対象事業(1)欄に定める施設の種類ごとに、(2)欄に定める設置者が設置する施設に係る(3)欄に定める事業とする。

【補助金対象事業】

(1) 施設の種類	(2) 設置者	(3) 補助対象事業
養護老人ホーム	市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）及び社会福祉法人	施設整備（創設、増築、改築、その他改修）
特別養護老人ホーム（定員30人以上：ユニット型）	社会福祉法人 ただし、増築、改築、改修については市町村（一部事務組合を含む。）を加える。	施設整備（創設、増築、改築、改修。ただし、改修については、平成15年5月以前に開設した施設を対象とする。）
老人保健施設（定員30人以上：ユニット型）	医療法人 ただし、改修については社会福祉法人を加える。	施設整備（創設、改修）

ただし、県が別に定める高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画に定める各施設の計画値を超える施設に係る事業については、補助対象としない。

また、次の各号に掲げる費用については、補助対象としない。

ア 土地の買収又は整地に要する費用

イ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建築に要する費用

ウ その他施設整備費として適当とは認められない費用

なお、平成 28 年度における補助対象事業は、築後 35 年を経過し老朽化が進む社会福祉法人身延山福祉会特別養護老人ホームみのぶ荘（以下「みのぶ荘」という。）の建て替えのための補助金及び同養護老人ホーム功德会の改築補助金。

（５）補助金対象経費及び補助率

ア 補助金の交付額は、次の「補助対象経費及び補助率表」の（１）欄に定める施設の種類ごとに、（２）欄に定める事業ごとの（３）欄に定める基礎単価に（４）欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と（５）欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内の額とする。

なお、前年度以前から補助を受けている事業（継続事業）については、補助を受けた初年度の要綱に定める算出方法及び単価を適用する。

イ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 5 条第 2 項の規定に基づく交付金（以下「交付金」という。）を財源の全部若しくは一部とする市町村補助金の交付を受ける場合は、この補助金の交付額は前項の規定による算定額から当該市町村補助金額のうち市町村が国から交付を受けた交付金の額を控除して得た額とする。

ウ 交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【補助対象経費及び補助率表】

(1) 施設の種類	(2) 事業	(3) 基礎単価	(4) 単位	(5) 対象経費
養護老人ホーム	創設、増築	2,200,000 円	定員数	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改築	2,500,000 円	定員数	
	その他改修	知事が必要と認めた額に3/4を乗じて得た額	施設数	
特別養護老人ホーム	創設、増築	2,000,000 円	定員数	
	改築	2,400,000 円	定員数	
	改修（多床室からユニット型への改修の場合）	1,000,000 円	定員数	
	改修（非ユニット型の個室からユニット型への改修の場合）	500,000 円	定員数	
老人保健施設	創設、改修	23,750,000 円	施設数	

(6) 補助金の推移（過去5年間）

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	162,772	172,751	230,378	364,886	126,769
(内繰越)	(48,468)	(14,527)	(78,400)	(71,978)	(0)
決算額	148,254	94,351	158,400	298,886	13,236
(内繰越)	(48,468)	(14,527)	(78,400)	(71,978)	(0)
交付先	(福) 緑樹会	(福) 富士厚生会	(福) 富士厚生会	(福) 山梨県社福事業団	(福) 身延山福祉会

補助金の推移表平成 24 年度以降においては、特別養護老人ホームの新築、改築につき補助要望のあった施設を対象として補助金を交付している。

(7) 交付先

老人福祉施設（平成 28 年度は、社会福祉法人身延山福祉会）

(8) 実績報告書

施設整備のための工事関係書類等が添付された実績報告書が平成 29 年 4 月 3 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。現地調査は平成 29 年 3 月 27 日に行っている。

2 検討

(1) 補助対象施設の選定基準

ア 平成 28 年度、みのぶ荘の事業は社会福祉法人身延山福祉会によって行われ、地域における社会福祉の在り方の再構築を課題とし、先行して身延、南部にサテライト施設の建設を行い、法人内の養護老人ホーム功德会を移転合築させ、みのぶ荘の建て替えと合わせ、今後の地域の高齢者福祉の未来の構築を目指すものである。

施工計画は次のとおりである。

直営・請負の別	請負
契約年月日	平成 28 年 12 月 1 日
着工年月日	平成 28 年 12 月 28 日（交付決定後の着工）
完成年月日	平成 29 年 11 月 30 日

平成 28 年度においては建設工事の進捗率を 8 パーセントと見積もっている。

イ 当該補助金事業につき平成 27 年度に外部評価が行われており、「意図した成果はほぼあげている」とある。

その自主点検シートの目標設定の考え方として、「補助要望のあった施設のうち、毎年度 2 施設程度を補助対象とし、施設の充実を促進する。」としており「老人福祉施設等整備事業費補助金対象施設選定基準」（以下「選定基準」という。）がある。

この選定基準には別紙として「老人福祉施設等整備事業費補助金対象施設選定得点表」（以下「得点表」という。）があり、予定を超える交付希望があった場合は、得点数の上位順に対象施設の選定をすることとしている。

しかし、これまで施設からの希望が予定数内に留まっており使用した事例はない。

(2) 補助金基礎単価の設定

ア 補助金の額

補助金の交付額は次の基準を満たしている。

基礎単価 × 単位数と対象経費の実支出額の少ない方の額
総事業費 - 寄付金その他収入額
と の少ない方の額の範囲内

なお、基礎単価及び単位数については、平成 18 年度の国からの都道府県への交付金廃止に伴い、補助金単価は本県独自で基礎単価設定を行っている。

県から説明を受けた本県独自の基礎単価設定について、「厚生労働省旧地域介護福祉空間整備等交付金実施要項（以下「厚労省旧実施要項」という。）」を確認したところ、基礎単価は厚労省旧実施要項の基礎単価と同額であった。

3 指摘及び意見

(意見 1) 補助金対象施設選定得点表の活用

補助金対象施設選定得点表は、補助対象施設の選定で補助希望の施設がいずれも予定数内であったために、使用されていない。

この表を作成することによって、データが蓄積され、比較検討にも活用が可能となるため、県は予定内の補助希望数であっても毎年度得点表を作成し、活用することを望む。

(意見 2) 地域性を考慮した補助金基礎単価の設定

補助金基礎単価は本県独自で行っているとのことであったが、厚労省旧実施要項の金額と同額を設定している。

厚労省旧実施要項の金額は全国一律のものではなく、県は地域性を考慮した基礎単価を検討し、県独自の基礎単価を設定することを望む。

(18) 介護サービス適正化支援事業費補助金（健康長寿推進課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、山梨県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が行う介護サービス適正化支援事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県介護サービス適正化支援事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 27 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

サービス事業者等の行うサービスに対する苦情について、国保連合会が行うサービス適正化支援事業に要する経費を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

国保連合会が行う介護保険関連事業のうち次の介護サービス適正化支援のために実施する事業を対象とする。

ア 介護保険に関する苦情処理体制の整備

イ 市町村職員等を対象とした研修会の実施

ウ 県、市町村、事業者等に対する情報提供

エ 苦情処理委員の資質向上

補助金の交付額は、補助基準額（予算額）と対象経費（報酬、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金）の実支出額とを比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額とする。

(6) 補助金の推移（過去 5 年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	733	733
決算額	-	-	-	708	708

(7) 交付先

山梨県国民健康保険団体連合会

(8) 実績報告書

実績報告は、補助金精算書、実績報告書及び収入支出決算書を添付して、事業が完了し

た日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出する。

2 検討

(1) 対象経費(報酬)の主な内容

対象経費の実支出額の93%強が苦情処理委員の報酬であり、苦情処理体制の整備費用として委員報酬を計上している。その委員の資格と報酬額の根拠は、山梨県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理規則により、中立公正な立場で活動できる学識経験者を中心に、被保険者の意見を反映しうる者で、その報酬額は日額13,000円に通勤手当475円を加算した額としている。毎週水曜日に苦情・相談を開催しており年間で約50回程度の開催となっている。

(2) 実績報告の方法

実績報告書において、要苦情処理の傾向等の内容及び処理件数の実績を記載する様式にはなっていない、またそのような報告も特になかった。

3 指摘及び意見

(意見) 補助金対象経費の内容による実績確認の充実

補助金の主な経費は苦情処理委員の報酬であるが、苦情処理の傾向等の内容及び処理件数については、実績報告書で報告されていなかった。

このような内容等の報告により補助金の目的となる対象経費の妥当性と成果の検証になるので、その経費の重要性を勘案し、委員の資格・報酬の支払いを確認できる資料及び苦情処理の実績報告(件数等)を確認できる書類の添付を求め、確認することを望む。

(19) 長寿やまなし振興事業費補助金(健康長寿推進課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

山梨県社会福祉協議会が行う明るい活力ある長寿社会づくりを推進するため、高齢者の生きがいや健康づくりを支援する各種事業に対して補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、長寿やまなし振興事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 18 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

- ア 高齢者の社会活動に対する啓発普及事業
- イ 高齢者の生きがいづくり事業
- ウ 高齢者の健康づくり事業
- エ 高齢者の地域活動支援事業
- オ 事業諸費

(5) 補助金対象経費及び補助率

この補助金は、次表「補助金対象基準額・対象経費」の(2)に定める基準額と(3)に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【補助金対象基準額・対象経費】

(1) 事業区分	(2) 基準額	(3) 対象経費
高齢者の社会活動に対する啓発普及事業	知事が必要と認める額	謝金、賃金、旅費、 需用費、備品購入費、 役務費、委託料、 負担金、使用料及び 賃借料
高齢者の生きがいづくり事業		
高齢者の健康づくり事業		
高齢者の地域活動支援事業		
事業諸費		

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	20,851	21,977	20,791	21,541	29,405
決算額	20,538	20,803	17,937	20,367	19,584

(7) 交付先

社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

(8) 実績報告書

補助金精算書、事業実績報告書、収支決算書（見込書）抄本を添付した実績報告書の提出を受け、県は書類の確認を行う。

2 検討

(1) 補助金の交付について

長寿やまなし振興事業費補助金交付要綱第7条（補助金の交付）には、「この補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは概算払いをすることができる。」と定められており、平成28年4月1日付で予算総額29,404千円の交付決定通知が発出されている。

ア 補助金額の適正性について

補助金の推移は次表のとおりで、平成28年度における補助金の予算額と決算額に9,821千円の差があり、平成26年度は2,854千円の差があることから、当初の補助金額が適正であったか検討を行った。

【平成24年度から平成28年度までの推移表】（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	20,851	21,977	20,791	21,541	29,405
決算額	20,538	20,803	17,937	20,367	19,584
差額	313	1,174	2,854	1,174	9,821

次に山梨県社会福祉協議会の各年度の交付金請求書添付の所要額内訳と実績報告書の実績額内訳を検討した。

【全国健康福祉祭選手派遣事業の旅費当初所要額と実績額】（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合計
所要額	5,172	8,849	6,112	10,283	15,706	46,122
実績額	3,407	5,418	3,287	6,194	6,393	24,699
差額	1,765	3,431	2,825	4,089	9,313	21,423
派遣人数	114 人	148 人	158 人	159 人	150 人	729 人
実績額 (1 人)	30	37	21	39	43	34
不要割合	34.13%	38.77%	46.22%	39.76%	59.30%	46.45%
派遣先	宮城県	高知県	栃木県	山口県	長崎県	-

特に全国健康福祉祭選手派遣事業の旅費当初所要額と実績額の差額が大きいことがわかる。

イ 補助金の概算払の必要性

平成 28 年度以前から補助金は原則の精算払ではなく、「知事が必要と認めた場合」とされる概算払によっており、年度初めに総額の交付が行われている。

平成 28 年度の実績額内訳中 83.4%である 16,339,072 円を支出する健康づくり事業区分のうち「いきいきやまなしねんりんピック」(平成 28 年度実績額 8,984,333 円)の開催は例年 9 月の最終土曜日を中心に開催され、全国健康福祉祭(同 7,354,739 円)は例年 10 月に開催されている。

また、精算による返納額(納入期限平成 29 年 5 月 4 日)は 9,821 千円であった。

総額を概算払していることについて、県に確認したところ「山梨県社会福協議会には事業資金がないための措置である」との説明を受けた。

(2) 補助金の交付基準

長寿やまなし振興事業費補助金交付要綱の第 3 条(交付基準)に、「この補助金は別表の第 2 欄に定める基準額(知事が必要と認める額)と第 3 欄に定める対象経費(謝金、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料)の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。」と定められており、対象経費は明確となっているが基準額は漠然としすぎていて、はっきりしない。

その結果として平成 28 年度は、基準額 29,405,000 円と執行額 19,584,000 円との差額、9,821,000 円(33%超)が返納されている。

3 指摘及び意見

(指摘 1) 補助金予算設定の適正化

平成 28 年の補助金の予算額と決算額に 9,821,000 円 (予算の 33% 超) の差額がある。所要額内訳及び実績額内訳を詳細に分析検討し知事が必要と認める額を決定していく必要がある。

特に全国健康福祉祭の旅費については、派遣人数を見ると平成 24 年度の宮城を除くと 150 人前後であり、平成 28 年度所要額の見積もりを誤ったとしか思えない。

よって県は、山梨県社会福祉協議会に適正な見積もりをするよう指導する必要がある。

(指摘 2) 補助金対象経費支払よりかなり早い時期の概算払

年度初めに補助金の概算額の総額が交付されている。年度実績額の 83.4% が 9 月、10 月開催の健康づくり事業に使用されるのであり、まだ事業のために使用するよりかなり早い時期である年度初めに概算額の総額を交付することは、当該補助金の交付趣旨に合致しない。

県は、原則に基づいた精算払、または必要な時期に応じて概算払をする必要がある。

(意見) 交付要綱に定める補助金基準額の内容の明確化

平成 28 年度の予算額と決算額との差額が 9,821,000 円 (予算の 33% 超) となっており、基準額の正当性が疑われる。補助金の交付基準に記載がある基準額の「知事が必要と認める額」が漠然としすぎていてははっきりしない。県は、明確な基準額を作成することを望む。

(20) 認知症介護指導者養成研修事業費補助金 (健康長寿推進課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

「山梨県認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に基づく認知症介護指導者養成研修を円滑にするため、研修期間中の代替職員の確保に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、認知症介護指導者養成研修事業費補助金交付要綱、山梨県認知症介護実践者等養成事業実施要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 13 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

介護保険施設・事業者等に対し、認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者及び地域ケアを推進する役割を担うことが予定されている者を認知症介護指導者としての研修に参加させる職員の代替職員（非常勤職員）の雇上費を、補助金の対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

介護保険施設・事業者等に対し、認知症介護指導者養成研修期間中の非常勤職員雇上費のうち基本給相当分の実支出額と基準額（1日5,320円×雇上日数、ただし25日を上限）とを比較して少ない方の額を交付額としている。

(6) 補助金の推移（過去5年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	133	133	133	266	266
決算額	0	133	133	79	133

(7) 交付先

年度	交付先
平成 25 年度	特別養護老人ホーム寿ノ家
平成 26 年度	小規模多機能型居宅事業所みんなの家つる東
平成 27 年度	特別養護老人ホーム白根聖明園
平成 28 年度	通所介護事業所みのぶ荘

(8) 実績報告書

実績報告は、実績報告書に補助金精算書、事業実績報告書、歳入歳出決算書を添付して事業の完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出する。

2 検討

(1) 補助金対象事業と補助金交付要綱での定めとの相違

補助金交付要綱において、補助金対象事業が「山梨県認知症介護研修事業実施要綱」に基づくと規定されている。しかし、この要綱は平成 18 年に「山梨県認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に改正されているが、補助金交付要綱では、その規定が従前の「山梨県認知症介護研修事業実施要綱」のままとなっている。

(2) 計算根拠の確認の不備

実施計画書及び実績報告書において、研修期間・雇上期間の記載はあるが、具体的に計算の根拠となる代替職員の勤務日数及び基本給の金額の確認をしないで上限額 133,000 円の所要額調書及び補助金精算書が作成されている。補助金交付要綱においても、計算根拠を記載する様式は示されていない。

なお、認知症介護指導者研修日程については、次のとおりとなっている。

【平成 29 年度 認知症介護指導者養成研修の日程及び場所】(平成 28 年度も同様)

研修内容	研修場所	日程	日数
前期研修	愛知県大府センター	平成 29 年 6 月 12 日(月)～6 月 30 日(金)	15
職場研修	各自の職場	平成 29 年 7 月 3 日(月)～7 月 28 日(金)	20
後期研修	愛知県大府センター	平成 29 年 7 月 31 日(月)～8 月 11 日(金)	10

年 3 回行われ、前期研修、職場研修、後期研修は同じローテーションで行われる。

(3) 非常勤職員を雇うことができる可能性

当該補助金は、研修期間中の非常勤職員雇上費のうち基本給相当分が対象経費である。県では、非常勤職員とは「常勤職員ではないことを意味する。」と解しているが、実際に非常勤職員であること及び基本給相当額等の確認は行っていない。

認知症介護指導者養成研修は、山梨県の場合は愛知県にある大府センターで行われ、約 9 週間の研修期間が必要であることから、研修受講者の所属介護保険事業所において代替職員として臨時に雇い上げた経費を補助する目的としている。ただし、研修日程は上の(2)の表のとおりであり、職場研修期間も含まれる中で、介護事業所において短期の非常勤職員を雇い上げることは難しいと思われる。また、認知症介護指導者養成研修に参加する職員の資格条件からして、臨時に採用することでその代替職員になりうるのか疑問である。1 日 6 時間以上、月 20 日以上勤務している者にとっては、常勤職員とする他の規定もあり、非常勤職員の定義についても不明確である。

なお、介護が必要な 65 歳以上の認知症高齢者は増加しており、県内においても平成 29 年 4 月 1 日時点で 26,626 人と、記録が残る昭和 54 年以降で過去最多となっており、認知症介護指導者の養成は必要不可欠と言える。

3 指摘及び意見

(指摘 1) 交付要綱の規定等の変更

補助金対象の基本が平成 18 年に「山梨県認知症介護実践者等養成事業実施要綱」と改正されたが、補助金交付要綱の規定は、それ以前の「山梨県認知症介護研修事業実施要綱」のままとなっており、整合性が図られていない。

改正された実施要項の内容の変更についても検討した上で、補助金交付要綱の規定を「山梨県認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に変更する必要がある。

(指摘 2) 実績確認のための報告様式の改善

補助金交付要綱では、対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額を交付額とするとしているが、期間の記載はあるものの基準額の算定における日数の確認をせず、上限額 133,000 円をそのまま基準額としている。これは、補助金交付要綱の様式がそのようになっていることも原因である。

県は、非常勤職員であるかどうか及び基本給相当分と雇上日数の確認ができるよう、補助金交付要綱の様式を改善する必要がある。

(意見) 補助金の仕組みの改善

交付先において、研修に行く職員の代替職員を非常勤職員として雇い入れることは、その必要な期間、研修に行く職員と同等の能力の者を雇い入れること、非常勤の要件を満たす者を雇い入れること等を勘案すると、現実的に雇い入れることができるか疑問のある状況である。しかし、認知症介護指導者の養成は緊急を要する課題である。

よって、実態に合わせた補助金の仕組みに改善するなどの検討を行い、介護保険施設・事業者等において認知症介護指導者養成がより進展するよう改善を望む。

(21) 山梨県遺族会事業費補助金（国保援護課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に語り継ぐとともに、先の大戦における戦没者の慰霊、戦没者遺族の慰藉及び旧主要戦域等における慰霊等の事業の円滑な推進に資するため、補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、一般財団法人山梨県遺族会事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和42年 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

山梨県遺族会活動推進事業（ア 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式参列遺族助成事業、イ 山梨県遺族会女性部大会事業、ウ 山梨県遺族会地区大会事業）と海外慰霊巡拝等遺族助成事業を補助金対象事業とする。

(5) 補助金対象経費及び補助率

事業の区分	補助対象経費	補助率
山梨県遺族会活動推進事業	ア 千鳥ヶ淵戦没者墓苑巡礼式参列遺族助成事業 千鳥ヶ淵戦没者墓苑巡拝式へ遺族代表が参加する際の旅費、事前打合せに要する経費 等 イ 山梨県遺族会女性部大会事業 大会開催に当たり必要となる事前打合せに要する経費、連絡のための通信運搬費 等 ウ 山梨県遺族会地区大会事業 県下9地区での大会開催に当たり必要となる事前打合せに要する経費、会場借上経費 等	1 / 2

事業の区分	補助対象経費	補助率
海外慰霊巡拝等遺族助成事業	厚生労働省による、旧主要戦域等における慰霊巡拝事業及び国の委託を受けた一般財団法人日本遺族会が実施する戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者に要する経費 ア 慰霊巡拝 国補対象事業経費	1 / 3
	イ 遺児による慰霊友好親善事業 個人負担額	1 / 3

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	3,139	2,929	2,929	2,929	2,749
(遺族会)	2,239	2,239	2,239	2,239	2,239
(海外慰霊)	900	690	690	690	510
決算額	2,343	2,629	2,336	2,554	2,313
(遺族会)	2,239	2,239	2,239	2,239	2,239
(海外慰霊)	104	390	97	315	74

(注 1) 表中「遺族会」は「山梨県遺族会活動推進事業」、「海外慰霊」は「海外慰霊巡拝等遺族助成事業」を指す。

(注 2) 表中「遺族会」の決算額は予算額 (上限) に達しているため、予算と同額になっている。

(7) 交付先

一般財団法人山梨県遺族会 (以下「県遺族会」という。)

(8) 実績報告書

事業実績報告書、収入支出決算書、事業別決算書のほか巡礼先での写真と巡礼を終えた感想文が添付された実績報告書が県遺族会から県に対して平成 29 年 4 月 10 日に提出を受け、県は実績報告書の内容確認を行う。

2 検討

(1) 事業完了日と実績報告日 (海外慰霊巡拝等遺族助成事業)

遺児による慰霊友好親善事業が、平成 29 年 3 月 8 日に実施された。これに関する実績報

告書は平成 29 年 4 月 10 日に提出されている。しかし、補助金交付要綱による提出期限は、当該事業が実施された日を事業完了日とすれば、1 か月後の平成 29 年 4 月 8 日のはずである。

これについて県に確認したところ、事業効果を把握するための慰霊事業参加者の感想文提出が平成 29 年 3 月 22 日であったため、これを事業完了日と考えており、実績報告書の提出期限はこの 1 か月後か 4 月 10 日のいずれか早い日のため、平成 29 年 4 月 10 日の実績報告書提出で問題ないとしていた。

確かに事業効果を把握するためには、写真や感想文などが必要である。しかし、写真や感想文の収集や決算報告書等作成は、実績報告書を作成するための事務処理期間と考えなければ、その事務処理の遅れだけで実績報告書提出期限は自ずと遅れるものであり、事業完了後速やかに実績の確認を行う趣旨から外れる。

すなわち、事業完了の日はあくまで遺児による慰霊友好親善事業実施日である平成 29 年 3 月 8 日とすべきであり、実績報告書の提出日が平成 29 年 4 月 10 日であることは交付要綱に反することになる。

(2) 人件費の計上方法 (山梨県遺族会活動推進事業)

県遺族会から提出された収入支出決算書の支出部門によると、補助対象経費の人件費は県遺族会の職員 2 名の年間実額給与 (4,442 千円) を、県遺族会の算定した「概ねの事務量」により按分した数値を計上している。

事務内容	概ねの事務量	人件費の計算
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式参列	10 日	88,845 円 (4,442,272 円 × 10/500)
女性部大会開催	30 日	266,536 円 (4,442,272 円 × 30/500)
戦没者遺族大会開催	170 日	1,510,372 円 (4,442,272 円 × 170/500)
その他	290 日	
合計	500 日	

現状は年間の実額給与が確定してから、これを「概ねの事務量」により按分して人件費を計算しているため、実績報告書の提出が 4 月以降にならざるを得ない状況になっている。

毎月の給与と業務日誌の運用によって工夫し人件費を計算するなどの方法をとれば、より適正な実績把握ができるとともに、比較的早い時期に事業が完了した場合でも実績報告は適時に行えるようになる。

3 指摘及び意見

(指摘) 実績報告書の提出遅れ

海外慰霊巡拝等遺族助成事業において、慰霊事業に参加した参加者の感想文の提出日を事業完了の日とし、そこを基準として事業報告書の提出期限ととらえている。

しかし、感想文の提出は事業報告書の中で補助金の成果を明らかにするためのものであり、今の考え方からすれば、感想文の作成提出が遅れるだけで、補助金交付対象経費を使用した日から実績報告書の提出はその分遅れてしまう。

事業完了の日は補助金交付対象経費を使用した日であるという明確な基準を当然のこととして採用し、補助金の成果の確認を適時に行う重要性を認識し、運用する必要がある。

(意見) 人件費の実績把握方法の改善

年間の実額給与が確定してから、これを「概ねの事務量」により按分して補助対象経費の人件費を計算しているため、実績報告書の提出が4月以降にならざるを得ない状況になっている。そのため、実績報告書に添付する収支決算書及び事業別決算書の県遺族会からの提出が4月以降にならざるを得ない状況にある。

事業実施月の給与金額を基準とし、事務量も業務日誌の運用によって工夫することなどにより、より適正な実績把握と適時な実績報告が行えるよう、改善を望む。

(22) やまなし子育て応援事業補助金(子育て支援課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

子育て世帯の仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、経済的な負担を軽減するため、世帯の第2子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対して補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、やまなし子育て応援事業補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

平成28年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

市町村が行う保育料無料化事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

国が定める第 5 階層 (所得割課税額 169 千円未満) までの世帯で、 3 号認定 (満 3 歳未満) を受けて特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を行う施設に通う第 2 子に関し、保護者が実際に負担する保育料を無料化した際の経費を補助する。

補助率は、対象経費の 1 / 2 とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	-	210,862
決算額	-	-	-	-	193,902

(7) 交付先

県内 24 市町村

(単位 : 千円)

交付先	金額	交付先	金額
甲府市	41,954	中央市	7,768
富士吉田市	11,370	市川三郷町	3,145
都留市	6,588	身延町	1,532
山梨市	10,529	南部町	937
大月市	2,304	富士川町	3,604
韮崎市	5,005	昭和町	5,271
南アルプス市	23,847	道志村	186
北杜市	10,553	西桂町	611
甲斐市	14,457	忍野村	2,530
笛吹市	20,972	山中湖村	1,018
上野原市	2,833	鳴沢村	1,198
甲州市	10,003	富士河口湖町	5,687

(8) 実績報告書

年齢区分、階層区分ごとの補助対象者人数、保護者が負担する保育料等について報告を受けている。

2 検討

(1) 補助金創設の経緯

平成 27 年に実施された子育て環境に関する県民アンケート調査において、「希望する子どもの数になっていない理由」という設問に対し、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という回答が 46.6%と最も多かった。このことから、「もう一人子どもを持ちたい」と願う世帯を後押しするには、保育にかかる経済的負担を軽減することが有効であると判断した。また、子どもの年齢が低いほど保育士の配置基準が厳しく保育料が高くなるため、3歳未満児では3歳以上児より年間約 100 千円程度高くなっている。

そこで、県は、「もう一人子どもを持ちたい」と願う世帯を後押しするため、3歳未満の子どもに関する保育料の負担軽減を図る本補助金を創設することとした。

現在では鳥取県、秋田県、石川県にも同種の補助金（所得要件等が若干異なる。）があるが、都道府県として第2子以降の保育料を無料化する補助金を始めたのは山梨県が全国でも初めてである。

(2) 成果の測定

本補助金創設の前後を通じて県として特に成果指標は設定していない。

もっとも、県では、本補助金の創設により各市町村で保育料無料化事業が始まった翌年度である平成 29 年 5 月、公立保育所に三歳未満児を通わせている保護者 3,206 人を対象としたアンケート調査を実施している（回収率 86.9%）。この調査結果によれば「もう一人子どもを持っても良いと思うきっかけになる」という意見が多かった。また、「仕事がしやすくなった」という意見も多く、県としては職場復帰や新たに就労するきっかけにもなっているものと考えている。

3 指摘及び意見

(意見) 具体的な成果指標の設定等

補助金が開始した初年度であり、その必要性等は今後の検証を待たざるを得ない。もっとも、漫然と補助事業を継続することがないように、具体的な成果指標を設定するとともに、今後も継続的なアンケート調査や第2子以降の出生数調査等により補助の必要性を見極めるよ

う努めることを望む。

(23) 在宅重度心身障害者居室整備費補助金（障害福祉課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

在宅重度心身障害者の日常生活環境を改善するために、障害者の専用居室及び浴室便所等を整備する場合、必要な経費に対し、予算の範囲内で補助することにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 51 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

ア 補助対象事業費は専用居室等を改造、改築又は増築する事業とする。

イ 前項の規定にかかわらず、専用居室等の工事と併せて同一世帯の家屋を改造、改築又は増築する場合には、全体の工事延床面積が 50 m²以上となる場合は補助対象事業としない。ただし、災害その他特別の事情により、特に知事が必要と認める場合には、知事が別に定めるところによることができる。

(5) 補助金対象経費及び補助率

ア 補助基準額

(ア) 補助対象費目、種目及び基準額は次のとおりとする。

費目	種 目	㎡当り基準 単価 (円)	基準面積(㎡)	基準額 (円)	限度額 (円)
工 事 費	専 用 居 室	68,600	13.24	909,000	1,550,000
	浴 室 ・ 便 所	89,300	6.63	593,000	
	玄 関	68,600	2.00	138,000	
	洗 面 所	89,300	2.00	179,000	
	台 所	89,300	8.93	797,000	
	天 井 走 行 リ フ ト			987,000	
設 備 費	洋 式 便 器	(ロ - タンク)		67,000	450,000
	浴 槽	(260ℓ程度)		74,000	
	シャワ セット	(ハンドシャワ -)		35,000	
	湯 沸 器	(7,000kcal / H)		86,000	
	浄 化 槽	(5人槽)		150,000	
	キッチンセット			404,000	
	その他当該障害者 が住宅の設備、構 造等をその障害者 に適応するよう整 備するための設備			150,000	

(イ) 前項の規定にかかわらず、障害者の障害状況並びに生活環境等の実情により、上記の基準により難いと特に知事が認めた場合には、合計限度額の範囲内において知事が別に定めるところによることができる。

(ウ) 基準額の計が5万円未満の場合は補助の対象としない。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	10,676	12,780	11,460	8,805	8,204
決算額	6,009	6,118	5,806	3,407	2,896

(7) 交付先

個人

(8) 実績報告書

工事（設備を含む）請負契約書の写し及び完成図面、工事（設備を含む）の全体及び主要部分の写真、領収書などが添付された実績報告書が、平成 29 年 7 月 11 日に提出されている。実施報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。現地調査は平成 29 年 7 月 14 日に検査を実施し、工事が行われたことを確認している。

2 検討

(1) 財産の処分の制限期間

山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱第 15 に「財産の処分の制限」が定められている。

【山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱（抜粋）】

（財産の処分の制限）

第 15 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

第 15 の「勘案して別に定める期間」については、当該補助金の性質上処分等の事例が少ないことが想定されること、また補助対象項目が多く事前の基準設定が難しいことから、交付要綱に定めていない。交付要綱に基づき、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して個別に期間を判断している。

財産の処分の制限に規定する処分制限期間は、補助対象資産に補助金の経済的価値が残存する期間を定めたものであると思われ、処分等の事例が少ないことをもって期間を定めないことにはならない。

補助対象項目が多く事前の基準設定が難しいとのことであるが、上記(5)(ア)の種目を確認すると、工事費としては専用居室、浴室・便等の 6 項目、設備費としては洋式便器、浴槽、その他当該障害者が住宅の設備、構造等をその障害者に適応するよう整備するため

の設備等の7項目の合計13項目となっている。この13項目について、処分制限期間を定めることは煩雑とは思えない。また、特殊、複雑な事例と判断した場合には、別途諸項目を勘案して個別に期間を判断するよう交付要綱を改訂することを望む。

(2) 書類の保存期間の整備等

山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱には、「書類の整備等」が定められていない。

交付要綱に書類の整備等の定めがなく、書類の保管状況については、「補助金交付要綱作成の手引き」に沿って、他の補助金の書類保存期間と同様に5年保存としている。

補助対象項目の工事費及び設備費の内容からすると、財産の制限の期間は書類の保存期間の5年を超える。

(3) 財産の処分に関する確認

要綱第15(財産の処分の制限)に規定されている処分制限期間経過時の処分の有無については、交付要綱上、処分の有無の確認を行うことになっていない。

財産の処分時には県の承認が必要であることを交付決定通知に示すこと等により、交付先に対する指導を徹底し、処分管理を適切に行っている。

種目内容等から財産の処分をすることは、少ないと思われるが、交付要綱上、処分の有無の確認を行うことになっていないが、補助金の経済的価値が残存する期間において、その補助対象となった項目について補助効果が続いていることを確認することは重要で、かつ、必要であると考える。

財産の処分の制限に該当した場合には、補助金の返還義務が課されていることを考慮すると、交付要綱上は処分制限期間経過時に処分の有無は求められていないが、一定程度の事例について処分制限期間経過中に補助金対象財産の効果確認の視点から、その補助金対象資産の有無について確認することが必要と考える。

3 指摘及び意見

(指摘1) 財産の処分の制限期間

財産の処分の制限期間について、交付要綱で別に定める期間と規定しているが、定められていない。

財産の処分の制限を規定する処分制限期間は、補助対象資産に補助金の経済的価値が残存する期間を定めたもので重要項目である。交付要綱に「別に定める期間」と定められている処分制限期間を定める必要がある。

また、特殊、複雑な事例と判断した場合には、別途諸項目を勘案して個別に期間を判断するよう交付要綱を改訂することを望む。

(指摘2) 書類の保存期間の整備等

交付要綱には書類の整備等の定めがなく、他の補助金の書類保存期間と同様に5年保存としてきている。

補助対象事業費は、専用居室等の改造、改築又は増築に対する補助金であり、補助金の経済的価値が5年を超えることが考えられる。したがって、交付要綱に書類の保存期間を新たに定める必要があり、その書類保存期間は、別に定める処分制限期間と整合する書類保存期間とするなど検討する必要がある。

(意見) 財産の処分に関する確認

補助金対象資産の有無について確認が行われていない。交付要綱上は処分制限期間経過時に処分の有無は求められていないが、交付要綱に、「補助対象項目に補助金の経済的価値が残存する期間中に補助金対象財産の有無について確認する」項目を追加し、一定程度の事例について補助金対象財産に補助金の経済的価値が残存する期間において、補助金対象財産の有無について確認することを望む。

(24) 福祉タクシーシステム事業費補助金(障害福祉課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

重度心身障害者(児)及び要介護老人の行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、「山梨県福祉タクシーシステム事業実施要綱」に基づき市町村及び他の事業者が実施する事業に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

平成4年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

補助の対象となる事業は、実施要綱に基づく重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業、リフト付き等専用及び兼用車輛の設置補助事業及び研修事業とする。

重度心身障害者及び要介護高齢者の社会参加を促進するため、市町村・タクシー会社等と連携を図り、福祉タクシーシステム事業を実施する。

(5) 補助金対象経費及び補助率

事業に対する補助額は、次の表の(1)に定める事業の区分ごとに、(2)に定める対象経費の実支出額(当該事業に係る寄付金その他の収入があるときは、その寄付金その他の額を控除した額)と(3)に定める基準額を比較して少ない方の額に、(4)に定める補助率を乗じて得た額の範囲内で知事が認めた額とする。

(1) 事業の区分	(2) 対象経費	(3) 基準額	(4) 補助率
料金助成事業	590 円(590 円を下回る場合はその金額) ×対象人員(1 人 24 回以内)	重度心身障害者等がタクシーを利用する経費を補助した額 [利用券の額面(普通初乗運賃の額以内)×利用枚数(1 人 24 回以内)]	1 / 2
リフト付き等専用車輛設置補助事業	3,500 千円	リフト付き等専用車輛の設置に要する経費を補助した額	1 / 2
リフト付き等兼用車輛設置補助事業	1,000 千円	リフト付き等兼用車輛のうちリフト及び車イス固定設置等の整備に要する経費を補助した額	1 / 2
研修事業	知事が定める額	研修に要する経費	10 / 10

(6) 補助金の推移(過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	10,742	13,931	13,630	12,821	11,619
決算額	9,750	9,754	9,072	8,511	8,224

(7) 交付先

- ア 料金助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・市町村
- イ リフト付き等専用車輛設置補助事業・・・・市町村
- ウ リフト付き等兼用車輛設置補助事業・・・・市町村
- エ 研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・他の事業者（タクシー協会）

(8) 実績報告書

料金助成事業に関する実績報告書は提出されているが、リフト付き等専用車輛設置補助事業、リフト付き等兼用車輛設置補助事業及び研修事業は実績がないことから、実績報告書の提出はない。

2 検討

(1) 各補助事業の状況

ア 各事業の決算額の推移

【平成 21 年度から平成 28 年度の決算額の推移】（単位：千円）

	料金助成	リフト付き等 専用車輛	リフト付き等 兼用車輛	研修事業	合計
平成 21 年度	9,668	1,750	-	-	11,418
平成 22 年度	9,716	-	-	-	9,716
平成 23 年度	9,899	1,750	-	-	11,649
平成 24 年度	9,750	-	-	-	9,750
平成 25 年度	9,754	-	-	-	9,754
平成 26 年度	9,072	-	-	-	9,072
平成 27 年度	8,511	-	-	-	8,511
平成 28 年度	8,224	-	-	-	8,224

平成 29 年度にリフト付き等専用車輛設置補助事業の 1 件申請があると報告があった。

イ リフト付き等兼用車輛設置補助事業

対象経費はリフト付き等兼用車輛のうちリフト及び車イス固定設置等の整備に要する経費を補助した額で、基準額は 1,000 千円、補助率 1 / 2、補助先は市町村となっているが、申請者はなく、平成 21 年度以降、実績がない。

県は、近年実績は無いが、リフト付き等兼用車輛設置補助事業は既に導入している車輛の交換への対応と、タクシー車輛への新たなリフトの設置に係る需要に対応するため、事

業を存続しているが、8年間も実施されていない事業は、補助目的を達成できず、補助する公益性を検証できないことから廃止すべきである。

ウ 研修事業

研修事業の事業については、県は、適正な制度の運用のために、タクシー事業者向けの研修を実施していく必要があるため、事業を存続としているが、8年間も実施されていない事業は、廃止も含め補助目的などについて見直すことを望む。

(2) 財産処分制限期間

リフト付き等専用車輛設置補助事業及びリフト付き等兼用車輛設置補助事業はいずれも補助事業により車両等の財産を取得するものであり、経済的効果も数年間となる。

特に車両の場合には、譲渡等も可能であり財産処分制限期間を定める必要があるが、交付要綱には定めがない。

(3) 書類の整備等の規定

山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱第10条に「書類の整備等」が定められている。

【山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱(抜粋)】

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備・保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度から5年間保管しなければならない。

「財産処分制限期間」が定められていないため、書類等の保存期間は補助事業の完了の日の属する会計年度から5年間保管と規定している。

(4) 交付要綱における暴力団排除規定

交付要綱には、暴力団排除規定が定められていない。

平成23年3月28日付けで、「山梨県補助金等交付規則の改正について(通知)」を根拠に、交付要綱に暴力団排除規定を改めて改正を行っていない。当該通知は、改正の事務量等を考慮し、個別の交付要綱に暴力団排除規定を改めて改正を行わないことを趣旨とする通知である。しかし、個別に補助金を交付する場合に、暴力団排除に関して確認する必要がないとは当該通知からは読み取れない。

個別の交付要綱に暴力団排除規定を追加していない場合であっても、基本となる山梨県補助金等交付規則に定められている暴力団排除規定について、確認する必要がある。

3 指摘及び意見

(指摘 1) 研修事業の見直し

研修事業は、平成 21 年度から 8 年間事業が実施されていない。

8 年間も実施されていない事業は、補助目的を達成できず、補助する公益性を検証できないことから、事業のあり方を検討する必要がある。

(指摘 2) 財産処分の制限期間の設定

リフト付き等車輛等への補助事業については、補助金の経済的効果は長期間となり、特に車両には補助した車両の譲渡等も可能であり、財産処分制限期間が必要であるが、交付要綱には財産処分制限期間が定められていない。

補助金交付の目的、補助対象財産の使用期間等を参考にした処分制限期間を交付要綱に定める必要がある。

(指摘 3) 書類の保存期間の規定整備

交付要綱に定められている書類の保存期間を、他の補助金の書類保存期間と同様に一律 5 年保存と定めている。

今後、交付要綱に財産処分制限期間を定める「財産処分制限期間」に合わせた「文書保存期間」を定める必要がある。

(指摘 4) 暴力団排除の運用

個別の交付要綱に暴力団排除規定の定めがない場合であっても、基本となる山梨県補助金等交付規則に定められている暴力団排除規定について、確認する必要がある。

交付先である市町村に対して、申請者が暴力団排除規定に該当しない旨を確認するよう指導するとともに、申請書の添付書類に暴力団排除に関する書類を加える必要がある。

(意見) 補助事業の見直し

リフト付き等兼用車輛設置補助事業は、平成 21 年度から 8 年間実施されない。8 年間も実施されていない事業は、廃止も含め補助目的などを見直すことを望む。

(25) 介助用自動車購入等助成事業補助金（障害福祉課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費の一部を補助することにより、介助者の負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に寄与することを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱、山梨県介助用自動車購入等助成事業実施要綱、山梨県介助用自動車購入等助成事業事務取扱要領

(3) 創設年度 / 終期

平成9年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

市町村が行う介助用自動車購入等助成事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金の補助対象経費は、市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費とする。

補助金の交付額は、補助基準額（60万円）と対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額と、市町村が助成した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(6) 補助金の推移（過去5年間）

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	4,560	4,247	4,402	4,168	4,008
決算額	4,560	2,514	3,708	4,168	4,008

(7) 交付先

【平成28年度交付先一覧】

No.	管轄保健福祉事務所	交付先	件数	金額(千円)
1	中北保健福祉事務所	甲府市	5	698
2		甲斐市	3	458
3		南アルプス市	5	779
4		北杜市	2	217
5	峡東保健福祉事務所	笛吹市	3	491
6	峡南保健福祉事務所	身延町	1	200
7		富士川町	1	200
8	富士・東部保健福祉事務所	上野原市	3	309
9		都留市	2	296
10		大月市	3	360

(8) 実績報告書

介助用自動車を購入し、納車が完了すると交付先市町村から実績報告書が提出される。実績報告書には、契約書の写し、領収書の写し、車検証の写し、車両の写真が添付されている。

添付書類により次のことを確認している。

- ア 契約書の写しは、対象者又は介助者が契約を行っているか。
- イ 車両は非課税か、申請時と同様の車両であるか。
- ウ 領収書の写しは、領収書の宛名が契約者と同一であるか。支払は済んでいるか。契約書と金額に相違ないか。
- エ 車検証の写しは、車両の種類、ナンバーに相違ないか。所有者は対象者又は介助者か。
- オ 車両の写真は、改造部分及び車両ナンバーがわかる写真か。改造部分と車両ナンバーが一緒に写ったものか

2 検討

(1) 実績報告書の添付書類

介助用自動車購入に関する添付書類を確認したところ、自動車ローンの1件について、全額ローンのため領収書なく、添付されていない。領収書がないため、宛名が契約者と同

一であるか、支払は済んでいるか、契約書と金額に相違ないか、確認できなかった。

なお、クレジット利用者については、領収書の代わりとしてクレジット売上表が添付され、別の自動車ローン利用者は領収書が添付されている。

(2) 財産の処分の制限

「山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱」第9条に「財産の処分の制限」が定められている。

【山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱（抜粋）】

(財産の処分の制限)

第9条 本事業の助成を受けた車について、小型車(総排気量が0.66リットル以下のもの)については4年間、その他のものについては6年間を経過する日までは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 本事業の助成を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する部分を返還させるものとする。

第9条には、「小型車(総排気量が0.66リットル以下のもの)については4年間、その他のものについては6年間を経過する日までは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と財産の処分の制限が規定されている。

補助金の目的は、交付要綱第2条(目的)に「この補助金は、市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費の一部を補助することにより、介助者の負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に寄与することを目的とする。」と定められている。

補助金を利用して介助用自動車購入等をしたにもかかわらず、介助用以外の目的に使用するのであれば、補助目的をきちんと達成できないこととなる。このため、補助対象自動車に補助金の経済的価値が残存する限りは、介助車として使用することが求められ、その期間を定めたものである。また、言うまでもなく処分制限期間の経過後になされる財産処分の場合には、知事への承認申請手続は不要となる。

補助対象自動車に補助金の経済的価値が残存する期間として、「小型車(総排気量が0.66

リットル以下のもの)については4年間、その他のものについては6年間を経過する日まで」と交付要綱に定め、さらに財産処分承認申請書を提出した場合には、原則として交付した補助金のうち一定額の返還義務が生ずる。

支払方法を自動車ローン、残価設定型自動車ローンなど、所有者が使用者でなく、ローン会社等の場合もあり、特に留意する必要がある。

処分制限期間内に、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合に、自主的に財産処分承認申請書を提出し補助金の返還をする人、財産処分承認申請書を提出しない人もいると思われる。

補助金のすべてについて、処分制限期間経過時に、財産の処分に制限に関して確認することまでは求めないが、一定程度の事例について、処分制限期間経過時に財産の処分の制限に関して確認することを望む。

また、補助金の事業の実施主体は、市町村となっていることから、県が市町村に指導する方法での対応も可能と考える。

(3) 書類の整備等の規定

山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱第10条に「書類の整備等」が定められている。

【山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱(抜粋)】

(書類の整備等)

第10条 市町村は、当該事業に係る収入及び支出等を明らかにした書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

第9条には「財産の処分の制限」が定められており、小型車以外のものについては6年間の財産の処分制限、補助金の返還について定められている。

小型車以外のものに関して6年目に財産処分承認申請書が提出されても、5年間経過後には書類が保存されておらず、当該財産処分の車輛に関する書類を確認できないことになる。

保存期間が5年となっていることについては、文書保存期間については、「補助金交付要綱作成の手引き」に沿って、他の補助金の書類保存期間と同様に5年保存としている。

補助金効果の期間として定められている「財産の処分の制限」に合わせた「文書保存期間」と定める必要がある。

(4) 交付要綱における暴力団排除規定

平成23年3月28日付けで、「山梨県補助金等交付規則の改正について(通知)」を根拠

に、交付要綱に暴力団排除規定を改めて改正を行っていない。当該通知は、改正の事務量等を考慮し、個別の交付要綱に暴力団排除規定を改めて改正を行わないことを趣旨とする通知である。しかし、個別に補助金を交付する場合に、暴力団排除に関して確認する必要がないとは当該通知からは読み取れない。

個別の交付要綱に暴力団排除規定を追加していない場合であっても、基本となる山梨県補助金等交付規則に定められている暴力団排除規定について、確認する必要がある。

3 指摘及び意見

(指摘 1) 実績報告書への領収書の添付

実績報告書に添付すべき領収書の写しが、添付されていないものがあった。

実績報告書に添付すべき領収書の写しは、領収書の宛名が契約者と同一であるか、支払は済んでいるか契約書と金額に相違ないか、を確認する重要な書類であり、領収書がない場合には、県は交付市町村に領収書等を添付するよう指導する必要がある。

(指摘 2) 書類の保存期間の規定整備

交付要綱に定められている書類の保存期間が、一律 5 年保存と定められている。

補助金対象資産について、処分制限期間が定められていることから、他の補助金の書類保存期間と同様に一律 5 年保存とすることなく、本補助金交付要綱に定められている処分制限期間と整合する書類の保存期間を定める必要がある。

(指摘 3) 暴力団排除の運用

個別の交付要綱に暴力団排除規定の定めがない場合であっても、基本となる山梨県補助金等交付規則に定められている暴力団排除規定について、確認する必要がある。

交付先である市町村に対して、申請者が暴力団排除規定に該当しない旨を確認するよう指導するとともに、申請書の添付書類に暴力団排除に関する書類を加える必要がある。

(意見) 財産処分の制限の確認

交付要綱上は、処分制限期間経過前に処分の有無の確認は求められていないが、支払方法も多様化し自動車ローン、残価設定型自動車ローンなど、所有者が使用者でなく、所有者がローン会社等の場合もある。一定程度の事例について処分制限期間経過前に補助金対象財産の有無について確認する必要がある。

(26) 市町村地域生活支援事業費補助金（障害福祉課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

地域生活支援事業を実施する市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」、山梨県補助金等交付規則、山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度／終期

平成11年度／終期なし

(4) 補助金対象事業

補助対象事業は、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。）特定非営利法人等の団体が行う事業に対して市町村が補助する事業とする。

(5) 補助金対象経費及び補助率

交付額は、地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱（平成21年8月25日厚生労働省発障0825第1号厚生労働事務次官通知の別紙）の規定により、国が地域生活支援事業費補助金として交付決定した補助金の額（見込額を含む）の1/2の額（千円未満の端数切り捨て）を限度として知事が認める額とする。

(6) 補助金の推移（過去5年間）

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	145,021	134,994	143,089	139,655	134,543
決算額	128,403	128,478	132,249	127,214	123,842

(7) 交付先

市町村

(8) 実績報告書

市町村から国に提出した当該年度の地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金実績報告書の写しなどが添付された実績報告書が提出期限内に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 平成28年度山梨県地域生活支援事業費補助金の実績

平成28年度山梨県地域生活支援事業費補助金実績報告一覧は次のとおりである。

【平成28年度山梨県地域生活支援事業費補助金実績報告一覧】(単位：千円)

No.	市町村名	既交付決定額	補助対象経費	国補所要額	県確定額 =(× 1/2)	差額 (-)
1	甲府市	27,239	129,370	54,479	27,239	0
2	富士吉田市	5,539	32,943	11,079	5,539	0
3	都留市	2,442	13,770	4,885	2,442	0
4	山梨市	3,633	15,988	7,267	3,633	0
5	大月市	2,722	16,519	5,445	2,722	0
6	韮崎市	8,634	42,732	17,269	8,634	0
7	南アルプス市	11,154	68,452	22,309	11,154	0
8	北杜市	6,638	37,923	13,276	6,638	0
9	甲斐市	9,811	47,214	19,623	9,811	0
10	笛吹市	15,564	76,530	31,128	15,564	0
11	上野原市	1,929	9,782	3,858	1,929	0
12	甲州市	6,966	36,801	13,932	6,966	0
13	中央市	4,813	24,295	9,627	4,813	0
14	市川三郷町	2,988	18,242	5,977	2,988	0
15	早川町	166	766	333	166	0
16	身延町	1,385	8,205	2,771	1,385	0
17	南部町	673	3,822	1,346	673	0
18	富士川町	2,696	15,795	5,393	2,696	0

No.	市町村名	既交付決定額	補助対象経費	国補所要額	県確定額 =(× 1/2)	差額 (-)
19	昭和町	2,497	15,899	4,995	2,497	0
20	道志村	184	984	369	184	0
21	西桂町	686	3,545	1,373	686	0
22	忍野村	660	2,741	1,320	660	0
23	山中湖村	425	1,750	850	425	0
24	鳴沢村	169	841	339	169	0
25	富士河口湖町	4,207	24,342	8,414	4,207	0
26	小菅村	5	445	11	5	0
27	丹波山村	17	94	34	17	0
	合 計	123,842	649,803	247,702	123,842	0

地域生活支援事業の目的は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」となっている。

また、市町村地域生活支援事業のうち必須事業は、障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業となっている。

平成28年度地域生活支援事業（必須事業）実施状況は、次のとおりである。

【平成 28 地域生活支援事業（必須事業）実施状況】

市町村名	事業名											実施率 (%)
	理解促進・啓発事業	自発的活動支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	住宅入居等支援事業	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	意思疎通支援事業	日常生活用具給付等事業	手話奉仕員養成研修事業	移動支援事業	地域活動支援センター機能強化事業	
甲府市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	90.9
富士吉田市	○	○			○		○	○	○	○	○	72.7
都留市					○		○	○	○	○	○	54.5
山梨市					○		○	○	○	○	○	54.5
大月市					○		○	○	○	○	○	54.5
韮崎市	○	○	○		○		○	○	○	○		72.7
南アルプス市			○		○		○	○	○	○	○	63.8
北杜市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		81.8
甲斐市	○	○	○		○		○	○	○	○	○	81.8
笛吹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100.0
上野原市					○		○	○	○	○	○	54.5
甲州市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	90.9
中央市	○		○		○	○	○	○	○	○	○	81.8
市川三郷町					○		○	○	○	○	○	54.5
早川町								○			○	18.2
身延町							○	○		○		27.3
南部町							○	○		○		27.3
富士川町					○		○	○	○	○	○	54.5
昭和町	○						○	○	○	○		45.5
道志村								○				9.1
西桂町							○	○		○		27.3
忍野村								○		○	○	27.3
山中湖村								○				9.1
鳴沢村							○	○		○		27.3
富士河口湖町							○	○	○	○	○	45.5
小菅村								○				9.1
丹波山村								○				9.1
平均												49.8

平成 28 年度地域生活支援事業(必須事業)実施状況を確認すると、実施率は、平均 49.8%、最高は笛吹市の 100%、最低は道志村、山中湖村、小菅村、丹波山村の 9.1%となっており、

大きな差となっている。

3 指摘及び意見

(意見) 必須事業の実施率の向上

県内市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の実施率に大きな差がある。県は、特に実施率が低い市町村に対して必須事業の実施率を高めるよう指導することを望む。

(27) 心身障害児ホームサーバー派遣等事業費補助金(障害福祉課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

在宅の心身障害児を養育している家庭等に対しホームサーバーを派遣し、障害児の自立や能力開発を促し、併せて家族の負担の軽減を図るため、山梨県肢体不自由児協会が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県心身障害児ホームサーバー派遣等事業費補助金交付要綱、山梨県心身障害児ホームサーバー派遣等事業実施要綱

(3) 創設年度/終期

平成10年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

在宅の心身障害児を養育している家庭等に対しホームサーバーを派遣する事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

ア 補助対象事業

実施要領に基づく心身障害児ホームサーバー派遣等事業を補助対象事業とし、その場合の派遣先は次のとおりとする。

(ア) 心身に障害を持つ20歳未満の障害児を養育している家庭

(イ) 前号に掲げる家庭が複数集まり、合同で指導する研修会

(ウ) その他、知事が特に必要と認めた場合

イ 派遣に要する費用は、別に定める基準により山梨県肢体不自由児協会が負担する。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,654	1,654	1,654	1,654	1,654
決算額	1,654	1,654	1,654	1,654	1,596

(7) 交付先

山梨県肢体不自由児協会

(8) 実績報告書

ホームサーバー派遣事業実績報告書、ホームサーバー派遣事業費収支決算書などが添付された実績報告書が平成29年4月10日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助金交付先に対するチェック機能

ア 実績報告書の状況

「山梨県心身障害児ホームサーバー派遣等事業費補助金交付要綱」第6条に、次のとおり実績報告書の提出について定めている。

(実績報告)

第6条 この補助金にかかる事業が完成したときは、事業完了の日若しくは廃止の決定を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第6条に基づき、次の内容の実績報告書が提出されている。

【平成 28 年度山梨県心身障害児ホームサーバー派遣等事業費補助金実績補助金】

平成 28 年度実績報告書

平成 28 年 4 月 1 日付け障第 265 号をもって交付された補助金について、事業を完了しましたので、山梨県心身障害児ホームサーバー派遣等事業補助金交付要綱の規定に基づき、事業の実績を報告します。

- 1 事業実施報告書
- 2 補助事業にかかる収支決算書

検収

平成 29 年 3 月 31 日前任者 が
相違ないことを確認しました。

平成 29 年 5 月 9 日 職・印

山梨県肢体不自由児協会事務局
甲府市丸の内一丁目 6 - 1
障害福祉課内
TEL 055-223-1462
担当

「山梨県心身障害児ホームサーバー派遣等補助金交付要綱」第 6 条の規定に基づき交付先である肢体不自由児協会から県に提出された実績報告書を確認したところ、実績報告書には作成者として「山梨県肢体不自由児協会事務局甲府市丸の内一丁目 6 - 1 障害福祉課内 TEL 055-223-1462 担当」と記載されており、交付先の肢体不自由児協会事務局が担当課内にあることがわかる。

また、実績報告書の左中央には、交付側として県が実績報告書の内容を確認したことを証するため、「検収 平成 29 年 3 月 31 日 前任者が相違ないことを確認しました。平成 29 年 5 月 9 日 職・氏名」と手書き、押印されている。

県に肢体不自由児協会事務局員（専任書記）と補助金の事務担当者の席の配置を尋ねたところ、肢体不自由児協会事務局員（専任書記）と補助金の事務担当者が隣席していることが判明した。担当課内で補助金の支出について十分なチェック機能が働いているか疑念が生ずる。

イ 肢体不自由児協会事務局が担当課内にある経緯等

肢体不自由児協会事務局が担当課内にある経緯等を担当課の確認したところ、肢体不自由児協会事務局が担当課内に置かれたのは昭和 29 年であることは判明したが、肢体不自由児協会事務局が担当課内に置かれた当時の詳細な経緯については、行政文書の保存期間が経過しているため、書面で確認することはできなかった。平成 19 年度～平成 21 年度に実施した「関係団体に対する県の関与のあり方見直し計画」においては、肢体不自由児協会事務局は移管する方向で整理され、それを受け平成 23 年度には移管先候補を選出して交渉したが、同意が得られなかった。

また、県としては、「今後も引き続き、肢体不自由児協会事務局の移管について、業務を継続していくのにふさわしい団体の候補探し・交渉等を続けていく」としており、一定の理解はできる。

3 指摘及び意見

(意見) チェック機能向上のための仕組み

補助金が交付されている協会の事務局が担当課内にあり、協会の事務局員(専任書記)と補助金の事務担当者とは隣席する席の配置となっており、課内でのチェック機能が十分に働いていないと思われる側面がある。

より一層チェック機能を向上させるため、協会事務局を担当課内に置く場合は、協会事務局の事務と担当課の事務を明確に区分するための仕組みづくりを推進する必要がある。

(28) 心身障害児(者) 野外療育訓練等事業費補助金(障害福祉課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

障害者相互の理解と連帯を深めることを目的とする事業の費用を助成することにより、在宅心身障害児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 51 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

在宅心身障害児等療育訓練等に関する事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金の額は、予算の定める範囲内とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	600	600	600	600	600
決算額	600	600	600	600	600

(7) 交付先

山梨県肢体不自由児協会

(8) 実績報告書

野外療育訓練実施事業計画書報告書一覧表、野外療育訓練事業収支報告書などが添付された実績報告書が平成 29 年 3 月 23 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は、書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等事業の実施状況

山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等事業補助金は、山梨県肢体不自由児協会に交付され、各地区で実施する山梨県心身障害児(者) 野外療育訓練等事業に再交付されている。交付状況は次のとおりとなっている。

【平成 24 年度から平成 28 年度までの各地区への交付状況】 (単位：千円)

地区名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
峡 中	138	152	143	133	153
甲 府	71	74	70	65	65

地区名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
峡 南	155	152	165	160	180
北 巨 摩	42	0	0	0	0
韭 崎	66	33	34	44	44
南 都 留	9	69	75	70	70
富士吉田	38	10	8	9	9
都 留	26	29	30	40	0
大 月	19	0	0	0	0
峡 東	36	79	75	79	79
合 計	600	600	600	600	600

平成 28 年度は 10 地区のうち 7 地区で山梨県心身障害児（者）野外療育訓練等事業を実施している。平成 25 年度から北巨摩地区と大月地区は実施していない。都留地区では平成 28 年度は参加人員不足のため、実施しなかった。

実施した地区からの事業報告には、当初の目的である「日ごろ野外に出ることの少ない在宅の障害児（者）に野外活動を体験する機会を与え、障害児等の社会参加意欲の向上や社会性を体得させるとともに、障害児等の健康増進とその関係者の相互の親睦を図る。」を達成した旨の内容が記されている。

3 指摘及び意見

（意見）より有効な事業に向けた指導

平成 28 年度は 10 地区のうち、3 地区では補助事業が行われていない。また、2 地区では 4 年間補助事業が行われていない。

県は、補助事業が行われていない地区について、その理由を確認し、他地区との連携等も含め、できるだけ有効に補助事業が行われるよう指導することを望む。

（29）精神障害者措置医療対策費補助金（障害福祉課）

1 補助金の概要

（1）補助金の目的・趣旨

山梨県精神科病院協会が行う精神障害者措置医療対策に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県精神障害者措置医療対策費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 50 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

山梨県精神科病院協会が行う精神障害者措置医療対策事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助対象経費は、次表の(3)に定める経費とし、次表の(4)に定める補助基準額と(3)に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に(5)に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(1) 事業の区分	(2) 項目	(3) 補助対象経費	(4) 補助基準額	(5) 補助率
協会が実施する事業	精神科医療従事職員確保事業	看護師等医療従事者確保のための事業の実施に要する次の経費 人件費(報償費、旅費、賃金等)、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)及び委託料並びに使用料及び賃借料	知事が別に定める額	1 / 2
	総合医療研究実施事業	委員会(部会)等の開催に要する次の経費 人件費(報償費、旅費、賃金等)、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)及び委託料並びに使用料及び賃借料	知事が別に定める額	1 / 2

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	2,000	2,000	2,000	2,000	1,600
決算額	2,000	2,000	2,000	2,000	1,600

(7) 交付先

山梨県精神科病院協会

(8) 実績報告書

山梨県精神科病院協会から経費の配分、経費内訳書、事業の内容、収支決算書が添付された実績報告書が平成 29 年 4 月 10 日付けで提出を受け、県は書類の内容確認を行っている。

2 検討

(1) 各手続段階における経費内訳書の比較

山梨県精神科病院協会から平成 29 年 4 月 10 日付けで提出された実績報告書には、次の経費内訳書が添付されている。

なお、訂正分は往査時に交付先から提出されたものである。

【経費内訳書】

(単位 : 千円)

区 分	支出項目	補助対象経費	交付申請時		実績報告書 (訂正前)		実績報告書 (訂正後)		
			備考		備考		備考		
協会実 施事業	医療従 事職員 確保事 業	人件費	1,332	旅費交通費	1,240	旅費交通費	1,026	旅費交通費	1,026
				諸謝金	160	諸謝金	306	諸謝金	306
	需用費	627	消耗品費	230	消耗品費	244	消耗品費	278	
			食糧費	470	会議費	341	食糧費	102	
			印刷製本費	30	印刷製本費	41	資料印刷代	246	
	役務費	33	手数料		手数料		手数料		
			通信運搬費	50	通信運搬費	32	通信運搬費	32	
	委託費	0							
	使用料及び 賃借料	253	使用料及び 賃借料	220	使用料及び 賃借料	253	使用料及び 賃借料	253	
	小計	2,245		2,400		2,245		2,245	

区 分	支出項目	補助対 象経費	交付申請時		実績報告書（訂正前）		実績報告書（訂正後）	
			備考		備考		備考	
総合医 療研究 実施事 業	人件費	793	旅費交通費	600	旅費交通費	727	旅費交通費	727
			諸謝金	5	諸謝金	10	諸謝金	10
			報酬	100	負担金	55	負担金	55
	需用費	676	消耗品費	70	消耗品費	22	消耗品費	249
			食糧費	800	会議費	648	食糧費	162
			燃料費	10	印刷製本費	5	資料印刷代	264
	役務費	38	保険料	15	手数料	10	手数料	10
			通信運搬費	70	通信運搬費	28	通信運搬費	28
	委託費	0						
	使用料及び 賃借料	500	使用料及び 賃借料	530	使用料及び 賃借料	500	使用料及び 賃借料	500
小計	2,007		2,200		2,008		2,008	
合計		4,253		4,600		4,253		4,253

補助金交付申請書に添付されている経費内訳書と実績報告書に添付されている経費内訳書の需用費の内訳項目（備考欄）に相違があった。

内訳項目の相違を担当課に確認したところ、実績報告書（訂正後）の内訳項目、金額となった。内訳項目の変更に加えて、金額の訂正が行われていることが見てとれる。

3 指摘及び意見

（指摘）交付申請内容と実績報告内容との相違確認と指導

補助金交付申請書に添付されている経費内訳書と実績報告書に添付されている経費内訳書を確認したところ、需用費の備考欄に記載されている項目に相違があった。その後の訂正分においては、内訳項目の変更に加えて金額の変更も行われている。

補助金交付申請書の経費内訳書と実績報告書の経費内訳書に相違があった場合には、県は補助金の交付先にその内容を確認し、訂正が必要であれば訂正した書類を提出させる必要がある。また、県は内訳項目及び金額の訂正があった場合には、訂正内容・金額を再確認し、正確な実績報告書を提出するよう指導する必要がある。

(30) 民間病院協会学術研究等事業費補助金（医務課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

県民の保健衛生の向上に寄与するため、一般社団法人山梨県民間病院協会が実施する学術研究事業等に対し、補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県民間病院協会学術研究等事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 42 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

ア 学術研究会の開催、イ 研修講座の開催、ウ 県民の健康維持を目的とした事業の実施、エ 研究論文集の発行、オ 県が推進する医療施策等に関する県民への情報提供を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

対象経費の実支出額の合計額と補助基準額とを比較して少ない方の額に 1 / 2 を乗じて得た額を交付する。

対象経費は上記各事業に係る人件費、需用費、役務費、委託料、使用料である。

補助基準額は 2,600 千円である。

(6) 補助金の推移（過去 5 年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	1,400	1,440	1,440	1,440	1,300
決算額	1,400	1,440	1,440	1,440	1,300

(7) 交付先

一般社団法人山梨県民間病院協会

(8) 実績報告書

事業実績報告書、実績額明細書、平成 28 年度正味財産増減計算書内訳表（見込書）が平成 29 年 4 月 10 日の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 交付決定の日付

平成 28 年度の交付申請書は 4 月 1 日付けで県に提出されている。それを受け県では交付決定を行うが、この日付も 4 月 1 日付けとなっている。交付申請日と交付決定日が同日付けとなっている理由は、県によると協会の運営が 4 月 1 日から始まっており、協会の運営開始日と交付決定日を一致させる必要があるためと説明があった。

交付先の運営を考慮し、交付決定を交付申請と同日付けで通知することは、交付先の立場に立った事務処理である部分は理解できる。しかし、第三者の視点から書類の日付がすべての事実として解すれば、交付申請と同日付けで交付決定したことは、県による十分な書類審査が行われたのか、疑問が残るものとなる。

(2) 補助金対象事業の見直し

「研究論文集等の発行」は年 1 回発行されていることから、平成 28 年度に発行された「会報 35 号（以下、「会報」とする）」を確認した。内容を確認したところ、役員の挨拶、民間病院協会の会員向け研修会で発表された資料の再掲であった。研修会の資料は研修会で各出席者に既に配付済みのものであり、資料を再掲する必要性は乏しいと思われる。研究論文集等という発行目的を踏まえ、研修会資料以外に掲載する有益な情報がないのであれば、当該事業を補助金対象事業とすることに公益上の必要性は乏しい。

3 指摘及び意見

(意見 1) 交付申請と交付決定の同一日付

交付申請と交付決定の日付が 4 月 1 日と同日付けであるのは県による十分な審査をするのに望ましくなく実効性のある日程ではない。書類に記載される日付は、実際の日付とすることを望む。

(意見 2) 公益上必要性の乏しい補助金対象事業

研究論文集等の発行は、現状その内容を勘案すると公益上の必要性は乏しい。したがって、研究論文集等の発行を補助金対象事業としないことを望む。

(31) 救急医療損失医療費補てん補助金（医務課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

救急医療の円滑な推進を図るため救急車又は警察車両により救急患者の搬入を受けた県内の医療機関（民間の医療機関に限る）が、当該患者のために生じた医療費の損失（以下「損失医療費」という）について、当該医療機関に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、救急医療損失医療費補てん補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 54 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

次に掲げるすべての事項に該当する損失医療費を補助金交付の対象とする。

ア 公的医療保険を適用できない救急患者に係る損失医療費であること。

イ 公的医療扶助（行旅病人及行旅死亡人取扱法、生活保護法等）により回収できない損失医療費であること。

ウ 損失の原因が医療機関の責によらない損失医療費であること。

エ 救急患者の搬入のあった日から起算して 6 か月を経過してもなお回収できない損失医療費（回収の見込みのあるものを除く）又は、患者の死亡、出国、行方不明、その他の理由により回収の手段がない損失医療費であること。

オ 民法第 170 条に規定する 3 年の短期消滅時効が成立していない損失医療費であること。

(5) 補助金対象経費及び補助率

この補助金の交付額は補助基準額と上記損失医療費を比較して少ない方の額とする。ただし、知事が設置する審査委員会の意見を聴き、これを査定した額とする。

補助基準額は「診療報酬の算定方法」により算定した医療費から自己負担額としてこれに3/10を乗じて得た額を減じて得た額と、「入院時食事療養費の算定方法」により算定した額から一定の額を減じて得た額との合計額とする。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	247	156	1,579	30	46
決算額	246	155	1,578	29	45

(7) 交付先

該当した医療機関

(8) 実績報告書

交付要綱第9条において「申請書をもってその実績報告があったものとみなす。」と規定している。交付要綱第5条によると、該当する医療機関は山梨県医師会を經由して、損失医療費明細書、診療報酬明細書等を交付申請書とともに提出する。医師会は4月1日から9月30日までの間に受理したものは10月15日までに、10月1日から3月31日までの間に受理したものは翌年度4月15日までに意見を付して県に送付している。

2 検討

(1) 審査表の審査日

提出された交付申請書は、委員3名で構成されている審査会の査定を受ける必要がある。審査表は持ち回りで審査結果の記入と署名捺印が行われるが、審査表に審査日の記入欄がなく、審査日が記入されていない。審査日はすべての審査員が審査及び承認したことを確認するための唯一の証拠書類であることから、審査日を必ず委員が記入する必要がある。交付決定は、これを確認した後に決定されるものである。

3 指摘及び意見

(意見) 審査表様式の見直し

損失医療費に対する補助金については、特に専門性があるという特色があるため、審査委員の審査が必須である。その審査表は持ち回りで委員毎に作成されているが、審査表に審査日の記入欄がなく、よって審査日の記入がなかった。

審査日の記入はすべての審査委員が専門的知識により審査及び承認をしたことを証明するものであり、県はそれを確認すべきであることから、審査委員が審査日を必ず記入できるよう、審査表の様式を見直すことを望む。

(32) 甲府市医師会救急医療センター運営費補助金（医務課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

夜間の救急診療体制を整備することにより地域住民の夜間における救急医療の確保を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、甲府市医師会救急医療センター（夜間急患センター）運営費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 51 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

夜間急患センターの開設者が行う夜間急患センター運営事業に対して市町村が補助する事業を交付の対象とする。

(5) 補助対象経費及び補助率

この補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

基準額は 19,000 千円、対象経費は夜間急患センターの運営に必要な給与費、材料費、経費、その他の経費とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
決算額	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000

(7) 交付先

甲府市

(8) 実績報告書

経費所要額精算書、事業実績明細書、事業実績報告書、歳入歳出決算書 (見込) の抄本を 4 月 10 日に甲府市より提出を受け、県は書類の内容確認を行っている。

2 検討

(1) 他の医療機関への委託費

当センターは夜間の初期救急患者に対応するため昭和 51 年に設置された。これにより平日、休日の夜間 (午後 7 時から翌朝午前 7 時) の診療が開始された。しかし、甲府市医師会の構成員の高齢化により当番医師が不足となり、平成 28 年度より午後 11 時までの設置となった。このため、午後 11 時から午前 8 時までの急患に対応するため県内 6 病院 (山梨県立中央病院、山梨大学医学部附属病院、市立甲府病院、甲府共立病院、国立甲府病院、山梨病院) と委託契約をした。委託費は 30 千円 × 365 日 = 10,950 千円である。

当番医師の不足から午後 11 時以降の診療ができないにもかかわらず、当センターを經由して他の病院に診療を委託することは当初の趣旨に合わない。

3 指摘及び意見

(意見) 状況の変化による交付先への改善等の指導

当該補助金は、甲府市医師会救急医療センター (夜間急患センター) による夜間救急医療体制を整備するための補助金であるにもかかわらず、当番医師の不足から深夜帯 (午後 11 時から午前 8 時) の診療ができず、当センターを經由して県内 6 病院に深夜帯の診療を委託することは、当初の趣旨に合わない。

よって、交付先である甲府市に対し夜間の急患を受け入れる体制の整備について改善や見直しを行うよう、指導監督をすることを望む。

(33) ドクターヘリ運用事業費補助金（医務課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

県内の救急医療体制の充実・確保を図るため、地方独立行政法人山梨県立病院機構が実施する、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備した救急医療用ヘリコプターの運行等を行うための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 27 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

ア ドクターヘリ運航委託事業、イ ドクターヘリ搭乗医師等確保事業、ウ ドクターヘリ運航連絡調整員確保事業、エ ドクターヘリ運航調整委員会事業、オ ドクターヘリ運用関係事業を補助金対象事業としているが、アからエの事業は国の補助金 1 / 2、県の補助金 1 / 2 となっており、県単独の補助金はオのみである。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金の交付額は、知事が必要と認める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額の 10 / 10 である。

(6) 補助金の推移（過去 5 年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	53	55
決算額	-	-	-	0	0

(7) 交付先

山梨県立中央病院

(8) 実績報告書

補助金交付申請がされていないため、その後の提出書類もない。

2 検討

(1) 補助対象経費が発生していない状況

当該補助金は、平成 27 年度から予算計上をしている。これは、山梨、静岡、神奈川 3 県のドクターヘリ運航連絡協議会への出席旅費を計上しているとのことであった。しかし、当該会議への出席者は山梨県立中央病院の職員であったことから、結果としては、山梨県立中央病院がその出張旅費として負担したため、交付申請及び実績がない状況である。

3 指摘及び意見

(意見) 交付実績のない補助金

現在補助金対象とされているドクターヘリ運航連絡協議会への出席旅費については、予算計上されているものの、山梨県立中央病院内の職員が参加していることから、当該病院の出張旅費で処理されており、実績がない。

この現状を勘案するに、補助金交付する意義について検討するとともに、金額的にも少額であることから事務効率のことも考え、廃止も含め当該補助金の見直しを行うことを望む。

(34) 臓器移植推進事業費補助金 (医務課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

腎不全患者等の福祉の向上に寄与するため、公益財団法人山梨県臓器移植推進財団が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、臓器移植推進事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 61 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

ア 臓器移植推進事業

(ア) 臓器移植に関する知識の普及及び啓発に関するもの(ただし、臓器移植普及推進月間におけるキャンペーン事業に係るものを除く。)

(イ) 臓器移植希望者の登録及びあっせんに関するもの

(ウ) その他知事が適当と認めるもの

イ 臓器移植普及推進月間キャンペーン事業

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金交付額は上記事業ごとに、事業に要する経費と基準額を比較して少ない方の額に 1 / 2 を乗じて得た額とする。

基準額は、ア 臓器移植推進事業 1,000 千円、イ 臓器移植普及推進月間キャンペーン事業 300 千円とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	650	650	650	650	650
決算額	650	650	650	650	650

(7) 交付先

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

(8) 実績報告書

事業実績報告書、経費所要額精算書、収支決算書を平成 29 年 4 月 7 日に提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 要綱による変更申請の必要性と実際の運用状況

補助金変更申請については、交付要綱第5条に規定されており、変更申請の必要がない場合は、「各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費配分の変更で補助金額に影響を与えない場合」とされている。しかし、県に提出された平成29年3月28日付けの補助金変更申請書に関連して補助金変更申請の運用について県に確認したところ、当初予算額と実績見込額とを比較して20%以内の変更となる場合は変更申請不要としているとのことであった。すなわち、交付要綱に記載されている内容と運用に乖離が生じている。

(2) 変更承認申請における申請内容の変更

臓器移植推進事業中の財団設立30周年記念大会開催経費に対し、当該補助金とは別の「山梨県地域福祉活動補助金」が交付されている。当該補助金の当初申請時は、財団設立30周年記念大会開催経費は対象外であった。しかし、当該補助金の変更承認申請書には、財団設立30周年記念大会開催経費が含まれていた。ここには、別の「山梨県地域福祉活動補助金」から財団設立30周年記念大会開催経費が交付されている旨の記載はなく、「山梨県地域福祉活動補助金」の関係書類にも当該補助金についての記載もなかった。

当該補助金については、その経費を除外しても補助金基準額を上回ることで現状の交付額に影響はないが、変更申請によって同一経費に対して複数の補助金が支給対象となったことになる。また、交付要綱には、他の補助を受ける事業を対象外とする規定がない。

3 指摘及び意見

(指摘1) 変更申請手続要件の順守と実態を踏まえた見直し

補助金変更申請手続について、交付要綱によれば「各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費配分の変更で補助金額に影響を与えない場合」となっているが、実際は「当初予算額と実績見込額とを比較して20%以内の変更となる場合」に行っており、交付要綱と異なっている。よって、補助金変更申請は、交付要綱に則って行う必要がある。

なお、実際の運用上の取扱い、すなわち当初予算額と実績見込額とを比較して20%以内の変更となる場合にも一定の合理性が認められるので、改めてより適正な補助金変更申請の要件について検討する必要がある。

(指摘2) 二重申請と交付要綱等の改善

別の補助金が申請、交付されている経費に対して、当該補助金の変更申請において補助申

請が行われ、結果として同一経費に対して二重の補助金申請がされた。当初申請にはこの経費は含まれていなかった状況であり、また、この経費を外しても補助金基準額を上回るため交付額は変わらない結果になってはいるが、補助金の申請から交付までの流れの中で問題が生じた。

また、交付要綱で他の補助を受ける事業を対象外とする規定がないことも問題である。

交付要綱等の改善とともに、同一経費に対して二重の補助金が申請されないような手続の改善が必要である。

(35) 看護学術研究事業費等補助金（医務課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

県内における看護職員の資質向上及び医療機関等における教育・研修体制の整備を目的とする山梨県看護学術研究事業等の運営に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県看護学術研究事業費等補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成4年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

ア 看護学術研究事業、イ 認定看護師養成・派遣事業を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

ア 看護学術研究事業：補助対象経費の支出額から本事業に係る会費収入を除いた額の1/2を乗じて得た額とする。

イ 認定看護師養成・派遣事業：補助対象経費の支出額とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	2,300	2,300	2,300	2,300	1,550
決算額	2,225	2,223	1,533	1,092	323

(7) 交付先

公益社団法人山梨県看護協会

(8) 実績報告書

平成 29 年 3 月 29 日に実績報告書が提出された。最終事業が平成 29 年 3 月 24 日であり、事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日までの範囲内である。事業実績報告書、実績額明細書、事業決算書、山梨看護学会学術集会アンケート結果の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助金の利用環境

認定看護師とは、看護師として 5 年以上の実践経験をもち、日本看護協会が定める 615 時間以上の認定看護師教育を修め、認定看護師認定審査に合格することで取得できる資格である。その後、5 年ごとに資格の更新が必要となる。

当該補助金は医療機関が認定看護師の資格取得費用又は更新費用を負担した場合に、当該医療機関に対して補助を行うものである。このため、認定看護師の資格を有していても、所属医療機関が更新費用を補助しない場合や医療機関に所属していない場合などは補助対象とならない。

新規に取得する者や更新のために当該補助金を利用する医療機関が少ない現状を県としてどのように指導していきたいのか、補助金交付の要件を含め検討を行う必要がある。

(2) 補助金の交付状況

5 年間の決算額の推移をみると、年々減少している。認定看護師の普及が難しく、補助金の支出が少ないことが主たる原因である。看護学術研究事業においては、参加者負担金で事業費を賄う割合が大きい。平成 28 年度は参加者負担金が事業費の 80%以上を賄っている。

3 指摘及び意見

(意見1) 補助金の利用促進の指導

直近の交付額が予算額の5割にも届いていない状況にある。認定看護師の養成を進めていくなれば、補助金の利用がより一層促進するよう、県は補助金の普及が進まない原因などの課題を整理し、交付先である山梨県看護協会に指導することを望む。

(意見2) 廃止を含めた補助金の見直し

実績報告書をみると学術研究事業における経費は参加者負担金で賄える部分が多い。また、平成28年度の山梨県看護協会の収支計算書によると活発な事業活動を行っており、その財政状態は健全である。学術研究事業については、山梨県看護協会が責任をもって開催できることから、今後、金銭的な援助については廃止を含めて見直しを行うことを望む。

(36) 帝京山梨看護専門学校運営費補助金(医務課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

看護師確保対策を推進するため学校法人帝京大学の設置する帝京山梨看護専門学校の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、帝京山梨看護専門学校運営費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

昭和61年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

帝京山梨看護専門学校に係る運営費に対して交付する。

(5) 補助金対象経費及び補助率

対象経費の実支出額と、帝京山梨看護専門学校の運営に係る総事業費から授業料収入及び寄付金その他帝京山梨看護専門学校の運営のための財源に充てることができる全ての収

入を控除した額を比較して、少ない方の額を交付する。ただし限度額は 36,000 千円であり、他の医療団体が帝京山梨看護専門学校の運営費に補助した額を控除する。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
決算額	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000

(7) 交付先

学校法人帝京大学

(8) 実績報告書

運営費補助金所要額精算書、事業実績報告書、平成 28 年度帝京山梨看護専門学校運営費収入支出決算書を平成 29 年 4 月 10 日に提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 要綱における補助金算定基礎と運用の相違

補助金の算定基礎の一つとして、交付要綱第 3 条に「運営に係る総事業費から授業料収入及び寄付金その他帝京山梨看護専門学校の運営のための財源に充てることができる全ての収入を控除した額」とある。検討したところ、この「すべての収入」には、学校法人帝京大学からの財産繰入金 7,020 千円が含まれていなかった。すなわち、ここに含まれているとすれば、この算定基礎はこの分低くなるということである。

平成 11 年 6 月 16 日付けで厚生労働省から発出されている「看護婦等養成所運営費補助金に係る「総事業費」及び「寄付金その他収入額」等の取扱いについて」という留意事項文書では、繰入金は「寄付金その他収入額」には計上しないこととされている。また、文書中には「この通知に関連して国庫補助金の交付要綱は一部改正される予定」と記載されている。これについて、県は国庫補助金に係る県の要綱は改正しているが、県単独補助金については、国庫補助金に準じて運用していた。

県単独補助金の要綱が同時に改正されなかったか疑問であるが、補助金交付要綱は補助金交付の基本となるものであり、適時適正に改正されるべきものである。

また、共立高等看護学院運営費補助金においても同様の相違があることから、併せて改善すべきものである。

3 指摘及び意見

(意見) 繰入金に係る取扱いの明確化

補助金算定の基礎となる基準について、補助金交付要綱に従う限り、調整する項目が実際の運用と異なる部分があり、明確でない。

共立高等看護学院運営費補助金も含めて、設置事業者からの繰入金の取扱いを明確に規定することを望む。

(37) 富士吉田市立看護専門学校運営費補助金(医務課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

看護師確保対策を推進するため、富士吉田市立看護専門学校の運営に必要な費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、富士吉田市立看護専門学校運営費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

平成8年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

富士吉田市立看護専門学校に係る運営費。

(5) 補助金対象経費及び補助率

同学校の運営に必要な経費(人件費、学校運営費、教育費、その他一定の定め)の実支出額と同学校の運営に係る総事業費から富士吉田市に交付される地方交付税のうち同学校の運営費相当額、授業料収入、寄付金その他全ての収入を控除した額とを比較して、少ない方の額に20/50を乗じた額とする。ただし、20,000千円を限度とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
決算額	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

(7) 交付先

富士吉田市

(8) 実績報告書

運営費補助金所要額精算書、事業実績報告書、平成 28 年度富士吉田市立看護専門学校運営費収入支出決算書、養成所設置者の平成 28 年度決算見込書抄本、交付税算出方法を、平成 29 年 4 月 10 日に提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助金交付の経緯と必要性

平成 3 年 6 月に富士吉田市は定員 30 人の看護師養成所の新設を表明した。これに対し県は平成 3 年 10 月に山梨県看護職員需給計画を作成する際、平成 12 年までに需給バランスを確保するためには、100 人程度の養成力の増加が必要であり、その内、富士北麓地域においては 50 人の養成力の増加を行う必要があるとの方針を打ち出した。

これにより富士吉田市の看護師養成所の定員は 30 人から 50 人に増員され、そのため県は富士吉田市に補助金を交付することとなった。

現状、定員割れの状態が続いているが、平成 26 年度の看護師準看護師等の数の推移、圏域別の状況は、看護師、準看護師ともに人口 10 万人当りの人数は県内 5 保健所のうち 5 番目となっており、いまだ東部地域においては看護師が不足している。市の一般財源からも 87,000 千円を超える投入があることから、県からも補助金交付を続ける必要性は高いと言える。

(2) 成果の測定の状況

県の看護職員需給計画に基づく要請により定員の増加をしたが、現状、定員を満たしていない。この定員割れの実態の確認、増員のための対策の状況など、成果の測定が行われていない。

3 指摘及び意見

(意見) 成果指標の設定

県の看護職員需給計画を受け定員を増加させたことにより富士吉田市に補助金が交付されることになったが、その効果は十分でない。しかし、看護師を増加させる必要性は現在もある。

同学校の卒業生が富士北麓地域の看護師の需給にどの程度の効果をあげているか、増員のための対策の状況などを成果指標として設定することにより、看護師の需給計画を達成できるよう望む。

(38) 管理捕獲従事者保険料補助金(みどり自然課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理捕獲に従事する者(以下「従事者」という。)が加入するハンター補償制度の保険料に要する経費を支援し、従事者の身の安全を保証するため、一般社団法人山梨県猟友会が行うハンター補償制度の保険料助成事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)、山梨県補助金等交付規則、管理捕獲従事者保険料補助金交付要綱、山梨県第二種特定鳥獣管理計画

(3) 創設年度/終期

平成24年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

従事者が加入するハンター補償制度の第三者に対する賠償及び従事者自身の傷害補償を有する保険の保険料を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

交付要綱第2条(補助金の交付対象及び補助額)によると、補助金の交付対象となるハンター補償制度は、第三者に対する賠償及び従事者自身の傷害補償を有する保険で、この

補償に加入する際に要する保険料を補助金交付対象経費とし、1人当たり1,000円を交付する。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	2,500	2,500	2,500	2,000	2,000
決算額	1,867	1,853	1,827	1,884	1,954

(7) 交付先

一般社団法人山梨県猟友会(以下「猟友会」という。)

(8) 実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。添付書類は、ア 実施明細書、イ 引受保険会社保険証書写し、ウ その他知事が必要と認める書類となっている。なお、現状は引受保険会社保険証書写しの代わりに代理店の保険加入者一覧表の証明書が添付されている。実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助金対象者が従事者である確認

補助事業者が提出する事業報告書には、補助金対象者が従事者であることが明記されておらず、また県としても確認ができていなかった。

なお、猟友会の会員数と補助金対象となっている保険加入者数は次のとおりである。

【猟友会の会員数と加入者数の推移】

年度	猟友会の会員数(人)	保険加入者数(人)	加入率(%)
平成24年度	2,015	1,867	92.65
平成25年度	1,972	1,853	93.96
平成26年度	1,937	1,827	94.32
平成27年度	1,961	1,884	96.07
平成28年度	1,997	1,954	97.84

加入者全員を従事者としており、しかも猟友会の会員のかなりの割合が補助金対象となっている。

一人当たりの補助金 1,000 円は、第三者に対する賠償責任に従事者自身の傷害を補償内容に加えた場合の保険料額であり、同時に補助金額となっている。

3 指摘及び意見

(指摘) 補助金対象者であることの確認

補助金交付要綱では、補助対象者を従事者としているが、補助事業者から提出される実績報告書では従事者であるかの確認ができない。県は、従事者であること及びその活動状況を把握できる書類を徴収する必要がある。

(39) 管理捕獲従事者射撃訓練費補助金 (みどり自然課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理捕獲に従事する者(以下「従事者」という。) の射撃訓練に要する経費を支援し、射撃技能の向上と管理捕獲における捕獲効率を向上させるため、一般社団法人山梨県猟友会が行う県外射撃訓練事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、管理捕獲従事者射撃訓練費補助金交付要綱、山梨県第二種特定鳥獣管理計画

(3) 創設年度 / 終期

平成 24 年度 / 平成 27 年度予算見直しを行い継続

(4) 補助金対象事業

補助事業者が従事者に対して実施する県外射撃訓練事業を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助事業者が従事者に対して実施する県外射撃訓練事業に参加する従事者のうち、県外射撃場までの移動に自家用車を使用する者の移動する旅費を交付対象とし、1人当たりの交付額は一往復当たり5千円を上限とし、年度当たり10千円を超えないものとする。5千円を上限とする一往復当たりの旅費は、従事者の自宅が所在する市役所若しくは役場本庁舎から県外射撃場までの距離を通算し、1キロメートル未満の端数を切り捨てた後、37円を乗じた方法により算定する。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	5,550	5,550	5,550	5,550	4,995
決算額	1,591	1,714	2,696	3,090	3,820

【平成28年度 実績集計表】

地区猟友会	計画人数 (人)	訓練人数 (人)	うち2回目 (人)	実訓練者数 (人)	交付額 (千円)
峡中	372	336	130	206	1,529
峡東	268	87	35	52	417
峡南	195	122	34	88	391
峡北	153	216	80	136	1,019
東部	240	57	11	46	246
富士五湖	107	71	12	59	215
合計	1,335	889	302	587	3,820

(7) 交付先

一般社団法人山梨県猟友会(以下「猟友会」という。)

(8) 実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。添付書類は、ア 地区猟友会ごとの実施明細書、イ 収支決算書、ウ 射撃場使用領収書等、エ 各市町村から県外射撃場までの移動距離一覧表

等となっている。実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助金対象となる従事者の確認

補助金交付申請書の様式では、その他の関係資料として管理捕獲従事者予定者名簿の提出を求められているが提出されておらず、管理捕獲予定者数（地区別射撃訓練費補助金交付対象者）が補助対象者数（延べ人数）として記載され提出されているのみである。

実績報告書の様式では、管理捕獲従事者名簿の提出が求められているが、猟友会から、県外射撃場訓練者の名簿が提出されているのみである。

(2) 自家用車の使用方法の確認

県外射撃場を使用したかどうかについては、県外射撃場使用領収書によって確認し補助金を交付している。しかし、自家用車を使用したかどうかの確認は行われていない。交付対象となるのは自家用車を使用した従事者である。その確認ができていないと、例えば、乗り合いで射撃場に向かった場合など、不明確になる。

【管理捕獲従事者射撃訓練費補助金交付要綱（抜粋）】

（補助金の交付対象及び補助額）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が従事者に対して実施する県外射撃訓練事業とする。

2（省略）

3 補助金の交付対象となる者は、第1項の事業に参加する従事者のうち、自家用車を使用したものとする。

3 指摘及び意見

(指摘1) 補助金対象者であること等の確認

補助金の交付申請書の第1号様式では、管理捕獲従事者予定者名簿の提出を受ける必要があるが提出されていない。また、補助対象者は従事者である必要があるが、補助事業者から提出される実績報告書では従事者であるか確認できない。

県では、従事者であること及びその活動状況を把握できる書類を徴収し、確認する必要がある。

(指摘2) 補助金対象要件の確認

補助金交付要綱では、補助対象者は自家用車を使用したものとしているが、補助事業者が

ら提出される実績報告書では自家用車の使用が確認できない。

県では、補助対象者の自家用車使用を確認できる書類を徴収し、確認する必要がある。

(40) ツキノワグマ放獣事業費補助金（みどり自然課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

ツキノワグマの保護管理を図るため放獣を実施した場合に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、ツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱、山梨県ツキノワグマ保護管理指針

(3) 創設年度 / 終期

平成 12 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、捕獲目的の動物に仕掛けたわな・檻に錯誤捕獲されたクマを、専門性の高い技術・知識をもった者に依頼し、作業の安全性及び放獣する地域等を選定して、慎重に放獣することを補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

市町村が有害鳥獣駆除等で錯誤捕獲等されたツキノワグマを放獣する事業で、次の経費を対象として 100 千円を限度として交付する。

ア 放獣作業従事者謝金（限度額 40 千円）

イ 麻酔薬費及び投与謝金（限度額 60 千円）

ウ 物件費（限度額 10 千円）

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	807	600	600	600	600
決算額	807	120	236	180	320

(7) 交付先

北杜市

(8) 実績報告書

実績報告として、事業報告書に事業実施状況等の写真を添付し捕獲日、放獣日、作業内容等の報告を求めている。実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 各手続等の時期

交付申請日・交付決定通知日・実績報告日・金額決定通知日については、次のとおりとなっている。

	交付申請日	交付決定通知日	放獣日	実績報告日	額の確定通知日	支出命令日	補助金額 (千円)
1	5/18	5/18	(注)	8/22	9/13	9/13	20
2	6/2	6/2	6/2	8/22	9/13	9/13	60
3	6/6	6/6	6/6	8/22	9/13	9/13	60
4	6/12	6/12	6/12	8/22	9/13	9/13	60
5	7/15	7/15	7/15	11/9	11/17	11/21	60
6	8/17	8/17	8/17	11/9	11/17	11/21	60

(注) 出勤したが、放獣作業はなかった。

これを見ると、放獣日から2か月以上経ってから実績報告がなされている。実績報告書の提出期限について、当該補助金の交付要綱に明記されていないが、山梨県補助金等交付規則第12条第2項によれば、補助事業等の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告を行うものと規定されており、交付規則に違反している。

しかし、県としては、実績報告書が提出された日が完了日であると説明するが、それでは実績報告書を作る作業も補助金対象となる事業自体ということになり、当該補助金の目

的・趣旨を勘案するに、合理性がない。

3 指摘及び意見

(意見) 実績報告書の提出期限を判断する事業完了日

補助事業の目的である、錯誤捕獲等したツキノワグマを放獣した日を事業完了日とし、それによって県は適時に事業報告を求め確認行うべきである。

今後、補助事業者に対し、事業完了の考え方を周知することを望む。

(41) 運輸振興事業費補助金(商業振興金融課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響を鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、予算の範囲内で助成金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

運輸事業の振興の助成に関する法律、運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則、山梨県補助金等交付規則、山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

昭和51年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業(以下「特定運輸事業」という。)

を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業

特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業

特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。)の防止その他の環境の保全に関する事業

特定運輸事業の適正化に関する事業

特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業

特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業

特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。） 等

（５）補助金対象経費及び補助率

補助金の額は、次の算式により計算した金額の範囲内としている（要綱第４条及び別表）。

算式		$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$		
算式 の 説 明	A	当該年度の軽油引取税収入見込額		
	B	自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合		
	C	補助事業者ごとの交付割合（次の算式により算定する）		
		算式	$e / (a + b + c + d)$	
			a	営業用バスの標準軽油使用量 × 営業用バスの登録台数
			b	営業用トラックの標準軽油使用量 × 営業用トラックの登録台数
			c	自家用バスの標準軽油使用量 × 自家用バスの登録台数
d	自家用トラックの標準軽油使用量 × 自家用トラックの登録台数			
e	営業用バス又は営業用トラックの標準軽油使用量 × 当該補助事業者に係る営業用バス又は営業用トラックの登録台数			
D	調整値（総務省から定められた数値）			

（参考）地球温暖化対策の推進に関する法律 第２条第１項

この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

（６）補助金の推移（過去５年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	126,633	116,868	120,820	122,289	125,500
決算額	126,633	116,868	120,820	122,289	125,500

(7) 交付先

一般社団法人山梨県トラック協会：113,958 千円

一般社団法人山梨県バス協会：11,433 千円

南アルプス市：109 千円

(8) 実績報告書

実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

(単位：千円)

	山梨県トラック協会	山梨県バス協会	南アルプス市
輸送サービス改善事業	9,457	4,863	109
貨物自動車地方適正化事業	22,937	1,746	-
交通安全・事故防止対策事業	36,063	3,224	-
環境エネルギー対策事業	5,238	1,000	-
緊急災害輸送対策事業	782	-	-
合理化・近代化に資する事業	2,213	600	-
交付金運営事業	3,555	-	-
近代化基金の造成	5,680	-	-
全国団体への出捐	28,033	-	-
合計	113,958	11,433	109

2 検討

(1) 財政上の措置

「運輸事業の振興の助成に関する法律(平成23年8月30日法律第101号)」第4条(財政上の措置)に「運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法(昭和25年法第211号)の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。」とされている。

交付要綱に記載されている算式は、同法施行規則第2条(運輸事業振興助成交付金の基準額の算定)と同様である。したがって、同算式によって補助金を交付する限り、山梨県の実質的な負担はない。

(2) 補助事業変更承認申請書(山梨県トラック協会)の内容

補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容に変更があった場合には、あらかじめ

知事の承認を受ける必要がある。

山梨県トラック協会から、「平成 28 年度山梨県運輸振興事業費補助金変更承認申請書(平成 29 年 3 月 23 日付け梨ト協発第 111 号)」が提出されており、主な内容は次のとおりである。

(単位：千円)

	変更後計画額	当初計画額	増減額	割合
輸送サービス改善事業	9,465	8,622	842	9.7%
貨物自動車地方適正化事業	22,863	18,468	4,395	23.7%
交通安全・事故防止対策事業	36,100	42,355	6,254	14.7%
環境エネルギー対策事業	5,242	9,320	4,078	43.7%
緊急災害輸送対策事業	783	580	203	35.0%
合理化・近代化に資する事業	2,235	2,023	212	10.4%
交付金運営事業	3,556	3,556		-
近代化基金の造成	5,680	1,000	4,680	468.0%
全国団体への出捐	28,033	28,033	-	-
合計	113,958	113,958	-	-

輸送サービス改善事業、貨物自動車地方適正化事業、交通安全・事故防止対策事業、環境エネルギー対策事業、緊急災害輸送対策事業、及び合理化・近代化に資する事業の増減額を、近代化基金への積立額の増加をもって吸収した形となっている。

平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年度の近代化基金の造成事業の当初計画額と変更後計画額は次のとおりである。

【近代化基金造成事業への繰入額】 (単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初計画額	1,000	1,500	1,000
変更後計画額	7,000	6,000	5,680
増減額	6,000	4,500	4,680
割合	600.0%	300.0%	468.0%

(3) 近代化基金の必要性

車両等の買い替え、物流施設の整備及びトラック運送事業の経営基盤の安定確保等に要

する費用に係る融資を円滑にする目的から、近代化基金を造成し融資のあっせん及び基金の運用益による利子補給事業を行うこととしている。

「山梨県運輸振興事業費補助金に係る近代化基金達成の必要性と積み立て目標額の設定について（梨ト協発第109号。平成16年8月28日）」によると、「当該年度中の受取利息と利子補給総額の収支バランスを良好に保つには、平成16年度に限っても年間600万円の受取利息が必要となる。したがって、低金利状況がこのまま推移し近代化基金の平均運用利回りを年率1%と仮定し600万円の受取利息を得るためには、逆算すると6億円の近代化基金が必要となる。ついては、現状では平成15年度末の近代化基金の総額約4億円に2億円を上積みし6億円を積み立て目標とする。」となっている。

平成28年度における利子補給額は約334万円、全国トラック協会からの利子補給助成金86万円を控除した248万円を受取利息でまかなうには、平成28年度の基金運用率（基金運用利子1,359,810円÷基金残高510,000,000円（山梨県トラック協会の貸借対照表（平成29年3月31日現在）利付商工債権））=0.2666%であり、近代化基金が約9億3,000万円必要となる。

3 指摘及び意見

（意見）近代化基金の取扱いの検討

平成16年当時に想定していたよりも、現在さらに低金利状況が進んでいる。この状況の中で、近代化基金の運用益によって、利子補給事業を継続することは困難である。

また、近代化基金の造成事業以外の事業が不活発であったとしても、その余剰分が近代化基金の造成事業に充当されることとなる。

このような状況を勘案するに、近代化基金の造成事業以外の事業の活発化の観点から、近代化基金の取扱いについて検討を望む。

（42）信用保証協会運営費補助金（商業振興金融課）

1 補助金の概要

（1）補助金の目的・趣旨

山梨県信用保証協会の行う中小企業者が金融機関に対して負担する債務の保証業務に係る経費を、予算の範囲内で補助することにより、協会の運営の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県信用保証協会運営費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 14 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

山梨県信用保証協会が行う事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

山梨県信用保証協会が行う事業で、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち必要かつ
適当と認めるものについて補助金を交付する。

【補助対象経費（別表）】

補助対象経費	経費の区分
人件費	1 職員に対する給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当
	2 職員に対する社会保険料等（事業主負担分）

(6) 補助金の推移（過去 5 年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	5,740	5,744	5,700	5,787	5,832
決算額	5,739	5,633	5,699	5,786	5,800

(7) 交付先

山梨県信用保証協会

(8) 実績報告書

平成 29 年 4 月 5 日に実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。補助
事業の内容は次のとおりである。

【補助事業の内容】

(単位：円)

補助事業区分	補助事業の内容	事業費
運営費(人件費)	1 職員に対する給与等	4,958,460
	2 職員に対する社会保険料等	841,989
合 計		5,800,449

2 検討

(1) 補助対象経費の変遷

「山梨県信用保証協会運営費補助金交付要綱」は平成 14 年 4 月 1 日より適用が開始されている。当時の補助対象経費は次のとおりである。

【補助対象経費(平成 14 年 4 月 1 日)】

補助対象経費	経費の区分
人件費	1 県派遣職員に対する、山梨県職員給与条例(昭和 27 年山梨県条例第 39 条)に定める給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特例一時金。
	2 県派遣職員に対する共済費・負担金等(事業主負担分)

平成 18 年 4 月 1 日適用分については、一部諸手当の見直しが行われている。

神戸市が外郭団体に派遣した職員について、当該団体に対して行った人件費補助の適否を争う住民訴訟が提訴され、平成 22 年 12 月に最高裁判所で補助金を違法とする判決が確定した。

この判決を受け、県職員の派遣を中止して、県職員OBに切り替えることとなった。

【補助対象経費(平成 22 年 4 月 1 日)】

補助対象経費	経費の区分
人件費	1 職員に対する給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当
	2 職員に対する社会保険料等(事業主負担分)

(2) 山梨県信用保証協会の財政状況

山梨県信用保証協会は、平成 14 年度から平成 21 年度までの 8 期連続で当期収支差額がマイナスとなり、財政状態を悪化した。しかし、平成 22 年度より当期収支差額は、プラス

に転じ、平成 28 年度まで 7 期連続で黒字を達成している。

【山梨県信用保証協会収支実績（平成 14 年度～平成 28 年度）】

（単位：千円）

年度	当期収支差額	基金準備金残高	収支差額変動 準備金残高
平成 14 年	175,645	4,908,439	699,530
平成 15 年	206,173	4,908,439	493,357
平成 16 年	410,983	4,908,439	82,374
平成 17 年	250,940	4,739,874	0
平成 18 年	32,705	4,707,169	0
平成 19 年	35,366	4,671,803	0
平成 20 年	299,022	4,372,781	0
平成 21 年	162,047	4,372,781	0
平成 22 年	30,113	4,387,838	15,057
平成 23 年	1,130,230	4,952,953	418,125
平成 24 年	1,088,971	5,497,438	962,610
平成 25 年	943,466	5,969,171	1,434,434
平成 26 年	781,906	6,360,123	1,825,296
平成 27 年	585,753	6,653,000	2,118,172
平成 28 年	577,074	6,941,537	2,406,709

なお、平成 23 年度、24 年度黒字の主な要因は、金融円滑化法による条件変更等の取組みにより代位弁済額が減少したことにある。金融円滑化法終了に伴い、代位弁済が増加することが見込まれるため、業績の見通しについては楽観視できないことは理解できる。

（３）人件費の補助を継続することの可否

平成 14 年度から平成 21 年度まで当期収支差額がマイナスとなり、財政状態を悪化させている（８年間で 1,572,881 千円）。しかし、平成 22 年から平成 28 年度まで当期収支差額の合計は、5,137,513 千円となっている。

県によると、「県内の経済状況によって再び収支が悪化することも考えられ、黒字となった現在においても、収支悪化に備えできるだけ財政力を蓄えておく必要があり、当事業による同協会の運営支援は必要である。」と結論付けている。

しかし、金融円滑化法の終了により代位弁済が増加することが見込まれることは理解できるものの、危機的な状況は脱していることから、補助金の見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(4) 県職員OBの就任の流れ

山梨県信用保証協会の運営を人的側面から支援するために、当初県職員が派遣され、その後県OB職員が就任している。同協会の業務が山梨県の中小企業施策と密接な関係にあることから、県OB職員が就任することには一定の理解はできるものの不透明さが残る。

平成28年3月より山梨県信用保証協会理事選考委員会が設置され、山梨県中小企業団体中央会、山梨県商工会連合会、山梨県商工会議所連合会、山梨県銀行協会、山梨県信用金庫協会、山梨県信用組合協会から理事候補者の推薦を受け、同委員会により選考することとされた。

3 指摘及び意見

(意見) 収支状況に応じた補助金の見直しの検討

当該補助金は、協会の業務が本県の中小企業施策と密接に関係があることに鑑み、協会運営を人的側面から支援するため人件費を補助しているものであるが、協会の財務状況は7期連続で黒字を達成している状況にある。県内の経済状況や金融円滑化法の終了により代位弁済が増加することが見込まれ、再び収支が悪化することも考えられ、当事業による同協会への運営支援の必要性は理解できるものの、今後の収支状況によっては、補助金の見直しを検討することを望む。

(43) 産業振興事業費補助金(新事業・経営革新支援課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

県内産業の活性化を図り、今後成長が期待される産業分野への進出を促進し、地域の経済成長の原動力とするため、経営革新や業種転換を進める中小企業の研究開発を支援することにより、県内産業の高度化と競争力の高い産業集積の形成を図る。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

中小企業基本法、山梨県補助金等交付規則、産業振興事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

平成23年度/平成30年度

(4) 補助金対象事業

県が定める対象成長分野における県内中小企業が実施するものづくりに関する新技術及び新製品の研究開発であって、県内における当該対象成長分野を先導する中核的な企業となり、産業集積形成の基礎となる事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象事業のうち人件費、報償費、旅費、原材料費、構築物費、機械装置・工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、研究開発委託費、試験・分析費、その他の経費を補助する。

対象成長分野は、クリーンエネルギー、超精密・超微細高機能部品、複合素材・環境素材、生産機器及び生産システム、医療機器、介護機器、生活支援ロボットとなっている。

補助率は、補助対象経費の 2 / 3 以内かつ 20,000 千円以内とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	40,000	60,000	60,659	61,512	60,000
決算額	39,465	59,939	56,615	55,118	58,528

(7) 交付先

県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業 (平成 28 年度は次の 3 者)

- ア 株式会社ミラプロ 20,000 千円
- イ 株式会社シャローム 18,528 千円
- ウ 株式会社サラダボウル 20,000 千円

(8) 実績報告書

研究開発の具体的内容、委託・外注の状況、今後の課題、企業化の見込み、県内産業・経済への波及効果等について報告を求めている。実績報告書の提出後、現地調査を行い、内容を確認している (事業期間にも少なくとも 2 回、現地調査を行っている。)

2 検討

(1) 同一企業への交付

平成 28 年度に採択された株式会社ミラプロは、平成 27 年度にも同種テーマの研究開発事業で本補助金の交付を受けている。

補助対象事業は外部有識者等で構成する審査委員会の意見を聴取した上で知事が決定する（交付要綱 6 条 1 項、3 項）。審査委員会は大学教授、弁理士等の外部委員と工業技術センター（現：産業技術センター）等の内部委員で構成され、交付申請書の内容のほか申請企業によるプレゼンテーションをもとに採択の可否を審査する。

上記審査委員会の議事録によると、同社の申請にかかる事業は前年の延長線上にあり新規性等に欠けるのではないかという意見も出ているが、総合点で他の申請に勝っており採択の審査結果となった。

本補助金については、平成 24 年度と平成 26 年度にも同一企業（株式会社ミラプロではない。）による事業が採択されており、平成 27 年包括外部監査では、そのような採択及び補助金交付を慎重に行うことを担保するため、交付要綱上、特別規定を創設することが望ましい旨の意見が付されていた。

しかし、個別の審査基準のうち採択に値する最低ラインを上回る評価を受け、全体的にも他の申請より優位性がある事業を排除することは相当でないとの考えから、県の内部で特別規定の創設は特に検討されなかったとのことである。

県は、現在も基本的に同様の考えのもと交付先を決定している。

(2) 申請件数（企業数）が少ない原因

平成 28 年度は交付申請が 5 件（4 者）にとどまり、最終的な交付決定は 3 件であった。

県としては、プレスリリース、県ホームページ、公益財団法人やまなし産業支援機構を通じた情報提供（ホームページ、メールマガジン、機関誌）等のほか、企業訪問もして広報活動を行っている。そのため、県内中小企業が本補助金を知らないということはないし、これ以上の広報活動は費用の問題が生じてくるとしている。また、補助金の申請時期は、上半期・下半期で少なくとも年 2 回設けられている。

その上で、申請件数が伸び悩む原因と県が分析しているのは、ア 企業が研究開発に着手したい時期と補助金募集時期が合わないケースがある、イ 申請書類作成の手間、ウ そもそも本補助金の対象となる研究開発に取り組める企業が県内ではある程度限られていることなどである。

3 指摘及び意見

(意見)より活発な申請の促進等

民間企業に対価を求めない高額補助金を交付する以上は、補助金交付先の選定に当たり公平性に疑義が生じることを避け、慎重な審査を担保する必要がある。申請件数が低迷していることは、選考過程における競争原理が働きにくい状態を作出し、公平性を疑わせかねないし、ひいては補助金の必要性、公益性の問題にも波及する。

企業にとってメリットの大きい補助金であることを一層周知させるとともに、申請手続の簡易化、対象成長分野・補助率の再検討や複数年度事業への拡大を含む、より活発な申請を促す施策を行うことを望む。

(44) 海外展示会出展支援事業費補助金(新事業・経営革新支援課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

公益財団法人やまなし産業支援機構が行う、県内中小企業の優れた工業製品の海外展示会への出展等を支援する事業に助成することにより、海外市場において、県内中小企業の取引拡大及び新たな市場開拓を促進する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

中小企業基本法、山梨県補助金等交付規則、山梨県海外展示会出展支援事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

平成24年度/平成31年度

(4) 補助金対象事業

公益財団法人やまなし産業支援機構が行う海外展示会出展支援事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象事業にかかる助成金のうち出展登録料、ブース代、ブース装飾代、工事費、国内・海外輸送費、通訳料、国内海外旅費、PR用資料作成経費、代理店手数料に該当する経費を補助する。

補助率は、補助対象経費の1 / 2以内、かつ、600千円以内とする。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	6,000	7,000	6,000	6,000	6,000
決算額	3,257	2,427	4,096	5,675	4,634

(7) 交付先

公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「機構」という。)

(8) 実績報告書

助成金を交付した出展企業毎に、出展展示会名、出展製品・技術のほか、展示会への出展の時から1年以内の事業成果として、ア 名刺交換、イ 商談、ウ 商談成立、エ ウの金額をまとめた一覧の報告を受けている。補助対象経費であることは、県が機構の現地調査を行い、証憑を突き合わせて確認している。

2 検討

(1) 間接補助

本補助金は、個別の出展企業ではなく機構に対して補助する間接補助の形式を取っている。

そのような形式をとる理由については、ある商品をどの展示会に出展すれば効果が見込めるか等の判断は県よりも機構に優位性があり、行政コストを削減しつつ最大の効果を得る方法として適切と考えるからとのことである。そのため、県は助成金の交付対象企業の選定には関与せず、機構に一任する方式となっており、機構に対しては審査基準を示す内部資料の提出も義務付けてはいない。

なお、平成28年度行政評価における行政評価アドバイザー会議での指摘を受けて、平成29年以降は、公平性を確保するために同一企業が同一年度に複数回助成を受けることができないよう審査基準が改定されている。

(2) 助成金額の差異

実績報告書だけを見ると、最大600千円(上限)の助成を受けている企業から、最低80

千円弱の助成にとどまる企業まであり、出展展示会の地理的距離だけでは判然としない出展企業毎の助成金額の幅があった。

県によれば、展示会に持ち込む商品の規模・性質による出展スペースの大小、商品輸送費、現地販売がある場合の関税等により生じる開きであり、現地調査時に証憑等で裏付けを得ているとのことである。

3 指摘及び意見

(意見) 間接補助の指導監督

現状の間接補助でも助成金の使途は把握できているが、機構の助成金交付過程における県の関与がほぼみられず、補助金を原資とする助成金の適正な交付を事前に担保できているとは言いがたい。

県が機構内部の審査基準を正確に把握し、助成金交付過程について機構に対する指導監督を行いうる仕組みを整備することを望む。

(45) 山梨県・タイ王国経済連携推進事業費補助金(新事業・経営革新支援課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

公益財団法人やまなし産業支援機構が行う、タイ下請産業振興協会との覚書に基づく、県内中小企業者を中心とする経済交流団の派遣等事業に対し、その経費の一部を補助することにより、タイ王国において、県内中小企業等の取引拡大及び新たな市場開拓を促進する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

中小企業基本法、山梨県補助金等交付規則、山梨県・タイ王国経済連携推進事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

平成27年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

公益財団法人やまなし産業支援機構が行う山梨県・タイ王国経済連携推進事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象事業のうち経済交流団の派遣及び受入れについては旅費、バス借上代、会場借上代、通訳代、交流会開催費、通信運搬費、記念品代等を、技術情報誌の作成については委託料を補助する。

補助率は、予算の範囲内で 10 / 10 とする。

(6) 補助金の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	1,524	1,248
決算額	-	-	-	1,484	1,228

(7) 交付先

公益財団法人やまなし産業支援機構 (以下「機構」という。)

(8) 実績報告書

実施した事業内容についてのセミナー参加者数、経費内訳等の報告を受け、確定検査において証憑との突き合わせを行っている。

2 検討

(1) 実績報告書の記載内容

実績報告書には事業内容毎に決算の内訳が記載されているが、科目分類ごとの総額のみであり、「職員旅費」が何人分か、「交流会代」の用途が何かなどが分かる具体的な記載はない。また、「職員旅費」、「渡航費」など一見すると重複しうる科目分類がなされている。さらに、具体的な派遣企業も実績報告書には表れていない。

県の認識によれば、経費の用途や派遣企業は証憑との突き合わせ、聴取りによってすべて確認しており、不明確なものや重複しているものはなく、実績報告書としては他の補助金と同様の事務処理を行っているとのことである。

しかし、そもそも実績報告書は交付した補助金が適正に使われているか検証するための端緒となるのであるから、その記載内容は具体的かつ詳細なものが求められる。証憑により事後検証が可能であるから問題はないとの認識は、プロセスの妥当性を軽視するものと思われる。たしかに、実績報告書の提出は交付先に対する事務負担を生じさせるものであ

るが、それ単体で事業内容が把握できる程度の実績報告書を作成し、提出することは補助金の交付を受ける者としての当然の負担である。

特に、山梨県・タイ王国経済連携推進事業は、ジェットロ地域間交流促進事業と連携し、本補助金以外の資金も活用して実施されている。そのため、事業の全体像が分かりにくく、本補助金において具体的かつ詳細な実績報告書を求める必要性は高い。

(2) 概算払の規定

これまで当該補助金の支払は精算払により行われてきているが、要綱 11 条 1 項ただし書きによれば概算払をすることもできるとの規定がある。

この点、補助金交付要綱作成の手引きは、補助金の交付方法は精算払が原則とされ、概算払を可能とするか否かは予算の目的、補助事業等の性質、実施計画、実施状況及び補助事業者等の資金状況等によって判断するとしている。

そこで、上記の概算払に関する考慮要素を検討したが、機構の財政状態に特段の不安があるわけではなく、機構を交付先とする別の補助金（海外展示会出展事業費補助金）については概算払の規定がない。また、県としても要綱に規定がある建前、支出負担行為伺いでは概算払の必要性を付記しているという程度の認識であった。

3 指摘及び意見

(意見1) 具体的かつ詳細な実績報告書の記載の指導

予算の範囲内で全額補助していることからすれば、どの事業に何の名目で経費が支出され、それが補助対象経費に該当するかは厳格に検証できる必要がある。そこで、実績報告書による検証可能性をより一層担保するため、具体的かつ詳細な実績報告書となるよう記載内容について県が指導することを望む。

(意見2) 不要な概算払の規定の削除

概算払いを可能とする規定は、柔軟な支払を可能にする反面、過誤を生じた場合に返金を求めることになるリスクを抱えるものである。概算払いを認めるべき積極的な事情が確認できない当該補助金においては、不要な規定であって削除することを望む。

(46) やまなし観光推進機構事業費補助金（観光プロモーション課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

本県の観光と物産の振興を推進するため、公益社団法人やまなし観光推進機構の運営及び機構が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 21 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

ア 運営費（人件費、事務費）、イ 事業費（観光・物産キャンペーン事業、旅行商品造成促進事業、広告掲載事業等）を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

運営費のうち人件費に関する補助金対象経費及び補助率は、次のとおりである。

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	軽微な変更 (事業内容の変更)
運営費	人件費	機構の職員のうち、知事の定める者に係る報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金	補助対象経費の範囲内で知事の定める額	補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増減を伴わないもの

(6) 補助金の推移（過去 5 年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	92,262	99,169	101,401	101,878	107,616
決算額	92,262	99,169	98,134	100,229	106,068

(7) 交付先

公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）

(8) 実績報告書

「やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱」第8条の期限内に実績報告書が提出され、「やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱」第9条に基づく業務確認、補助金の額の確定及び通知が行われている。

2 検討

(1) 機構の人件費の状況

補助金決算額のうち、人件費に集計されている理事長及び専務理事の人件費（以下「役員人件費」という。）の内訳は、次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
役員報酬	12,141	12,011	12,748	12,814	13,066
共済費	1,707	1,812	1,859	1,791	1,960

(2) 補助金交付要綱での役員報酬の規定

役員である理事長、専務理事は委任契約で機構の運営を任された者であり、機構と雇用契約を結んでいる職員とは明確に区分されるものである。しかし、「やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱」の別表において、人件費の補助対象経費を「機構の職員のうち、知事の定める者に係る報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金」と定めている。

通常、公益法人における「報酬」には役員報酬を含める。しかし交付要綱において「機構の職員のうち」と限定すると役員報酬は含まれないこととなり、人件費の補助対象経費の定めには問題がある。

(3) 役員報酬の規定と発生額との関係

県は次のア及びイの関係から機構の役員報酬の決定に参画している。

ア 社員総会の決議事項である役員報酬

県は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法第 48 号）上の社員に該当し、最高意思決定機関である社員総会を通じて、機構の組織、運営、管理その他法人に関する一切の事項を決議する立場にある。

社員総会の決議事項には計算書類の承認のほか、役員報酬の決定がある。

【定款】

第28条（報酬）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給する。

【機構報酬規程】

第3条（報酬等の総額）

定款に定める報酬等の総額は、年12,000,000円以内とする。

イ 理事会の決議事項である役員報酬の配分と上限額

県の観光部長は理事であり、理事会において各役員の役員報酬が決定される。

【機構報酬規程】

第4条（報酬月額、役員賞与、通勤手当の額）

第1項 定款に定める報酬等の支給の基準は、次の各号とする。

- (1) 報酬月額の上限は、理事長500,000円、専務理事200,000円とする。
- (2) 夏季及び冬季に支給する役員賞与の額は、夏季賞与について、理事長1,200,000円、専務理事400,000円を上限とするとともに、冬季賞与については、理事長1,200,000円、専務理事500,000円を上限として、職務の執行状況、この法人の業務の執行状況に応じて算出した額とする。
- (3) 通勤手当の額は、山梨県一般職の職員の例に従って算出した額とする。

第2項 理事会において前項の各号に従って算定した額を報酬等として支給する。

これによれば、「機構報酬規程」第4条から計算される理事長及び専務理事の役員報酬の上限は、次のとおりである。

(ア) 理事長

500千円×12か月+夏季賞与1,200千円+冬季賞与1,200千円=8,400千円

(イ) 専務理事

200千円×12か月+夏季賞与400千円+冬季賞与500千円=3,300千円

(ウ)(ア)+(イ)=11,700千円<12,000千円(機構報酬規程第3条)

全ての年度における役員報酬の決算額が、「機構報酬規程」第3条の12,000千円を超えている。県によれば、役員報酬は理事長の報酬、専務理事の報酬及び給与の額であり、専務理事については、役員のほか、職員として日本観光振興協会対応、国内観光宣伝活動、海外誘致活動などの業務を担当しており、役員の職務、職員の職務の双方を担当している

ことから、平成 25 年 3 月の理事会の承認を経て支給総額の 1 / 2 を報酬、1 / 2 を職員給与として支給しているとのことであった。

しかし、これは公益法人の会計区分上の取扱いであり、専務理事の職員給与として取り扱っている部分について「機構報酬規程」の対象外とするという理由にはならない。

3 指摘及び意見

(意見 1) 補助金交付要綱における報酬の規定の改善

理事長・専務理事は委任契約で機構の運営を任された者であり、機構と雇用契約を結んでいる職員とは明確に区分すべきであるが、「やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱」の別表において人件費の補助金対象経費を「機構の職員のうち、知事の定める者に係る報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金」と定めている。

通常、「報酬」には役員報酬が含まれるので、交付要綱において「機構の職員のうち」と限定すると役員報酬は含まれないこととなり、人件費の補助対象経費の定めには問題がある。よって、補助金交付要綱の別表を改善することを望む。

(意見 2) 報酬と給与の区分と報酬規程との整理等

専務理事の人件費を役員報酬と職員給与に区分することは、あくまでも公益法人の会計区分上の取扱いであり、「機構報酬規程」とは別である。よって専務理事の人件費の総額は、「機構報酬規程」の規定の範囲内になっている必要がある。

県は社員の立場から、観光部長は理事の立場から、専務理事の人件費の総額が「機構報酬規程」の範囲内となるよう、支給金額の見直し又は「機構報酬規程」の改定について提案し、改善していくことを望む。

(47) 四川省友好促進事業費補助金（国際観光交流課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

山梨県と友好県省関係を結ぶ中国四川省との友好親善を一層深めるため、本県における四川省との民間交流の窓口役を果たす山梨県四川省友好県民会議が行う、本県と四川省との友好促進に寄与する事業に対して補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条文・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県四川省友好促進事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 62 年度 / 終期なし

ただし、山梨県四川省友好県民会議は、平成 29 年度 (第 35 回) 総会において、平成 29 年度で活動に区切りをつけて、解散の運びとする方向性を打ち出している。

(4) 補助金対象事業

ア 交流活動事業、イ 中国語講座開催事業を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

山梨県四川省友好促進事業費補助金交付要綱の別紙において、交流活動事業 (平成 27 年度実施) ・中国語講座開催事業 (全ての年度で実施) について定められている。そのうち、中国語講座開催事業に関する補助金対象経費等は、次のとおりである。

補助事業		補助率等
中国語講座開催事業	中国語講座開催に関する ことで知事が認めるもの	384 千円を限度とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	884	884	884	884	884
決算額	384	384	384	792	384

(7) 交付先

山梨県四川省友好県民会議

(8) 実績報告書

「山梨県四川省友好促進事業費補助金交付要綱」第 10 条の期限内に実績報告書が提出され、「山梨県四川省友好促進事業費補助金交付要綱」第 11 条に基づく書類の審査を経て、補助金の額の確定及び通知が行われている。

2 検討

(1) 中国語講座の開催形態と実態

山梨県四川省友好促進事業費補助金の交付対象は山梨県四川省友好県民会議であり、ここで中国語講座を開催するが、その事業を山梨県日本中国友好協会に委託している形態となっている。

委託を受けている山梨県日本中国友好協会は、ホームページ上で次のような募集を行っている。

【中国語教室 山梨県日中友好協会】

入門・初級・中級の中国語講座があります。定員は各クラス 10 名程度です。お問合せは下記へお願いします。

(省略)

19:00~20:30

会費月額 3 千円

本来、補助金を受けて中国語講座を開催するのは山梨県四川省友好県民会議であるはずなのに、募集は山梨県日中友好協会がその事業として自ら行っている。

また、山梨県四川省友好県民会議の平成 28 年度の収支決算で、当該中国語講座に関する部分を見ると次のとおりとなっている。

(単位：千円)

科目	決算額	摘要
県補助金	0	384 千円は精算払いのため 0 になっている。
中国語講座委託	384	

これに対して、実績報告書に添付されていた平成 28 年度収支決算書等は次のようになっている。

平成 28 年度山梨県日中友好協会中国語教室講座開設事業実績書			
主催 山梨県日本中国友好協会			
協力 山梨県四川省友好県民会議			
名称 山梨県日中友好協会中国語教室 (省略)			
(単位：千円)			
収入	項目	決算額	摘要
	委託費	384	山梨県四川省友好県民会議委託費
	会費	504	
	計	888	
支出	項目	決算額	摘要
	講師報償費	384	4 千円 × 48 週 × 2
	補助講師謝礼	384	4 千円 × 48 週 × 2
	補助講師特別手当	10	ゲスト謝礼等
	借上費	100	会場
	資料費	2	プリント、教材等
	実習費	2	料理会補助
	交流費	3	交流会等
	事務費	3	
	計	888	

この書類には中国語講座開催事業に関する総収入及び総支出が記載されているが、事業実施者（主催）が山梨県日本中国友好協会となっており、山梨県四川省友好県民会議は協賛（協力）となっている。これに対して、山梨県四川省友好県民会議の収支決算書では、この書類にあるような総収入、総支出の各項目は表されておらず、補助金収入と、その同額が委託費で計上されているだけとなっている。

よって、山梨県四川省友好促進事業費補助金の実態は、山梨県四川省友好県民会議が実施する事業に対する補助金ではなく、山梨県四川省友好県民会議が助成する事業に対する補助金であると判断され、「山梨県四川省友好県民会議が行う、本県と四川省との友好促進に寄与する事業に対して補助金を交付する。」という補助金交付要綱に記載（第 1 条）の趣旨にはそぐわない。

3 指摘及び意見

（指摘）補助金交付要綱の趣旨にそぐわない事業の見直し

山梨県四川省友好促進事業費補助金の実態が、山梨県四川省友好県民会議が実施する事業に対する補助金ではなく、山梨県四川省友好県民会議が助成する事業に対する補助金である

ことからすれば、補助金交付要綱の趣旨にそぐわないため、事業の廃止を含めた見直しを行う必要がある。

(48) 職員相互派遣事業補助金（国際観光交流課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

姉妹州であるアメリカ合衆国アイオワ州及びブラジル連邦共和国ミナス・ジェラス州、友好省である中華人民共和国四川省並びに姉妹道である大韓民国忠清北道（以下「姉妹州等」という。）から職員を本県に受け入れ、研修を受けるに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。職員を受け入れる目的は、姉妹州等の人材育成に協力し、本県と姉妹州等との相互理解と友好交流の促進を図ることである。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱、山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱、山梨県外国留学生及び相互派遣職員受入事業実施要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成4年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

姉妹州等から職員を本県に受け入れ、姉妹州等の人材育成に協力し、本県と姉妹州等との相互理解と友好交流の促進を図る事業を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱第6条に定められており、補助金対象経費は、航空費・支度料・滞在費・研修交通費・国内旅費・書籍費・厚生費・その他知事が必要と認める経費となっている。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	3,429	3,708	3,334	3,342	3,116
決算額	3,429	3,424	3,334	3,213	2,991

(7) 交付先

大韓民国忠清北道派遣職員 A、中華人民共和国四川省派遣職員 B

(8) 実績報告書

山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱第 10 条の期限内に実績報告書が提出され、県による実績報告書の確認、補助金の額の確定が行われている。

2 検討

(1) 研修員の資格要件

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」と「山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱」とでは、研修員の資格要件が異なっている。

【山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱】

第 3 条 (研修員の資格及び決定)

研修員は、次の各号に定める要件を具備している者で、受入要綱第 7 条に定められている推薦団体から推薦のあった者のうちから、知事が決定する。

- 一 将来、開発途上国の発展に必要な職種に従事する意思があり、かつ、それぞれの分野において、中堅的指導者となり得る資質を備えている者
- 二 開発途上国の国民である山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者
- 三 開発途上国において、本邦の高等学校卒業程度以上と認められる教育を修了している者
- 四 原則として、18 歳以上 40 歳未満の者
- 五 本邦において専門研修を受けるに足る日本語を理解できる者
- 六 心身ともに健全であり、思想穏健である者

【山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱】

第2条（研修員の資格）

研修員は、開発途上国の国民及びそれに準ずる地域の住民であって、次の掲げる要件を具備している者とする。

- 一 将来、相手国の発展に必要な職種に従事する意志があり、かつ、それぞれの分野の中堅的指導者となりうる優れた資質を備えている者であること。
- 二 心身共に健全で、思想穏健である者
- 三 年齢は、原則として18歳以上40歳未満の者であること。（既婚、未婚の別は問わない。）
- 四 相手国の中等教育を修了している者であること。（我が国の高等学校卒業程度）
- 五 研修は日本語で実施されるため、日本語の会話能力を有し、かつ、我が国において専門的な研修を受けるに足る日本語を習得する意欲と能力を有する者であること。
- 六 帰国後、母国で山梨県のために活躍する意欲を有する者であること。

また、研修に係る補助金の交付に関して「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」を準用している「山梨県外国留学生及び相互派遣職員受入事業実施要綱」においては、次の資格要件となっている。

【山梨県外国留学生及び相互派遣職員受入事業実施要綱】

第2条（外国人留学生等の資格）

外国人留学生等は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 姉妹州等の政府、自治体、又はアイオワ姉妹州委員会の推薦を受けた者であること。
- 二 原則として年齢が、20歳以上40歳未満で、心身共に健全な者であること。
- 三 外国人留学生については、高等教育機関（日本の大学程度）に修学中若しくは修了していること。
- 四 外国人留学生については、授業を受けるのに支障のない程度の日本語能力を有すること。

県によれば、当該補助金の研修員の資格は、山梨県外国留学生及び相互派遣職員受入事業実施要綱に基づいて判定したとのことである。

（2）研修期間

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」と「山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱」とでは、研修期間の定めが異なっている。

【山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱】

第4条（研修期間）

研修期間は8月以内とする。ただし、当該期間が年度を超える場合は、3月31日以内とする。

【山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱】

第4条（研修期間）

研修期間は、原則として6月1日から翌1月31日までの8か月とする。なお、研修期間終了後は、1週間以内に帰国するものとする。

また、研修に係る補助金の交付に関して山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱を準用している山梨県外国留学生及び相互派遣職員受入事業実施要綱においては、次の研修期間の定めとなっている。

【山梨県外国留学生及び相互派遣職員受入事業実施要綱】

第4条（修学及び研修期間）

修学及び研修期間は、原則として1年以内とする。

県によれば、当該補助金の研修期間は、山梨県外国留学生及び相互派遣職員受入事業実施要綱に基づいて判定したとのことである。

（3）概算払の処理方法

派遣職員A及びBから提出される「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」第9条の補助金概算払請求書に基づいて、毎月分を各々の預金口座に振込んでいる。ただし、派遣職員A及びBが本邦に預金口座を有するまでの期間は、「山梨県財務規則」第61条に基づいて、県職員個人の預金口座に振込みが行われ、その職員が預金口座から引出して、派遣職員A及びBに概算払が行われている。その際に派遣職員A及びBから受領書等はありません。

なお、外国人留学生相互派遣事業補助金でも同様の処理となっている。

【山梨県財務規則】

第61条（請求及び受領の委任）

債権者は、代理人に債権金額の請求又は受領を委任したときは、委任状に代理人の印鑑届を添えなければならない。ただし、代理人が口座振替支払を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項の委任には、代理人の印鑑を表示しておかななければならない。

3 指摘及び意見

(指摘) 現金概算払い時の受領書類の徴取

県職員が代理受領をし、派遣職員に概算払を行う場合には、派遣職員から受領書をもらうなど、受領した事実を証する書類を残す必要がある。

なお、外国人留学生相互派遣事業補助金でも同様の処理となっているので、併せて改善する必要がある。

(意見) 交付要綱と事業実施要綱との整合

研修員の資格で言えば、交付要綱には「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」の要件があるが、事業実施要綱にはその要件はない。また、研修期間で言えば、交付要綱では「8月以内」となっているが、事業実施要綱では「1年以内」となっている。

交付要綱と事業実施要綱の整合性を取り、実態に即した交付要綱及び事業実施要綱の整備を行うことを望む。

(49) 海外技術研修員受入事業費補助金 (国際観光交流課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

開発途上国から本県に受け入れる技術研修員が、研修を受けるに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。開発途上国から技術研修員を本県に受け入れる目的は、わが国の技術・技能を習得させることにより、各国の社会・経済の発展と繁栄に協力するとともに、国際交流活動への参加により、県民の国際理解や多文化共生意識の醸成に寄与することである。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱、山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 46 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

開発途上国から技術研修員を本県に受け入れ、わが国の技術・技能を習得させることにより、各国の社会・経済の発展と繁栄に協力する事業を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」第6条に定められており、補助金対象経費は、航空費・支度料・滞在費・研修交通費・国内旅費・書籍費・厚生費・その他知事が必要と認める経費となっている。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	5,308	3,990	4,000	4,106	3,930
決算額	3,796	3,232	3,601	3,798	3,661

(7) 交付先

ブラジル連邦共和国研修員A、ペルー山梨県親睦会研修員B、ブラジル山梨県人会研修員C

(8) 実績報告書

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」第10条の期限内に実績報告書が提出され、県による実績報告書の確認、補助金の額の確定が行われている。

2 検討

(1) 研修員の資格要件

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」と「山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱」とでは、研修員の資格要件が異なっている。

【山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱】

第3条（研修員の資格及び決定）

研修員は、次の各号に定める要件を具備している者で、受入要綱第7条に定められている推薦団体から推薦のあった者のうちから、知事が決定する。

- 一 将来、開発途上国の発展に必要な職種に従事する意思があり、かつ、それぞれの分野において、中堅的指導者となり得る資質を備えている者
- 二 開発途上国の国民である山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者
- 三 開発途上国において、本邦の高等学校卒業程度以上と認められる教育を修了している者
- 四 原則として、18歳以上40歳未満の者
- 五 本邦において専門研修を受けるに足る日本語を理解できる者
- 六 心身ともに健全であり、思想穏健である者

【山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱】

第2条（研修員の資格）

研修員は、開発途上国の国民及びそれに準ずる地域の住民であって、次の掲げる要件を具備している者とする。

- 一 将来、相手国の発展に必要な職種に従事する意志があり、かつ、それぞれの分野の中堅的指導者となりうる優れた資質を備えている者であること。
- 二 心身共に健全で、思想穏健である者
- 三 年齢は、原則として18歳以上40歳未満の者であること。（既婚、未婚の別は問わない。）
- 四 相手国の中等教育を修了している者であること。（我が国の高等学校卒業程度）
- 五 研修は日本語で実施されるため、日本語の会話能力を有し、かつ、我が国において専門的な研修を受けるに足る日本語を習得する意欲と能力を有する者であること。
- 六 帰国後、母国で山梨県のために活躍する意欲を有する者であること。

（2）研修員の該当の判定

県による「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」第3条第2号「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」の判定は、次のとおりである。

研修員	「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」の判定
ブラジル連邦共和国研修員 A	山梨県の姉妹州であるブラジル連邦共和国ミナス・ジェラス州職員であるため、「これに準ずる者」と判定。
ペルー山梨県親睦会研修員 B	ペルー山梨県親睦会からの受入研修員であるため、「これに準ずる者」と判定。
ブラジル山梨県人会研修員 C	ブラジル山梨県人会からの受入研修員であるため、「これに準ずる者」と判定。

すべて「これに準ずる者」により判定が行われている。

3 指摘及び意見

(意見) 交付要綱と事業実施要綱の整合と規定の明確化

研修員の資格について、交付要綱には「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」の要件があるが、事業実施要綱にはその要件はない。

交付要綱と事業実施要綱の整合を図るとともに、交付要綱第3条第2号における「これに準ずる者」が明確に規定されることを望む。

(50) 自治体職員協力交流研修員受入事業費補助金（国際観光交流課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

海外の地方自治体等の職員（「協力交流研修員」）を本県に受入れ、研修を受けるに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

協力交流研修員を本県に受け入れる目的は、本県のノウハウ、技術等を習得させることにより、本県の国際化施策等に協力することを通じて、地域の国際化を推進することである。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱、山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成8年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

協力交流研修員を本県に受け入れ、本県のノウハウ、技術等を習得させる事業を補助金対象事業としている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」第6条に定められており、補助金対象経費は、航空費・支度料・滞在費・研修交通費・国内旅費・書籍費・厚生費・その他知事が必要と認める経費となっている。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,496	1,607	1,620	1,670	1,650
決算額	1,403	1,607	1,557	1,634	1,650

(7) 交付先

協力交流研修員A

(8) 実績報告書

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」第10条の期限内に実績報告書が提出され、県による実績報告書の確認、補助金の額の確定が行われている。

2 検討

(1) 研修員の資格要件と実際の状況

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」と「山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱」とでは、研修員の資格要件が異なっている。

【山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱】

第3条（研修員の資格及び決定）

研修員は、次の各号に定める要件を具備している者で、受入要綱第7条に定められている推薦団体から推薦のあった者のうちから、知事が決定する。

- 一 将来、開発途上国の発展に必要な職種に従事する意思があり、かつ、それぞれの分野において、中堅的指導者となり得る資質を備えている者
- 二 開発途上国の国民である山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者
- 三 開発途上国において、本邦の高等学校卒業程度以上と認められる教育を修了している者
- 四 原則として、18歳以上40歳未満の者
- 五 本邦において専門研修を受けるに足る日本語を理解できる者
- 六 心身ともに健全であり、思想穏健である者

【山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱】

第2条（研修員の資格）

研修員は、開発途上国の国民及びそれに準ずる地域の住民であって、次の掲げる要件を具備している者とする。

- 一 将来、相手国の発展に必要な職種に従事する意志があり、かつ、それぞれの分野の中堅的指導者となりうる優れた資質を備えている者であること。
- 二 心身共に健全で、思想穏健である者
- 三 年齢は、原則として18歳以上40歳未満の者であること。（既婚、未婚の別は問わない。）
- 四 相手国の中等教育を修了している者であること。（我が国の高等学校卒業程度）
- 五 研修は日本語で実施されるため、日本語の会話能力を有し、かつ、我が国において専門的な研修を受けるに足る日本語を習得する意欲と能力を有する者であること。
- 六 帰国後、母国で山梨県のために活躍する意欲を有する者であること。

協力交流研修員Aの面接状況の記録を確認したところ、「日本文化に興味はあるとは言っていたものの、日本語の学習は全く始めていない。」の記載があった。「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」第3条の「本邦において専門研修を受けるに足る日本語を理解できる者」及び「山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱」第2条の「研修は日本語で実施されるため、日本語の会話能力を有し、かつ、我が国において専門的な研修を受けるに足る日本語を習得する意欲と能力を有する者であること」に該当していないといえる。

（2）研修期間

「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」と「山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱」とでは、研修期間の表現が異なっている。

【山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱】

第4条（研修期間）

研修期間は8月以内とする。ただし、当該期間が年度を超える場合は、3月31日以内とする。

【山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱】

第4条（研修期間）

研修期間は、原則として6月1日から翌1月31日までの8か月とする。なお、研修期間終了後は、1週間以内に帰国するものとする。

協力交流研修員Aの研修期間の始期は平成28年5月15日であり、補助金交付要綱上は問題ないが、補助金実施要綱の原則とする期間から外れている。

3 指摘及び意見

（指摘）実態に即した補助金交付要綱及び補助金実施要綱の整備

協力交流研修員Aは、山梨県海外技術研修員受入事業費補助金の受給要件を一部満たしていないといえる。実態に即した補助金交付要綱及び実施要綱の整備を行う必要がある。

（意見）補助金交付要綱と実施要綱の整合

研修員の資格で言えば、補助金交付要綱には「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」の要件があるが、補助金実施要綱にはその要件はない。また、研修期間で言えば、補助金交付要綱では「8月以内」となっているが、補助金実施要綱では「原則として6月1日から翌1月31日までの8か月」となっている。

補助金交付要綱と補助金実施要綱の整合を図るとともに、実態に即した補助金交付要綱及び補助金実施要綱の整備を行うことを望む。

（51）甲州牛担い手確保支援事業費補助金（畜産課）

1 補助金の概要

（1）補助金の目的・趣旨

生産者の高齢化が進む甲州牛の生産基盤強化を図るため、肉用牛経営を新たに開始する意欲のある者（研修生）に対し、県内の肉用牛農家で肉用牛の飼養管理等の研修を実施し、技術習得研修費用を助成することにより、就業意欲の喚起を図り、肉用牛の担い手確保を推進する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、甲州牛担い手確保支援事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 27 年度 / 平成 29 年度 (当初から 2 年間限定の事業)

(4) 補助金対象事業

農林水産省の青年就農給付金 (準備型) をモデルに県独自に創設した制度である。

研修生は一人だけであり、研修及び補助金交付期間は平成 27 年 10 月 1 日より平成 29 年 9 月 30 日の 2 年間 (年度毎に交付決定) であり、研修中の生活資金の一部として年間 150 万円の補助金を 2 年間交付している。研修先は県内の肉用牛農家 (検討事項) であり、農場の日常作業を通して甲州牛飼育の基本的な技術・知識を習得することを目的としている。研修生を受入指導する農家には、別に年間 30 万円の謝金が県から支給される。

(補助金交付の条件)

研修中は概ね年間 1,200 時間以上研修を受ける

研修終了後は 5 年間山梨県内に居住し、3 年間以上肉用牛飼育を行い、かつ、1 年以内に自分名義の肉用牛を 1 頭以上飼育すること。

(5) 補助金対象経費及び補助率

定額。研修中の生活資金の一部として年間 150 万円を交付。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	1,500	1,500
決算額	-	-	-	750	1,500

(7) 交付先

選定された 1 名の研修生に直接交付している。なお、補助金は研修生の生活資金の一部になるため、前金払されている。

(8) 実績報告書

県担当者が平成 29 年 3 月 31 日に研修生及び研修指導者に面談の上で所定の研修状況チェックリストにより研修状況を確認している。研修状況報告書及び日々の研修日誌が添付された実績報告書が平成 29 年 4 月 7 日に提出されている。

2 検討

(1) 研修生の募集、研修受け入れ先の選定手続

研修実施農家の募集については、甲州牛出荷組合の協力のもと説明会等を行い、組合員 32 名にアンケートを行い 5 名の畜産農家の方から研修生受入可能との回答があった。

研修生の募集については、県の HP や (公財) 山梨県農業振興公社の就農支援センター等で周知を行い、問い合わせのあった 5 名のうち 4 名は辞退 (他へ就職等) されたため、1 名を面接のうえ研修生として選定した。選定された研修生は実家が山梨県で畜産農家を行っており、地元の農業高校を卒業し、家畜商の免許も既に有しており、将来は家業を継ぐ予定とのことである。

なお、研修実施農家は県が指定するのではなく、研修実施農家の承諾を得た上で研修生が選定し、県が審査の上、研修実施農家として計画認定した。

(2) 問題点の指摘

ア 研修生と研修実施農家の自宅は 90m しか離れていない。

実施要領では 3 親等以内の親族での研修は原則として認めていないが、自宅が近いだけでは研修先として不適切ではないというのが県の判断とのことである。なお研修実施農家の牛舎 (研修実施場所) は自宅から車で 45 分、20 数 km の距離とのことである。

イ 研修内容・期間の事前検討が不十分

補助金交付の条件及び諸々の補助金申請書類はすべてモデルとした青年就農給付金の制度・書類をそのまま流用している。しかし、山梨県には研修を担うべき農業大学校に畜産の学科がない等、様々な点において状況が異なっており、補助事業実施に当たり事前に検討を行い、山梨県の畜産業の状況を踏まえた研修内容・期間等に改良する必要があったのではないかと考える。

【青年就農給付金（国）と甲州牛担い手事業の主な相違】

	青年就農給付金（準備型） （平成 27 年度データ）	甲州牛担い手確保事業
研修生	全国で 2,477 名、 山梨県でも 44 名	1 人
出身	非農家が 63%	畜産農家出身 農業高校卒業
研修実施機関	49%が農業大学校等の 教育機関	甲州牛生産の盛んな白州町のリー ダー的な畜産農家。自宅間は近く、 研修生の父親と親しい間柄

このように非農家出身が過半の青年就農給付金に対し、甲州牛担い手確保事業では「畜産農家出身の研修生」が「自宅が近所で研修生の父親と親しい畜産農家」で「家畜飼育作業を中心とした研修」を行うものであり、年間 1,200 時間で 2 年間の研修が本当に必要であったかは、疑問である。

担当課から「畜産業の業務を完全にマスターするには 2 年間でも全く足りない。」との説明もあったが、2 年間の研修内容については研修実施農家（指導者）に一任しており、進捗に応じた研修内容の変化及び目標となる研修到達水準等を明示した詳細なカリキュラムのようなものはない。

山梨県の畜産業の状況及び研修生の経験等を踏まえた上で、研修の内容、県の補助による目標到達水準について検討を行い、モデルとした青年就農給付金の制度から研修時間等を見直す必要があったのではないかと考える。

ウ 研修実施報告書の署名の代筆

研修状況報告書は、研修が実際に行われたことを担保するため、研修生が記入・署名し、かつ、研修実施農家の方が署名押印することになっているが、平成 29 年 3 月に提出された研修実施報告書では、研修生が誤って研修実施農家の方の署名を行っていた。研修状況報告書は、補助金の交付条件である研修の適切な実施を確認する重要な書類であるが、県によるチェックが充分に行われていなかった。

エ 研修日誌の記載に疑義

研修内容と研修時間を毎日記録した研修日誌が、研修実施報告書の添付書類として半年に一度提出されている。監査においてサンプルとして直近の平成 28 年度下半期の研修

日誌を閲覧したが、10月の中旬に2日間休んだ後、10月17日から3月31日まで正月も含め1日も休まずに研修したと記載されている。また、日々の記載内容についても、判で押したように研修時間は「4時間又は6時間」、研修内容は「餌やり、清掃、状態観察、(たまに)出荷」との記載である。

研修生との面談により県担当者が作成した研修状況確認チェックリストの記載では、先進畜産農家の見学、家畜人工授精師講習会に参加したとの記載があるが、研修日誌には一切その記載が無い。署名の代筆だけでなく、研修日誌の記載内容にも疑義を感じるものである。なお、県の関係機関(西部家畜保健衛生所)による巡回指導の際に、研修の状況についても確認してもらい、報告は受けているとのことである。

3 指摘及び意見

(指摘)実績報告書の慎重なチェック及び指導監督

実績報告書とともに県に提出された研修状況報告書の署名に誤りがあり、研修日誌の記載も判で押したように形式的である。補助金の交付条件である適正な研修の実施を確認する重要な書類であり、かつ、極めて特殊な事業形式であり、慎重なチェック及び適正な指導監督を行う必要がある。

(意見)補助金交付要件の改善

農業の就農支援を目的とした国の制度(青年就農給付金)をそのまま流用しているが、進捗状況に応じた研修内容の変化及び目標となる研修到達水準等を明示した詳細なカリキュラムもなく、概ね年間1,200時間以上の研修という補助金交付要件の妥当性について十分な検討が行われていない。山梨県の畜産業の状況及び研修生の経験等を踏まえた補助金交付要件の改善を行うことを望む。

(52) 農業信用基金協会特別準備金積立補助金(畜産課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

農業関係制度資金の融資に当たり、債務保証を行う山梨県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に対し補助金を交付し、適切な経営改善計画を策定した担い手に対する機関保証を行う制度を確立する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 26 年度 / 平成 29 年度

(4) 補助金対象事業

債務保証を行う山梨県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金。

(5) 補助金対象経費及び補助率

特別準備金積立必要額の 2 / 3 を補助する。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	72	72	72
決算額	-	-	0	0	0

予算 (平成 24 , 25 年度は補正予算) はあるが、平成 13 年度以降補助金の執行は行われていない。(検討事項) 予算額は、年間融資枠 18,000 千円に対して必要な特別準備金積立必要額として算定されている。

(7) 交付先

山梨県農業信用基金協会

(8) 実績報告書

実績なし。

2 検討

過去 15 年以上にわたり補助金の執行がされていないにもかかわらず、予算が確保され続けている。その理由は、融資の債務保証に係る特別準備金の積立補助の制度がある以上、融資の申し込みがあったときに対応する必要があるため、とのことである。

確かに補助金を交付していない以上、予算の無駄遣いという問題は生じていない。

しかし、厳しい財政状況の中、限られた財源を優先度に基づき配分する予算編成において、執行される可能性が極めて低い事業の予算を確保することにより、他の必要な事業に予算が配分されず執行されないとしたら、限られた財源の有効活用という観点から問題があるのではないかと考える。

3 指摘及び意見

(意見) 未執行の予算

過去 15 年以上執行されていない補助金が予算として確保され続けている。他の優先度の高い事業の実施のためにも、社会情勢の変化に伴い必要性が乏しくなった補助金については廃止に向けた検討を行い、限られた財源を有効に活用することを望む。

(53) 馬術競技場管理費補助金(畜産課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

昭和 61 年に開催された「かいじ国体」のために建設された山梨県馬術競技場の施設整備及び管理運営を行っている公益財団法人山梨県馬事振興センターに対し、収支差額(赤字額)を管理運営費交付金として交付している。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県馬術競技場管理費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

平成 5 年度/平成 28 年度

平成 29 年度予算において、事業目的の達成により廃止された。

(4) 補助金対象事業

山梨県馬術競技場の施設整備及び管理運営。

(5) 補助金対象経費及び補助率

公益財団法人山梨県馬事振興センターの収支差額(赤字額)を補助金として交付してい

る。なお、公益財団法人山梨県馬事振興センターの決算が確定するのは5月になるため、補助金交付額は4月当初に算定される概算額に基づき計算・決定される。

【概算収支による補助金交付額の算定】 (単位：千円)

収入 (概算)		支出 (概算)	
基本財産運用収入	1	人件費	28,237
事業収入	51,091	施設管理費	4,200
雑収入	2,500	一般管理費	12,509
		馬飼育管理費	11,858
収入計 (概算)	53,592	支出計 (概算)	56,805
概算による収支差額 (補助金交付額)		3,213	

【確定決算額に基づく実際の収支差額】 (単位：千円)

収入 (確定)	53,713	支出 (確定)	57,221
確定決算に基づく実際の収支差額		3,508	

概算による収支差額 (3,213 千円) よりも、確定決算に基づく実際の収支差額 (3,508 千円) の方が赤字額が 295 千円多くなっている。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,150	3,942	3,744	3,556	3,213
決算額	4,150	3,942	3,744	3,556	3,213

(7) 交付先

公益財団法人山梨県馬事振興センター (検討事項)

(8) 実績報告書

概算による収支報告及び事業報告を添付した実績報告書が平成 29 年 4 月 10 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県により書類による履行確認が行われており、現地調査及び証憑の確認については、4月27日に実施した法人指導調査において行っていた。

2 検討

従来から、県の現職の農政部長が、公益財団法人山梨県馬事振興センターの理事長 (代表理事) に就任している。なお、理事長選任は、書面決議による理事会で決議されている。

【公益財団法人山梨県馬術振興センターの基本財産出捐及び理事の構成】

基本財産出捐者	出捐額	理事の構成	
山梨県	400 千円	理事長	県農政部長
北杜市	400 千円	専務理事 ()	学識経験者
山梨県馬術連盟	200 千円	他の理事構成	
計	1,000 千円	山梨県職員	2 名
		北杜市職員	3 名
		山梨県馬術連盟役員	3 名

() 専務理事が唯一人の常勤理事として、事務局長及び総務業務課長を兼務している。

出資・出捐を行い密接な関係を有している法人に対し、県職員が指導・監督のために理事に就任することは一般に行われており、理事会の決議により理事長（代表理事）に県職員が選任されてもそれは法人の内部の意思決定であり、県としては特に問題ないと考えている、とのことである。

しかし、県が出捐を行い法人の設立に関与していたとしても、公益財団法人山梨県馬事振興センターは決して県の組織の一部ではなく独立した事業主体である。また、県は山梨県馬術競技場の土地を所有し使用を許可し、かつ、公益財団法人山梨県馬事振興センターの収支差額（赤字額）を管理運営費補助金として交付していた。このように指導監督責任を有している県の現職の農政部長が、相手方である団体の経営責任を負う代表者にも就任することは、利益相反の関係になり、それぞれの責任を明確化する観点から望ましくなかったと考えられる。他の地方公共団体においても、第三セクターの経営の自主性を確保する観点から、「職員が外部の法人の代表者に就任することを原則として認めない。」という方針を決めている団体もある。

馬術大会の誘致等の事業で協働連携することと、経営に関与することを明確に区分し、それぞれの責任を明確にし、対等な関係を構築するためにも、県の現職の職員が公益財団法人山梨県馬事振興センターの理事長（代表理事）に就任することについては、慎重な検討を行うことが望まれる。

【総務省、第三セクター等のあり方に関する研究会報告書（抜粋）】

3 経営責任の明確化と運営体制

(1) 第三セクター等の経営は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものである。そのため、地方公共団体は経営者との間で職務権限や責任を適切な形で分担するとともに、そのことを明らかにしておくべきである。

(2) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。

第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の首長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのかあらかじめ検討を行った上で就任することが必要である。

3 指摘及び意見

(意見) 県職員の外部団体の理事長への就任

従来から県の現職の農政部長が補助金交付先であった公益財団法人山梨県馬事振興センターの理事長（代表理事）に就任しているが、県の指導監督責任と法人の経営責任を明確化する観点から、県職員の理事長（代表理事）就任について慎重な検討を行うことを望む。

(54) 食肉流通センター施設整備関係補助金（畜産課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

(株)山梨食肉流通センターが食肉流通体系の近代化を図り、もって畜産振興に寄与することを目的として行う食肉処理関連施設整備にかかる事業に要する経費に対し補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨食肉流通センター施設整備関係補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 28 年度のみ実施

(4) 補助金対象事業

老朽化が進み雨漏りする状態になっている食肉処理施設本館の屋根防水改修工事費用。

(株)山梨食肉流通センターは山梨県が資本金の35.7%を出資し、県 B が社長、他に現職の県職員3名が取締役に就任している。

食肉処理施設本館の建物面積3,401.63㎡のうち1,105.92㎡は県の所有であるが、賃貸借契約書において、貸付物件の維持保全に要する費用は、借主である(株)山梨食肉流通センターが負担すると規定されている。

(5) 補助金対象経費及び補助率

消費税等抜きの施設整備費を補助対象とし、その全額(100%)を補助している。(検討事項)なお、工事費用にかかる消費税等については、仕入税額控除により(株)山梨食肉流通センターの負担はないため補助対象としていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額
屋根防水改修工事(陸屋根部分)	16,164	15,766
防水工事(折板屋根部分)	5,850	5,837
諸経費	4,437	4,257
合計(税抜)	26,451	25,860

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	-	-	-	-	26,451
決算額	-	-	-	-	25,860

(7) 交付先

株式会社山梨食肉流通センター

(8) 実績報告書

平成29年1月31日に工事完成し、出来高設計書、工事写真帳等が添付された実績報告書が2月17日に提出されている。実績報告書の提出を受け、2月21日に県職員により書類による履行確認が行われている。

2 検討

(1) 補助対象経費（工事費用）の妥当性

一般競争入札の実施等、県の財務執行とほぼ同様の手続により発注・契約手続が行われており、補助対象である工事費用の妥当性については特に問題はなかった。

仕様書に基づく工事費用積算価額	29,390 千円
予定価格（積算価額の9割で設定）	26,451 千円
契約価額	25,860 千円
一般競争入札参加者数	2 者

(2) 経費の全額補助を行うことの妥当性

「補助金とは、特定の事業を育成助長するため県が公益上必要であると認めた場合に金銭的援助として交付するもの（補助金交付事務の手引き）」であり、補助事業の対象である食肉処理施設の公益性の高さ（畜産振興に不可欠な施設）及び防水改修工事の必要性（喫緊の衛生改善対策）は理解できる。しかし、補助対象である防水工事は、営利企業である（株）山梨食肉流通センターの負担により本来行われるものであり、公益上の必要性の観点から支援するとしても経費の全額ではなく一部にとどめるのが補助金の本来のあり方ではないかと考えられる。経費の全額を負担するのであれば、補助事業ではなく県の事業として、県の責任で工事の仕様を決定し発注・契約手続を行うべきではないかと考えられる。

(3) (株)山梨食肉流通センターの財政状態

以下の【要約貸借対照表】、【要約損益計算書】のとおり（株）山梨食肉流通センターは良好な財政状態にあり、借入金は少なく多額の現金預金を保有している。また、過去に実施した食肉衛生管理向上施設整備のための借入金の償還についても、【過去の施設整備借入金償還金補助の推移】のとおり、全額県から補助を受け平成27年度までに償還を完了しており、（株）山梨県食肉公社の負債整理のための借入金154,950千円についても平成29年度中には全額償還する予定である。

このような財政状態からは、必ずしも県から経費の全額の補助がなくとも防水工事の実施は可能ではないか、と考えられる。

しかし、市場の運営のためには多額の資金が必要であり、工事費用に資金を使った場合、畜産農家への販売代金の支払に支障が生じてしまうおそれがある。また、累積欠損も240,710千円と依然として多額で経営健全化の途上であり、高い公益性の観点から、補助金による支援が依然として必要と判断した、というのが県の見解である。

【 要約貸借対照表（平成 29 年 3 月 31 日）】 （単位：千円）

現金預金	115,615	借入金	17,950
売上債権	178,803	預かり保証金	41,840
商品	48,303	賞与・退職給付引当金	55,790
その他流動資産	6,634	預り証券等	44,243
有形固定資産	29,540	その他の負債	85,299
無形固定資産	238	負債合計	245,122
預り証券等	44,243	資本金	420,000
その他投資	1,036	利益剰余金	240,710
資産合計	424,412	負債純資産合計	424,412

【 要約損益計算書】 （単位：千円）

	平成 28 年度	平成 27 年度
売上高	1,824,771	1,913,581
売上原価	1,365,034	1,437,964
販売費及び一般管理費	461,743	473,742
その他	9,466	7,208
法人税等	5,380	5,198
当期純利益	2,080	3,885

【 過去の施設整備借入金償還金補助の推移】 （単位：千円）

	平成 12 年度整備	平成 13 年度整備		県補助金 (借入償還金全額)
	食肉衛生管理 向上施設整備	食肉衛生管理 向上施設整備	BSE 対策 施設整備	
借入額	775,054	302,304	21,369	
平成 22 年度	56,243	22,591	1,629	80,463
平成 23 年度	55,336	22,188	1,595	79,119
平成 24 年度	54,414	21,778	1,560	77,753
平成 25 年度	53,499	21,372	1,527	76,398
平成 26 年度	52,585	20,966	1,493	75,043
平成 27 年度	-	20,565	1,467	22,032

3 指摘及び意見

(意見 1) 防水工事費用の全額補助

防水工事費用の全額を補助しているが、補助金は費用の一部を支援するのが本来のあり方

と考えられるため、累積欠損（ 240,710 千円）が解消し経営が健全化した際には、公益上の必要性の他、交付先との役割分担や経費負担の適正化の観点から補助率等について慎重に検討することを望む。

（意見 2）経費全額補助の将来的見直し

（株）山梨食肉流通センターは畜産振興に必要不可欠な事業を行っており、過去の衛生管理向上施設整備並びに（株）山梨県食肉公社の負債整理のため多額の借入金を有しているため過去から多額の補助金を交付している。借入金は平成 29 年度中にはすべて返済完了する予定であり、今後、累積欠損（ 240,710 千円）が解消し経営が健全化した際には、厳しい県の財政状況の中、健全で持続可能な財政運営を確保するためには、（株）山梨食肉流通センターに対して経費の全額を補助する姿勢を改めることを望む。

（55）フェスタまきば開催費補助金（畜産課）

1 補助金の概要

（1）補助金の目的・趣旨

畜産業の生産振興等、具体的には、生産者と消費者との交流、実践的な食育、動物とのふれあいや各種イベントへの参加を通じて、本県銘柄畜産物のブランド確立、販路の拡大、地産地消の推進を図ることを目的として、県立まきば公園で開催されるイベント事業「フェスタまきば」（平成 28 年 10 月 2 日開催）の開催費用に対して補助金を交付する。

（2）根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、フェスタまきば開催費補助金交付要綱

（3）創設年度 / 終期

昭和 55 年度 / 終期なし

（4）補助金対象事業

「フェスタまきば」の開催。

（5）補助金対象経費及び補助率

フェスタまきば開催に要する経費を補助金対象とし、定額 670 千円を補助している。

(単位：千円)

	予算額	決算額	摘要
県補助金	670	670	
食肉推進協会からの補助金	154	136	
事業収入	490	438	広告、出店料、バーベキュー売上
実行委員会負担金	520	520	北杜市他 18 者
その他	20	20	
収入計	1,854	1,784	
基本施設費	960	951	会場設営費
イベント費	680	611	バーベキュー材料他
宣伝費(印刷費)	130	130	ポスター、チラシ作成費
消耗品費等	84	67	オガライト、シャトルバス
支出計	1,854	1,759	
繰越金	0	25	

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	740	700	670	670	670
決算額	740	700	670	670	670

(7) 交付先

大会主催者であるフェスタまきは実行委員会(山梨県農政部長が会長を務め、畜産課が事務局を担当。)概算払請求に基づき、開催日前の9月15日に補助金の支払が行われている。

(8) 実績報告書

収支決算書、イベントチラシ、写真が添付された実績報告書が平成28年11月24日に提出され、同日に履行確認されている。

補助金等交付規則及び交付要綱では、事業完了時から1か月以内の実績報告を行うとされているが、実績報告書の提出日(11月24日)は、フェスタ開催日(10月2日)から1月以上経過している。これは、事業完了日をイベント開催日ではなく経費支出業務終了日

(11月18日)としているためである。(検討事項1)

2 検討

(1) 事業完了日及び実績報告書の提出期限起算日の誤り

山梨県補助金等交付規則及び交付要綱ともに「実績報告は補助事業完了の日から起算し1か月を経過した日までに行う。」と規定されているが、出納局管理課作成の補助金交付事務の手引きにおいても補助事業完了の日について具体的な規定はされていない。

県及び交付先は経費支出完了日を補助事業完了日とし事業報告書提出期限の起算日としているが、経費支出業務完了日は恣意的に変更可能であり、支出が完了しなくてもフェスタ開催により収支はほぼ確定できるものであり、事業完了日は「フェスタまきば」開催日とするのが規定の一般的な解釈だと考える。

したがって、フェスタ開催日(10月2日)から1か月以上経過した11月18日に実績報告書を提出していることは規定に違反していることになる。

(2) 成果指標の設定の必要性

特に成果指標は設定していないとのことであるが、漫然と事業を行い補助金を交付し続けるのではなく、事業の目的を明示し客観的な成果を検証するためにも、成果指標を設定し評価を行い次年度の改善策を検討する、すなわち、PLAN、DO、CHECK、ACTION というマネジメント・サイクルを機能させる必要がある。

なお、来場者アンケート等により以下のようなデータは集計しているとのことであるが、単なるデータ集計とマネジメント・サイクルのための指針となる成果指標は異なるものである。

ア 来場者の推移

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
20,000人	20,000人	20,000人	10,000人	600人	15,000人	15,000人

平成26年は台風の影響により来場者は少なく、平成28年も天候悪くBBQの販売が低調であったとのことである。なお、来場者は県内の方が大半とのことであるが、「地産地消の推進」だけでなく「山梨県の銘柄畜産物のブランド確立・販路の拡大」も事業の目的としている以上、県外の方の来場を増やすことを目標とすることも必要ではないかと考えられる。

イ 食肉に関する情報知識に関するアンケート結果

【「安全・安心な牛肉が食卓に届くまで」について】

知っている。	115人	パネルが難しく分かりづらかった。	17人
詳しくは知らない。	62人	以前から知っており再確認した。	79人
知らなかった。	23人	今回の資料でよく分った。	104人
計	200人	計	200人

「分かりづらかった」と回答した17人のうち15人は「知っている」と回答した方

【お肉の上手な保存方法】

知っている。	84人	パネルが難しく分かりづらかった。	16人
詳しくは知らない。	93人	以前から知っており再確認した。	95人
知らなかった	23人	今回の資料でよく分った。	89人
計	200人	計	200人

「分かりづらかった」と回答した16人のうち10人は「知っている」と回答した方

両項目とも「知っている。」との回答をした方が「パネルが難しく分かりづらかった。」との回答していることは、今後の重要な改善項目ではないかと思われる。

また、来場者を増やすことを目標とするのであれば「どのようなイベントが楽しかった等」、本県畜産物のブランド確立を目標とするのであれば「ブランドの認知度等」の項目をアンケート項目に加えることも検討する必要があると思われる。

3 指摘及び意見

(指摘) 実績報告書の提出日

経費支出完了日を事業完了と誤って解釈したことにより、実績報告書が補助事業完了日より1か月以上経過して提出されている。補助金等交付規則を遵守し、補助事業実施日から1か月以内の実績報告書の提出を求める必要がある。

(意見) 成果指標の未設定

成果指標を設定していない。漫然と補助金交付を続けるのではなく、事業目的を明示・共有し、客観的な効果・成果の評価を行うために客観的な数値で検証可能な成果指標を設定し、実績を評価し、改善策の検討というマネジメント・サイクルを機能させ、有効なフェスタになるよう常に改善を検討することを望む。

(56) 中山間地域活性化資金利子補給金（農業技術課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

地域等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性に応じた農林漁業の健全な発展を図るため、中山間地域において生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、中山間地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用の促進並びに中山間地域における農林漁業の担い手の生活環境の整備に必要な資金であって、農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関が貸し付けるものに対し、利子補給の措置を講じ、もって中山間地域の農林漁業の総合的な振興を図り、地域の活性化に資する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融通のためのガイドライン、山梨県補助金等交付規則、山梨県中山間地域活性化資金利子補給要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成3年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

中山間地域活性化資金の融資事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費	補助率
加工流通施設整備資金	貸付時における貸付利率と、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利との差
保健機能増進施設整備資金	
生活環境施設整備資金	

平成28年度の補助対象貸付（1件）に対する利子補給率は年0.30%。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	728	655	533	459	407
決算額	284	210	136	63	11

平成 14 年度以降新規の貸付がなく、平成 28 年度上半期ですべての貸付の償還が終了したため、平成 29 年度以降新規の申請がなければ補助金の支出はなくなる。

(7) 交付先

山梨県信用農業協同組合連合会

(8) 実績報告書

なし。

2 検討

(1) 資金の目的外使用の防止

当該補助金は、中山間地域の農林漁業の総合的な振興・地域の活性化を図るためのものであるから、貸付金の使途が所定の目的に合致していることが必須である。

要綱第 8 条によれば、借主が事業完了届を提出して貸付金の使途を明らかにすることとなっているが、これは融資機関が徴するにすぎず、県においてはこれを徴する規定がない。県が融資機関に対し調査・報告を求める旨の規定は要綱第 15 条にあるが、これまでに調査・報告が実施されたことはなく、目的外使用の防止については融資機関に対する信頼に依拠しているのが現状である。

なお、農業近代化資金利子補給金、農村住宅資金利子補給金及び農業経営負担軽減支援資金利子補給金でも当該補助金と同様の現状がある。

(2) 補助金の必要性

平成 14 年度以降新規貸付がないという事実は、中山間地域の農林漁業の総合的な振興・地域の活性化を図る方法として中山間地域活性化資金の借入という方法が選択されていないことを示している。本件補助金が創設された平成 3 年度から平成 14 年度までに本件補助金の目的は一定程度達成されたものと評価できる。

一方、このように補助金の目的が達成されたと評価でき、かつ、平成 14 年度以降新規貸

付がないにもかかわらず予算が割り当てられていることは、有限な予算の効率的な利用を阻害していると考えられる。

なお、当該補助金は、必要がなくなった場合に廃止することが禁止されているものではない。

また、農村住宅資金利子補給金、農業経営改善資金利子補給金及び農業経営負担軽減支援資金利子補給金でも当該補助金と同様の問題がある。

3 指摘及び意見

(意見1) 県の主体的な確認・検証

中山間地域活性化資金の目的外使用を防止するため、融資機関に対する調査・報告(要綱15条)を積極的に活用し、証拠書類を徴する等の方法により県が主体的に確認・検証することを望む。

農業近代化資金利子補給金、農村住宅資金利子補給金、農業経営負担軽減支援資金利子補給金でも同様の改善を望む。

(意見2) 長期間新規利用のない補助金の見直し

平成14年度以降新規貸付がないという実情を踏まえ、有限である予算の効率的な利用のため、金融機関と協議の上、規模の縮小(廃止含む)の方向で見直すことを望む。

農村住宅資金利子補給金、農業経営改善資金利子補給金及び農業経営負担軽減支援利子補給金でも当該補助金と同様の改善を望む。

(57) やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金(県土整備総務課建設業対策室)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

建設業者等が行う経営多角化に関わる事業に要する経費の一部を補助することにより、県内建設産業の新たな事業分野への進出や業種転換を促進し、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金交付要綱、やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金実施要領

(3) 創設年度 / 終期

平成 27 年度 / 平成 29 年度

(4) 補助金対象事業

建設業者等が行う経営多角化に関わる事業に要する経費の一部を補助する。経営多角化の定義及び具体的な補助金対象事業は次のとおりである。

ア 経営多角化の定義

建設業者等が、日本標準産業分類における大分類項目を基準として、建設業以外の新たな業種に進出することをいう。ただし、直近決算期の工事売上高のうち、50%以上を公共工事が占める建設業者等が、公共事業依存の経営体質からの転換を図ろうとするものであって、民間需要が見込まれる新たな建設業種に進出しようとする場合を含む。また、進出先の業種については、風俗営業等は除く。

イ 具体的な補助金対象事業

補助金の対象となる事業は、建設業者等が行う次に掲げる事業であり、当該事業の実施により雇用の拡大が見込まれる事業（ただし、太陽光発電設備に関わる事業を除く。以下「補助事業」という。）とする。

事業名	事業内容
研修事業	経営多角化に必要な知識、技能を習得するための研修会・講習会等に参加する事業
研究開発事業	新製品、新技術、新サービス等の研究開発事業
初期段階事業	経営多角化するに当たり、構築物、設備、備品等の取得、整備等を行う事業
販路開拓事業	経営多角化に際して、展示会開催・出展、カタログ・チラシ・パンフレット・パッケージ・ホームページの作成等、販路開拓手段の整備や営業活動に取り組む経費
その他の事業	経営多角化の具体化に関する事業として知事が適当と認めるもの

(5) 補助金対象経費及び補助率

ア 補助金対象経費

補助金対象事業にかかる次に掲げる経費のうち知事が必要と認める経費とする。

謝金、旅費、原材料費、構築物費、機械・運搬具購入費、機械・運搬具修繕費、工

具器具・備品購入費、工具器具・備品修繕費、外注加工費、技術指導受入費、使用料・賃借料、役務費、需用費、委託費、その他知事が特に認める経費

イ 補助率

補助率は、補助対象経費の 1 / 2 以内、かつ、250 千円以上 2,000 千円以内とする。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	6,000	6,000
決算額	-	-	-	2,000	6,000

(7) 交付先

- A 社 2,000 千円 抗酸化陶板浴空間体験施設の開設
- B 社 2,000 千円 民泊業への進出
- C 社 2,000 千円 プラズマ療法サロンの開設

(8) 実績報告書

A B C の 3 者とも提出期限内に実績報告書が提出され、県による補助事業完了の確認が行われている。確認方法は、提出された完了報告書及び添付書類の検査のみで実地調査は行われていない。

2 検討

(1) 補助金対象経費の支払方法

A 社の完了報告書にある補助金対象経費に現金払のものがあり、確認書類として領収書のコピーが添付されていた。これは設備の建材代金で、支払金額は 1,159,675 円 (消費税込) であり、このうち補助対象経費は 386,919 円であった。当該補助金の補助金実施要領では補助金対象経費の現金払は原則として認めていない。

なお、この支払いが現金払になった理由、現金払となったやむを得ない事情等について記載が無く、またそれらの確認もできなかった。

(2) 補助金対象事業の要件

補助金交付要綱において、補助金対象事業は雇用の拡大が見込まれる事業としており、その見込みは補助金交付申請時に、進出事業での雇用拡大と将来目標を定めた事業計画書を提出させ、補助事業の妥当性を判断している。しかし、雇用拡大の要件等に関する具体的定めが補助金交付要綱や補助金実施要領等で設けられておらず、成果目標の設定もない。

3 指摘及び意見

(意見 1) 補助金対象経費の支払方法に係る交付要綱等の改善

交付先において補助金対象経費を現金払していたものがあつたが、これは補助金実施要領上原則として認められていない。しかし、交付先において補助金対象経費を現金払することが合理的な場合もあると思われるので、その場合は、領収書の確認とともに現金払とした理由を明示させた上で県が確認できるよう、補助金交付要綱等を改善することを検討することを望む。

(意見 2) 補助金対象事業の要件規定の改善

当該補助金の対象事業は、経営多角化を図るだけでなく、雇用の拡大が見込まれる事業である。

交付要綱等に雇用の具体的な要件を設けること及び雇用拡大に関する成果目標を設定すること等、当該補助金が雇用の拡大に確実につながるよう交付要綱等を改善することを検討することを望む。

(58) 建設業若年技能者人材育成促進事業費補助金 (県土整備総務課建設業対策室)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

防災減災対策やインフラの老朽化対策の中心となる建設業を担う人材の育成を推進するため、一般社団法人山梨県建設業協会が行う若年技能労働者のための技能講習の経費補助を行うことで、防災・減災対策やインフラの老朽化対策の中心となる建設業を担う人材の育成を推進する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、建設業若年技能者人材育成促進事業費補助金交付要綱、建設

業若年技能者人材育成促進事業費補助金実施要領

(3) 創設年度 / 終期

平成 28 年度 / 平成 30 年度

(4) 補助金対象事業

建設業者に雇用される若年技能者に一般社団法人山梨県建設業協会が行う技能講習。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は補助金対象事業に関する、ア 報償費(講師謝金)、イ 旅費(講師旅費等)、ウ 需用費、エ 役員費、オ 使用料及び賃借料、カ 備品購入費、キ 委託費である。

補助率は、上記補助金対象経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、対象経費は受講者 1 人当たり 26,000 円以内とする。

具体的には次のとおりである。

(単位 : 円)

区分(科目)	決算額	補助対象経費	補助金額	備考
委託費				
高所作業車運転技能講習	320,000	208,000	104,000	8 名
玉掛け技能講習	238,000	220,000	110,000	11 名
不整地運搬車運転技能講習	321,540	208,000	104,000	8 名
小型移動式クレーン運転技能講習	438,000	312,000	156,000	12 名
支出計	1,317,540	948,000	474,000	39 名
自己資金	156,540			
県からの補助金	474,000			
受講者負担金	687,000			

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	-	1,950
決算額	-	-	-	-	474

(7) 交付先

一般社団法人山梨県建設業協会

(8) 実績報告書

平成 29 年 3 月 14 日に提出されており、同日に県では書類を確認し事業の実施を確認している。

2 検討

(1) 遂行状況報告書の提出状況

補助金交付申請書に添付された実施計画書及び技能講習受託先からの請求書によると、技能講習は次の日程で実施されている。

講習内容	実施年月日
高所作業車運転技能講習	平成 28 年 12 月 1 日、12 月 5 日
玉掛け技能講習	平成 28 年 12 月 6 日、12 月 7 日、12 月 9 日
不整地運搬車運転技能講習	平成 29 年 1 月 30 日、1 月 31 日
小型移動式クレーン運転技能講習	平成 29 年 2 月 21 日、2 月 22 日、2 月 24 日

補助金交付要綱には補助事業者の事業遂行状況報告書の提出義務の定めがあり、定められた書式により 12 月現在の報告を求めているが、提出されていない。

(2) 事業遂行状況報告の対象時期の規定

補助金交付要綱第 7 条の規定は「毎年度 12 月現在の事業の進捗状況」となっており、補助金交付要綱を補完する補助金実施要領においても具体的な日付が特定されていない。よって、12 月何日時点の状況を報告すべきかが明確になっていない。

(3) 技能講習業務の受託機関との委託契約書

一般社団法人山梨県建設業協会は建設業労働災害防止協会山梨県支部に技能講習を委託したが、委託契約書を取り交わしていなかった。補助金交付要綱、補助金実施要領によれば、委託契約書の写しを実績報告書に添付する必要がある。結果として、支出を証明する書類としては、請求書の写しと領収書（振込用紙）が添付されているのみであった。

(4) 当該補助金の有用性

ア 講習の参加者数

参加者数は、事業計画では延べ 110 人であるのに対し、実際の参加人数は延べ 39 人であった。講習内容別の当該補助金対象事業での参加者数と、別途平成 27 年度に県の委託事業により一般社団法人建設業協会が行った建設業若年労働者の技能講習の参加者数は次のとおりである。

講習内容	平成 28 年度補助金対象事業	平成 27 年度委託事業
高所作業車運転技能講習	8 名 (定員 30 名)	40 名 (計画 30 名)
玉掛け技能講習	11 名 (定員 30 名)	30 名 (計画 40 名)
不整地運搬車運転技能講習	8 名 (定員 20 名)	実施なし
小型移動式クレーン運転技能講習	12 名 (定員 30 名)	-
土木施工管理入職者研修	-	9 名 (計画 20 名)

(注) 土木施工管理入職者研修の内容は、小型移動式クレーンに関する知識及び技能講習の 3 日間と土木概論及び設計図の見方の 2 日間である。

県によると、参加者が少なかった主な原因は、周知不足並びに参加者の受講料自己負担があることの 2 点が考えられるとのことであった。

イ 他研修機関が実施する技能講習での国の助成金制度

建設業労働災害防止協会山梨県支部が同じ技能講習を実施している。その研修は厚生労働省の建設労働者確保育成助成金の対象であるが、当該補助対象事業の補助金と建設労働者確保育成助成金を比較すると次のとおりとなる。

項目	当該補助金	厚生労働省助成金
参加従業員の雇用保険加入要件	不要	必要
1 人当たりの受講料	(注 1)	(注 2)
高所作業車運転技能講習	40,000 円	40,000 円
玉掛け技能講習	21,636 円	22,000 円
不整地運搬車運転技能講習	40,192 円	40,000 円
小型移動式クレーン運転技能講習	36,500 円	41,000 円
補助金の補助率 助成金の助成率 (注 3)	受講料の 1/2	受講料の 80% (限度額 10 万円) 及び日額 8,000 円賃金助成

(注 1) 委託先からの請求書をもとに算出した一人当たりの平均額

(注2) 建設業労働災害防止協会山梨県支部のホームページより抜粋

(注3) 本補助金とは厚生労働省の建設労働者確保育成助成金は併用して受給することはできない。

これらを見ると、雇用保険の加入要件が満たされれば、当該補助事業を利用して受講するよりも、建設労働者確保育成助成金を利用する方が受講者側の負担は軽減される。

3 指摘及び意見

(指摘1) 交付要綱に定める事業遂行状況報告書の未提出

補助金交付要綱に定められている事業遂行状況報告書の提出がなかった。県は交付先に対し、事業遂行状況報告を提出するよう指導する必要がある。

(指摘2) 交付先での委託先との契約書の未作成

補助金交付先が、補助金対象事業を委託しているにもかかわらず、委託契約書を取り交わしていなかった。契約書を取り交わさないと契約履行に問題が生じる場合もあり、危険性が高くなる。補助金実施要領でも、契約書の写しを実績報告書に添付することになっている。

県は、補助金交付先に対して、その委託先との間で契約書を取り交わし、同時に実績報告書に写しを添付するよう指導する必要がある。

(意見1) 交付要綱で定める事業遂行状況報告書の対象時期の具体化

事業遂行状況報告書に関して、補助金交付要綱での対象時期が「毎年度12月現在」と規定されており、具体性に欠ける。何月何日現在の状況報告を求めるのか、補助金交付要綱において日付を定める必要がある。

(意見2) 補助金対象事業である講習会への参加促進の対策

補助金対象事業である講習会の参加者が、定員を大幅に下回っている。また、同じ技能講習について、要件を満たせば厚生労働省の建設労働者確保育成助成金制度も用意されている。

県は、この現状を踏まえ、当該補助金の利用が増えるよう、実施方法等の改善を検討することを望む。

(59) 青少年育成山梨県民会議助成費補助金（社会教育課）

1 補助金の概要

(1) 補助金事業の目的・趣旨

青少年健全育成の民間運動を促進するため、公益財団法人山梨県青少年協会が行う青少年育成山梨県民会議事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 42 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

公益財団法人山梨県青少年協会が行う青少年育成山梨県民会議事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金の交付の対象となる経費及びその補助率は、次の表に掲げるとおりである。

(1) 補助区分	(2) 補助対象経費	(3) 補助率	(4) 軽微な変更
県民会議運営費	給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金、公課費	当該経費の10 / 10以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
広報啓発事業	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料その他教育長が必要と認める経費		2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
青少年活動促進事業			
社会環境浄化と非行防止活動啓発事業			
青少年育成・家庭教育推進事業			
市町村民会議連携事業			

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	12,549	4,839	4,904	4,832	4,695
決算額	11,536	4,623	4,705	4,714	4,428

(7) 交付先

社団法人青少年育成山梨県民会議	平成24年度
青少年育成山梨県民会議(任意団体)	平成25年度
公益財団法人山梨県青少年協会(実行委員会)	平成26年度以降

(8) 実績報告書

平成29年4月1日に青少年育成山梨県民会議助成費補助金実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。実績報告書には、次の収支決算書が添付されている。

【収支決算書(抜粋)】

【収入の部】

(単位:千円)

	予算現在額(A)	収入額(B)	決算額割合(%)
県補助金	4,695	4,428	100.0
計	4,695	4,428	100.0

【支出の部】

(単位:千円)

科 目	予算現在額(A)	決算額(B)	決算額割合(%)
事務局運営費	3,269	3,094	69.9
報酬	2,082	1,922	43.4
職員手当等	556	548	12.4
共済費	398	392	8.9
需用費	73	73	1.6
役務費	55	55	1.1
使用料及び賃借料	57	57	1.3
公課費	45	45	1.0
広報啓発事業費	331	331	7.5
社会環境浄化と非行防止活動 啓発事業費	527	495	11.2
青少年育成・家庭教育推進事業費	394	384	8.7
市町村民会議等連携事業費	172	122	2.8
計	4,695	4,428	

2 検討

(1) 県民会議の組織等に係る見直し

次のとおり県民会議の組織等について見直しが行われている。

【県民会議の組織等に係る見直し】

平成 23 年度に実施された次の外部評価を受け、計画的に法人組織の見直しを行った。

- ・県民会議の役割は、県民運動活性化の主導役、旗振り役となるべき
- ・人件費の割合が高い
- ・事務局機能を効率化し、組織の見直しを行う

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 ~	平成 28 年度
組 織	社団法人	任意団体 移行期間 法人清算	青少年協会 (実行委員会)	青少年協会 (実行委員会)
人 員	常勤 2 名	常勤 1 名 非常勤 1 名	非常勤 1 名	非常勤 1 名
予 算 (うち人件費)	10,811 千円 (8,948 千円)	6,907 千円 (4,711 千円)	4,705 千円 (2,754 千円)	4,428 千円 (2,863 千円)

公益財団法人山梨県青少年協会の設置目的

青少年に活動、研修、交流の場を提供することにより、豊かな感性と創造性を育み、心身ともに健全な青少年育成を図る。

平成 24 年度、平成 25 年度の団体への補助方式（青少年協会が 2 つの法人事務局を所管することとなり事務が煩雑、人件費増大）から、平成 26 年度以降は実行委員会への補助方式（事業の効果的・効率化が可能、人件費削減）へ変更されている。

平成 28 年度の非常勤 1 名の補助は従前のルールどおりであり、その職員の従事内容と補助金対象事業との関係や人件費補助の効果が明確に把握できていない状況である。

(2) 概算払の状況と交付先の状況

補助金の概算払については、次のとおり青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱に定められている。

【青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱（抜粋）】

（補助金の交付）

第 7 条 補助金の支払は、精算払いとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、概算払いで交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第 3 号様式）を教育長に提出しなければならない。

この要綱に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に公益財団法人山梨県青少年協会から「青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付申請書」が提出され、県は平成 28 年 4 月 1 日付けで「平成 28 年度青少年育成山梨県民会議助成費補助金の交付決定について（通知）」で、次のとおり交付額、対象事業、交付条件を通知している。

【平成 28 年度青少年育成山梨県民会議助成費補助金の交付決定について（通知）】

1	補助金の交付額	金 4,695,000 円
2	補助対象事業	平成 28 年度青少年育成山梨県民会議事業
3	補助金の交付条件	補助事業等に要する経費の配分または補助事業の内容の変更をする場合においては、教育長の承認を受けること。なお、変更にあたっては、事前に別紙様式 1 により、社会教育課に報告すること。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの、又は、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 20%以内の事業経費の配分の変更はこの限りではない。 支払については、四半期（4 月、7 月、10 月、1 月）ごとに概算払いとする。

また、各年度の実績報告書の提出により、補助金の精算が次のとおり行われている。

【5 年間の補助金の精算推移】

（単位：千円）

	予算額	概算払額	精算額	返還額	返還率（%）
平成 24 年度	12,549	12,549	11,536	1,012	8.07
平成 25 年度	4,839	4,839	4,623	215	4.45
平成 26 年度	4,904	4,904	4,705	198	4.04
平成 27 年度	4,832	4,832	4,714	117	2.43
平成 28 年度	4,695	4,695	4,428	266	5.67
5 年平均	6,363	6,363	6,001	362	5.68

5 年連続して返還金が発生しており、5 年間平均約 5 %程度が返還されている。

公益財団法人山梨県青少年協会は、県から指定管理者として指定を受けている 5 施設の管理運営を行っており、流動資産も一定程度有している。

概算払をしなくても十分運営できる資産を有していると思われるので、概算払をすることなく、原則の精算払とする必要がある。

また、平成28年4月1日の交付申請書に対して、平成28年4月1日の交付決定では、概算払が原則として捉えていると思われ、県は例外の概算払をする時はその必要性について確認する必要がある。

(3) 財産の処分の制限及び証拠書類の保管

補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具に関する「財産の処分の制限」及び「証拠書類の保管」について、次のとおり定められている。

【青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱（抜粋）】

（財産の処分の制限）

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、教育長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、教育長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第5号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（証拠書類の保管）

第10条 補助事業者は、補助事業の収支に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

補助金で取得した取得財産等に関する財産処分制限期間については、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別（又は別表）に定める期間とは、大蔵省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）を参考に期間を定め、別表、要綱又は交付決定通知に明示することとなっている。当該補助金交付要綱については、別表（一覧表）の定めはないが、財産を取得させる場合は、「補助金交付要綱作成の手引き」に基づき、大蔵省令を参考にした期間を交付決定通知書に明示することと考えている。なお、山梨県民会議事業はソフト事業であり、過去に一度もこの財産にあたるものの取得はなされていない。また、証拠書類の保管期間は5年で、財産処分制限期間を勘案しての証拠書類の保管はしていない。

3 指摘及び意見

(意見1) 人件費補助の効果の明確化と見直し

対象職員が県民会議事業以外の業務に携わることもあり、または対象職員以外の職員が県民会議事業の業務を担っており、効果を明確にできない状況になっている。人件費補助の効果が明確にできない場合には、人件費補助を見直し、事業費補助にすることを望む。

(意見2) 概算払から精算払への見直し

公益財団法人山梨県青少年協会に対する補助金の支払方法は、概算払で行われ、5年間平均で5%以上の返還金が発生している。公益財団法人山梨県青少年協会の財政状況・決算内容などを確認し、原則である精算払で支払うことを望む。

なお、概算払については、任意団体から実行委員会への補助方式を変更した時点での見直しが望まれた。

(意見3) 補助金で取得した取得財産等に関する財産処分制限期間

補助金で取得した取得財産等に関する財産処分制限期間について、具体的に定められていない。

交付要綱に記載されているとおり、別途定める必要があるが、本補助金の事業はソフト事業であり、過去に一度もこの財産にあたるものの取得はなされていないことから、青少年育成山梨県民会議助成費補助金交付要綱の見直しを図り、現在、不要な条項となっている(財産の処分の制限)第9条を削除することが望ましい。

(60) 社会教育関係団体活性化事業費補助金(社会教育課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

社会教育の振興を図るため、山梨県内の社会教育関係団体で構成する山梨県社会教育振興会が実施する社会教育関係団体活性化のための事業に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 17 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

山梨県社会教育関係団体活性化事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

ア 社会教育振興フォーラム開催事業、イ 体験交流事業、ウ 社会教育関係団体指導者養成事業を補助対象経費としている。補助金の額は定額である。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	800	800	800	800	800
決算額	770	743	764	778	721

(7) 交付先

山梨県社会教育振興会

(8) 実績報告書

平成 29 年 3 月 21 日に山梨県社会教育振興会より実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助金交付先に対するチェック機能

山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金交付要綱第 10 条に次のとおり実績報告書の提出について定められている。

【山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金交付要綱 (抜粋)】

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完成したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、第 5 号様式による実績報告書を教育長に提出しなければならない。

第 10 条に基づき、次の内容の実績報告書が提出されている。

【平成 28 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金実績報告書】

平成 28 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金実績報告書

平成 28 年 7 月 6 日付け教社第 1109 号で交付の決定を受けた平成 28 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金について、補助事業が完了したので、別紙のとおり報告します。

1 添付書類

(1) 事業実施報告書 (別紙 1)

- ・事業報告書 社会教育振興フォーラム要項、記録
- ・事業報告書 体験交流事業の記録
- ・事業報告書 第 1 回 社会教育関係団体指導者養成研修会要項、記録
- ・事業報告書 第 2 回 社会教育関係団体指導者養成研修会要項、記録
- ・事業報告書 第 3 回 社会教育関係団体指導者養成研修会要項、記録
- ・事業報告書 第 4 回 社会教育関係団体指導者養成研修会要項、記録

(2) 事業実施決算書 (別紙 2)

2 決算額 721,184 円

(既交付額 800,000 円)

山梨県社会教育振興会 事務局
(教育庁社会教育課内)
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1
TEL 055-223-1770 FAX 055-223-1775

上記のことについて、相違ないことを
確認しました。

平成 29 年 3 月 21 日

職・氏名 印

補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき交付先である山梨県社会教育振興会から県に提出された実績報告書を確認したところ、実績報告書には作成者として「山梨県社会教育振興会 事務局 (教育庁社会教育課内) 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1 TEL 055-223-1770 FAX 055-223-1775」と記載されており、交付先の山梨県社会教育振興会事務局が社会教育課内にあることがわかる。

また、実績報告書の左下には、交付側として県が実績報告書の内容を確認したことを証

するため、「上記のことについて、相違ないことを確認しました。平成 29 年 3 月 31 日 職氏名」と手書き、押印されている。

同一人物が、実績報告書を作成し、実績報告書を確認している。同一人物が作成からチェックまで行っており、成果の検証、書類内容の確認などのチェック機能が機能していない。

(2) 山梨県社会教育振興会の事務局が担当課内にある経緯等

山梨県社会教育振興会の事務局は社会教育課内に置かれていること及び事務の具体的事務内容を確認したところ、山梨県社会教育振興会に関する書類の作成から現金管理、預金管理まで社会教育課内にある事務局で行っていた。

なお、現金管理、預金管理は、一定の時期に山梨県社会教育振興会の役員に報告され、了解を得ている。

この山梨県社会教育振興会の事務局が担当課に置かれている経過について、社会教育課に確認したところ、次のとおり回答があった。

【山梨県社会教育振興会の事務局が担当課に置かれている経過について】

平成 12 年から平成 23 年において、県に事務局を置いている各種団体の見直しが行われる中、社会教育振興会については公務関連性が強く、社会教育施策の推進上、民間各団体と連携を堅持し、効率的な事業の推進を図っていく必要があることから、事務局を社会教育課に置き、透明性・公平性・平等性を保ちながら関与を続けていく整理とした。

また、山梨県社会教育振興会会計規則の抜粋は次のとおりとなっている。

【山梨県社会教育振興会会計規則（抜粋）】

(収入・支出)

第 6 条 収入及び支出は、会長の決裁に基づいて行う。ただし、急を要しかつ軽微なもので会長の指定するものについては事後決裁とすることができる。

2 助成金、委託料、補助金及びその他の収入があったときは、会計幹事は、会長に報告し、会計簿に記載しなければならない。

3 会計幹事は、支出をしたときは、会計簿に記載し、領収書等証拠書類を付して保存しなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を受領できない場合は、支出を必要とする委員の認印によることができる。

4 会計幹事は現金を扱うときは、現金出納帳を整備し、使用状況を記載しなければならない。

山梨県社会教育振興会の事務局が現金管理、預金管理を行っていることは、山梨県社会教育振興会会計規則に則した会計処理となっていない。

やむを得ない場合以外は、山梨県社会教育振興会会計規則に則した会計処理をするよう指導する必要がある。やむを得ない場合については、限定的に行うことを望む。

3 指摘及び意見

(意見1) チェック機能向上のための仕組み

補助金交付要綱に基づき実績報告書が提出されているが、この実績報告書の作成者とその実績報告書をチェックする担当課の担当者が同一人物となっている。

同一人物が実績報告書の作成とチェックをしており、チェック機能が働いていない。社会教育課としてより一層チェック機能が働く仕組みを構築することを望む。

(意見2) 会計規則に基づく現金管理等

山梨県社会教育振興会の事務局が社会教育課内に置かれている。原則として、山梨県社会教育振興会会計規則どおり、山梨県社会教育振興会の会計幹事が会計を行うよう指導する必要がある。

やむを得ず、事務局を置いている各種団体の事務を行う場合には、「合法性、合規性」を守り、特に「透明性・公平性・平等性」に留意するとともに、現金管理、預金管理を県の担当課が行うことを極力避ける必要がある。

(61) 第62回関東地区高等学校PTA連合会山梨大会開催費補助金(社会教育課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

第62回関東地区高等学校PTA連合会山梨大会を開催するため、山梨県高等学校PTA連合会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、第62回関東地区高等学校PTA連合会山梨大会開催費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 28 年度 / 平成 28 年度

(4) 補助金対象事業

第 62 回関東地区高等学校 P T A 連合会山梨大会。

(5) 補助金対象経費及び補助率

事業及びこれらに対する補助金対象経費及び補助額等は、別表 1 に掲げるとおりとする。

【別表 1】

補助区分	対象経費	補助額	軽微な変更
第62回関東地区高等学校 P T A 連合会山梨大会	報償費 旅費 食糧費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会場等使用料 筆耕・速記料等	定額 1,000千円	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	-	-	-	-	1,000
決算額	-	-	-	-	1,000

(7) 交付先

山梨県高等学校 P T A 連合会

(8) 実績報告書

平成 29 年 2 月 24 日に実績報告書が提出され、平成 29 年 3 月 21 日に検査が完了している。

2 検討

(1) 補助金交付条件の変更及び記載について

補助金交付条件の変更については、第 62 回関東地区高等学校 P T A 連合会山梨大会開催費補助金交付要綱の第 5 条に次のとおり規定されている。

【第 6 2 回関東地区高等学校 P T A 連合会山梨大会開催費補助金交付要綱（抜粋）】

(補助金交付の条件)

第 5 条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は、補助事業の内容の変更（別表 1 に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）を提出し、教育長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

平成 28 年 7 月 5 日に山梨県高等学校 P T A 連合会会長から山梨県教育委員会教育長あてに下記の「第 62 回関東地区高等学校 P T A 連合会山梨大会開催費補助金事業変更承認申請書」が提出されている。

この事業変更承認申請書には、別紙 1（事業の変更理由および内容）及び添付資料（山梨大会変更予算書）が添付されている。

別紙1【第62回関東地区高等学校PTA連合会山梨大会事業の変更理由及び内容】

事業名	期 日	会 場	変更理由及び内容
第62回関東地区高等学校PTA連合会	7月7 ～9日	○総会 ・ホテル談露館 ○全大会・記念講演 ・小瀬スポーツ公園武道館 ○分科会 ・コラー文化ホール ・甲府市総合市民会館 ・県立文学館 ・笛吹市スコレーセンター	○変更理由 参加者数の変動と当初積算漏れ等により、予算執行計画と差異が生じたため科目間での予算流用が必要となったため。 変更内容(主なもの) ・参加者が当初の見込みより減少することにより参加費の減少 ・当初の積算誤りにより、シャトルバス代を見込んでいなかったことから、旅費・宿泊費を増額 ・経費節減のため、賞状筆耕やテーブル起こしの一部を事務局が実施することとしたことによる減額 ・会議開催時間を夕食の時間帯前に終わらせることとし、食糧費を減額。

【第62回関東地区高等学校PTA連合会実会山梨大会収支予算書】

【収入の部】

(単位:千円)

科 目	変更予算額	当初予算額	増 減	増減幅(%)	摘 要
参加費	13,191	14,600	1,409	10.7%	全日制5×2,500人=12,600円 特別支援学校3×197人=691円
分担金	490	490	0	0.0	70×関東高P連各県(7分)
補助金	2,200	2,200	0	0.0%	山梨県(1,000) 甲府市(200) 全国高P連(1,000)
負担金	2,924	2,850	74	2.6%	開催県負担金
記念品	285	0	285	-	表彰者記念品代等
雑収入	1	1	0	0.0%	預金利息等
合計	19,091	20,141	1,050		

【支出の部】

(単位:千円)

科 目	変更予算額	当初予算額	増 減	増減(%)	摘 要
報償費	823	1,762	939	114.2%	講師・アトラクション謝礼・表彰者記念品代等
旅費・宿泊費	4,300	1,330	2,970	223.3%	準備委員・実行委員・協力員等旅費、シャトルバス代等
食糧費	3,365	4,510	1,145	34.0%	参加者・役員・実行委員等の昼食・接待用湯茶等

科目	変更予算額	当初予算額	増減	増減(%)	摘要
消耗品費	4,651	4,329	322	7.44%	会場設営・事務用品・資料袋・腕章等
印刷・製本費	2,810	3,133	323	11.5%	大会案内・大会要項・大会報告書・表彰状等
通信・運搬費	241	458	217	90.0%	印刷物送料・諸連絡郵送料等
会場等使用料	2,511	2,158	353	16.4%	役員会・総会・全体会・分科会会場使用料・備品使用料等
筆耕・速記料等	310	1,860	1,550	500.0%	筆耕・テープ起こし・手話通訳費等
雑費	80	300	-220	-275.0%	大会運営諸雑費
子備費	0	300	-300	-100.0%	
合計	19,091	20,141	-1,050		

上記のとおり平成 28 年 7 月 5 日に提出された補助金事業変更承認申請書に添付されている別紙 1 の変更理由及び内容には、変更内容（主なもの）として 4 項目が記載されている。

具体的には「参加費」、「旅費・宿泊費」、「筆耕・速記料等」、「食糧費」である。

補助金事業変更承認申請書に添付されている収支予算書の増減幅（％）を見てみると、参加費（10.7％）、旅費・宿泊費（223.3％）、筆耕・速記料等（500.0％）、食糧費（34.0％）、報償費（114.2％）、通信・運搬費（90.0％）の 6 項目について変更承認が必要な項目に該当する。

金額ベースでは、参加費 1,409 千円、旅費・宿泊費 2970 千円、筆耕・速記料等 1,550 千円、食糧費 1,145 千円、報償費 939.5 千円、通信・運搬費 217 千円となっている。

支出項目の旅費・宿泊費、筆耕・速記料等、食糧費の 3 項目の金額は、「補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合」に該当する。

（２）補助金交付条件の変更内容の確認について

第 62 回関東地区高等学校 P T A 連合会山梨大会開催の意義について、担当課に確認したところ、主なものとして講演と情報交換との回答を得ている。

今回の変更理由及び内容には、大会開催の意義の主なものである講演料の減額と夕食会時の食糧費を減額している。講演料の減額と夕食会時の食糧費を減額しても、大会の意義が達成できるか変更時点で確認する必要がある。

なお、講演料の減額内容は、「パネルディスカッション方式から講演会方式に変更」したものである。

3 指摘及び意見

(指摘 1) 変更申請書の記載に係る指導

報償費、通信・運搬費の変更は、補助金交付要綱に規定する軽微な変更理由及び内容には該当しないにもかかわらず、補助金事業変更承認申請書が行われている。

補助金事業変更承認申請書が提出された場合には、項目及び金額を確認し、「補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合」である軽微な変更該当せず、変更申請が必要な項目がある場合には、変更理由及び内容を確認して、変更申請書に記載するよう指導する必要がある。

(指摘 2) 変更内容の確認

大会開催の意義に関する講演内容などが含まれる報酬費の減額など申請があったにもかかわらず、具体的な変更内容の確認が行われていない。

変更内容について主なものに限定することなく、大会開催の意義に関する講演内容などが含まれる報酬費の減額などについて、より具体的に変更内容を確認し、補助目的に見合う事業が行われるか、変更時点で確認し、書面にて残す必要がある。

(62) やまなし若者中心市街地活性化協働事業費補助金 (社会教育課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

大学生を主とする若者の柔軟な発想を中心市街地の活性化に生かすとともに、実践活動を通じて、将来の地域づくりを担うリーダーを育成するため、やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会が実施する中心市街地活性化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等付規則、やまなし若者中心市街地活性化協働事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成 20 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

中心市街地活性化事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

事業並びにこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

【 別 表 】

(1) 事業の区分	(2) 補助対象経費	(3) 補助率	(4) 軽微な変更
中心市街地活性化事業	1 報償費(講師謝金等) 2 旅費(講師旅費等) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等) 4 役務費(通信運搬費、保険料等) 5 使用料及び賃借料	10/10 ただし、180万円を限度とする。	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	1,800	1,800	1,800	1,800	1,700
決算額	1,751	1,170	1,682	1,799	1,699

(7) 交付先

やまなし若者中心市街活性化協働事業実行委員会

(8) 実績報告書

18ページの「やまなし若者中心市街活性化協働事業 ワイワイコンソーシアム 2016年度 活動報告書」の小冊子が添付された「やまなし若者中心市街活性化協働事業費補助金実績報告書」が平成29年4月5日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助事業における担当者事務局と会計管理

平成 28 年度「やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会設置要綱」に組織及び事務局について、次のとおり定められている。

【平成 28 年度「やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会設置要綱」(抜粋)】

(組織)

第 3 条 実行委員会は、別表の実行委員をもって組織する。

2 委員は、教育委員会教育長が委嘱、または任命する。

3 実行委員会に委員長、副委員長若干名および、必要によりアドバイザーを置く。委員長、副委員長は委員の互選による。また、委員長、副委員長は、アイデア審査部会の委員長、副委員長を兼ねるものとする。

4 実行委員会に会計 1 名を置く。会計は、委員の互選による。

5 実行委員会には、必要により部会を設置することができる。部会の長には委員長、また副委員長があたる。

6 必要に応じて、実行委員を追加・補充することができる。

(職務)

第 4 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 会計は、実行委員会の事業費を管理、執行する。

4 部会の長は、部会を統括し、他部会との連絡調整を行う。

5 アドバイザーは、大学教授や有識者等をもってあて、実行委員会にかかわる事項について助言を与える。

6 委員は実行委員会にかかわる事項を審議する。

(中略)

(事務局)

第 8 条 実行委員会の事務を処理するため、教育庁社会教育課内に事務局を置く。

この「やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会設置要綱」第 8 条に基づき、教育庁社会教育課内に事務局が置かれている。

事務局の事務内容を確認したところ、現金管理、預金管理を行っていることが判明した。

事務局が現金管理、預金管理を行い、実行委員会に置かれている会計 1 名が実践的に、現金管理等を行わないことは、本補助金の趣旨である「実践活動を通じて、将来の地域づくりを担うリーダーを育成するため」という本補助金の趣旨を達成できないと考える。

緊急時などやむを得ない場合には、現金管理、預金管理も教育庁社会教育課内の事務局

が行うことも必要と思われるが、原則として「やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会設置要綱」のとおり会計担当が現金管理、預金管理を実施する必要がある。

(2) 補助金交付要綱における暴力団排除規定

やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会設置要綱には、暴力団排除が規定されていない。

平成 23 年 3 月 28 日付けで、「山梨県補助金等交付規則の改正について（通知）」が関係者宛に次の内容の通知がされている。

【山梨県補助金等交付規則の改正について（通知）（抜粋）】

平成 23 年 3 月 28 日付け山梨県規則第 6 号をもって山梨県補助金等交付規則が改正され、補助金等の交付事務について暴力団排除に関する規定が追加されました。（施行日：平成 23 年 4 月 1 日）

改正内容等については、別紙のとおりですので、必要に応じて暴力団排除措置を講じるようにしてください。

山梨県補助金等交付規則の改正について

1. 趣旨

山梨県暴力団排除条例が平成 23 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、県の事務又は事業により暴力団を利することがないよう県の補助金交付事務について、暴力団排除措置を講じることとした。

「県の事務又は事業により暴力団を利する」とは、県の事務事業を通じて暴力団に有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいう。

暴力団排除の具体的措置について、個々の補助金交付要綱において規定することも可能であるが、改正に要する事務量等を考慮し、補助金等交付規則を改正することとした。

（中略）

4. 補助金交付要綱の改正

個々の補助金交付要綱については、本規則改正により、改めて改正を行う必要はない。補助事業者等から徴収する誓約書等については、補助金等交付規則第 4 条第 4 号に規定する「知事が必要と認める書類」に該当するものと解して差し支えない。ただし、誓約書、役員名簿の提出等を個々の補助金交付要綱に記載することを妨げるものではない。なお、交付要綱に「補助金等交付規則」の定めるところによる旨の記載がない補助金についても、本規則はすべての補助金等の交付に関し基本的な事項を定めるものであり、その適用を免れるものではない。よって、「補助金等交付規則」の定めるところによる旨の記載がなくとも、必ずしも改正が必要となるものではない。

この通知は、趣旨にあるとおり、通知当時の補助金交付要綱に関して「改正に要する事務量等を考慮し、個々の補助金交付要綱について、本規則改正により、改めて改正を行う必要がない。」としている。

やまなし若者中心市街地活性化協働事業費補助金交付要綱は、平成26年4月1日から施行することとなっている。

したがって、改正の事務量等を考慮する必要がない、新規に交付要綱を作成する場合には、上記の【山梨県補助金等交付規則の改正について(通知)】にかかわらず、交付要綱に暴力団排除規定を定める必要がある。

(3) やまなし若者中心市街活性化協働事業の活動内容

ア イベントにおける全体像

商店街が主催するイベントには以下のようなものがある。

ハナミズキ祭り(4月) 七夕飾り(6~7月) 朝日通り商店街夏祭り(8月)
山の日のイベント(8月) ホッ得朝日~暑い日ほどお得キャンペーン~(7~8月)
えびす講祭り(11月) イルミネーションイベント(12~2月)

これらのイベントは、商店街が一切を取り仕切っており、実行委員会は関与していないので、お金の流れは把握していない。なお、責任者は朝日通り商店街協同組合理事長、他の参加者は商店街が募集した出店者となっている。

イ 実行委員会のイベント

実行委員会は、このイベントの場を借りて、次のようなアイデアを具体化している。これに伴う収入は得ていない。

- ・ハナミズキ祭りでの「ズッキーちゃんをさがせ」

子供向けのゲーム。ズッキーちゃんというアイテムを商店街の中で探し、景品を渡す。

- ・えびす講祭りでの「朝日通りコーディネートコンテスト」

商店街の協力を得て行うファッションショー。

また、このほかに、上記イベントとは関係なく、実行委員会が主催するイベント(無収入)があり、実施したアイデアには、以下のようなものがある。

- ・「朝日通り商店街コラボ商品開発」

商店街の商店と協働で商店街をアピールできるような商品開発。

- ・「ハロウィンイベント」

ハロウィンらしい衣装を着けて集まった子供たちにゲームをしてもらい、景品を出す。

・「朝日音楽祭」

保育園生から大学生が参加する音楽祭を商店街の貸しスペースで実施。

・「朝日ビューティーアカデミー」

就職を控えた大学生を集め、就活のための衣装や化粧品についての商店主の講義。

ウ 自主収入の検討

実行委員会の学生の一部は、ボランティアで商店街主催の露店（「焼きそば店」等）を手伝う場合があり、材料の購入費用から販売による収益は、すべて商店街の会計になっている。

本補助金の主旨である「実践活動を通じて、将来の地域づくりを担うリーダーを育成するため」には、商店街主催の露店（「焼きそば店」等）を手伝うのではなく、「材料の購入費用から販売による収益」までを実践すべく、実行委員会で行うことも可能と考える。

3 指摘及び意見

（指摘）補助金交付要綱における暴力団排除規定の追加

やまなし若者中心市街地活性化協働事業費補助金交付要綱は、平成 26 年度に新規に作成されているが、暴力団排除に関する規定が定められていない。

新規に補助金交付要綱を作成する場合には、補助金交付要綱に暴力団排除規定を追加する必要がある。

（意見 1）設置要綱に基づく現金管理等

やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会設置要綱規定第 8 条に基づき、社会教育課内に事務局が置かれ、事務局で現金管理、預金管理を行っている。

原則として、現金管理、預金管理を教育庁社会教育課内の事務局が行うことなく、やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会設置要綱のとおり、会計担当が現金管理、預金管理を行う必要がある。やむを得ず社会教育課内の事務局が現金管理、預金管理、事務処理を行う場合は、最低限に限定する必要がある。

（意見 2）補助金交付要綱の内容変更に係る検討

実行委員会の学生の一部は、ボランティアで商店街主催の露店（「焼きそば店」等）を手伝う場合があり、材料の購入費用から販売による収益は、全て商店街の会計になっている。

イベントにおける焼きそば店等の販売を「材料の購入費用から販売による収益」までを実践することも、本補助金の趣旨である「実践活動を通じて、将来の地域づくりを担うリーダーを育成するため」に重要であると思われる。

販売等における会計から自主財源が生ずれば、補助金の支払が減少することにもつながる。

交付要綱の補助率が（10 / 10）を改定し、実行委員会が自主的にイベントにおける焼きそば店等の販売事業が可能となるよう補助金交付要綱の内容変更を検討することを望む。

（63）子どもクラブ活性化事業補助金（社会教育課）

1 補助金の概要

（1）補助金の目的・趣旨

青少年の「生きる力」の育成及び地域の連携や教育力の向上のため、青少年育成を推進する山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助する。

（2）根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、子どもクラブ活性化事業補助金交付要綱

（3）創設年度 / 終期

平成4年度 / 終期なし

（4）補助金対象事業

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会の事業。

子どもクラブ活性化事業

ア 夏休みふるさと子どもランドカーニバル

イ 山梨県子どもクラブ親睦球技大会

（5）補助金対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりである。

【別表】

補助対象事業	<p>子どもクラブ活性化事業</p> <p>事業内容</p> <p>夏休みふるさと子どもランドカーニバル</p> <p>生活環境を異にする東京在住の県内出身の親子と県内子どもクラブの会員とが、大自然の中での集団宿泊生活を通し、子どもクラブ活動の紹介や野外活動・情報交換を行うことで、友情を育み、子どもクラブ活動の一層の充実と活性化を図る。また、東京で生まれ育った2世、3世の子どもたちに父母らの生まれたふるさとの自然を通して郷土山梨を理解してもらおう機会とする。</p> <p>山梨県子どもクラブ親睦球技大会</p> <p>各郡市地区子連の球技大会を勝ち抜いた代表チームによる親睦・交流を目的とした球技大会。スポ・ツを通じて健康な体と精神を養うとともに、子どもクラブ員の親睦を深めることを目的とする。</p>
補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食糧費、賃金、保険料等
補助率	1 / 3 以内 ただし、50万円を限度とする。

(6) 補助金の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	300	300	300	300	300
決算額	300	300	300	300	300

(7) 交付先

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会

(8) 実績報告書

子どもクラブ活性化実績報告書が添付された平成 28 年度子どもクラブ活性化事業費補助金実績報告書が平成 29 年 3 月 22 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は書類内容の確認を行っている。

2 検討

(1) 補助対象経費の状況

子どもクラブ活性化事業は、「夏休みふるさと子どもランドカーニバル」と「山梨県子どもクラブ親睦球技大会」の2事業となっている。

補助対象経費について、「報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食糧費、賃金、保険料等」となっており、すべての経費が補助対象となる。

子どもクラブ活性化実施報告書は次のとおりである。

【子どもクラブ活性化実施報告書（抜粋）】

事業名	期 日	会 場	参加対象・参加人数
平成 28 年度 第 33 回夏休み ふるさと子ども ランドカーニバル	平成 28 年 7 月 22 日（金） ～7 月 24 日（日）	山梨県立八ヶ岳少年自然の家	山梨県人会からの参加者 5 名 山梨県参加者 （小・中学生） 44 名 （高校生以上） 2 名 県子連指導者 17 名 計 68 名
平成 28 年度 第 45 回山梨県子 どもクラブ親睦 球技大会	平成 28 年 8 月 27 日（土）	県立青少年センターグランド 甲運小グランド 県立青少年センター体育館	ソフトボール 6 チーム （120 名） ミニソフトバレーボール 6 チーム （72 名） 指導者・保護者審判員他 196 名 計 388 名

(2) 加盟市町村の状況（クラブ数）

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会への加盟市町村等の推移は、次のとおりである。

【加盟市町村等の推移】

市 町 村	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	クラブ数	人数（人）	クラブ数	人数（人）	クラブ数	人数（人）	クラブ数	人数（人）	クラブ数	人数（人）
甲 府 市	393	16,965	392	16,860	383	16,487	382	16,620	366	16,883
韮 崎 市	52	2,356	54	2,362	53	2,261	51	2,222	50	2,043
山 梨 市	74	3,752	71	3,584	71	3,485	73	3,368	74	3,319
甲 州 市	35	1,477	35	1,461	39	1,380	47	1,424	42	1,300

市 町 村	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	クラブ数	人数(人)	クラブ数	人数(人)	クラブ数	人数(人)	クラブ数	人数(人)	クラブ数	人数(人)
北 杜 市	152	4,434	147	4,337	144	4,324	145	4,210	137	4,068
南アルプス市	91	8,299	76	7,324	76	7,505	81	8,144	79	7,539
甲 斐 市	108	7,753	101	7,842	103	7,627	99	7,858	98	7,616
中 央 市	67	3,226	62	3,181	63	3,036	63	3,073	63	3,006
昭 和 町	11	1,383	11	1,306	12	1,542	12	1,542	12	1,608
南 部 町	21	537	21	535	22	537	19	514	16	493
富 士 川 町	27	1,487	-	-	-	-	-	-	-	-
身 延 町	37	1,043	1	18	1	16	1	13	1	15
笛 吹 市	111	6,804	112	6,661	109	6,430	-	-	-	-
市川三郷町	33	1,206	38	1,203	34	1,117	34	1,130	32	1,130
富士河口湖町	4	314	7	321	7	413	7	572	8	323
役員(県子連)	0	32	0	24	1	25	1	22	1	21
合 計	1,216	61,068	1,128	57,019	1,118	56,185	1,015	50,712	979	49,364
		8		9						
市 町 数	15		14		14		13		13	

クラブ数と人数等の増減は次のとおりとなっている。

【クラブ数と人数等の増減】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ク ラ ブ 数	1,216	1,128	1,118	1,015	979
人 数	61,068	57,019	56,185	50,712	49,364
クラブ数増減		88	10	103	36
人 数 増 減		4,049	834	5,473	1,348
加盟市町村数	15	14	14	13	13
県内市町村数	27	27	27	27	27
加盟市町村割合	55.55%	51.85%	51.85%	48.14%	48.14%

山梨県内には 27 市町村が存在し、加盟市町村数は平成 24 年度から減少傾向にあり、平成 28 年度は 13 市町となり、加盟割合は 48.14%となり、50%を割る結果となっている。

人数においても、平成 28 年度には 5 万人を割り 49,364 人、平成 24 年度から 11,704 人の減少となっている。

3 指摘及び意見

(意見1) 補助対象経費の項目の限定

現在の補助金交付要綱においては、補助対象経費に関して全ての経費を対象とすることができる。事業経費の中には個人が受益するものが含まれていると思われ、全ての経費を補助対象とするのではなく、公益性がある補助対象経費に限定する項目を補助金交付要綱に規定することを望む。

(意見2) 補助金の効果の波及への対策

子どもクラブ活性化事業は、「夏休みふるさと子どもランドカーニバル」と「山梨県子どもクラブ親睦球技大会」の2事業で、それぞれ子どもクラブが主体になっており、子どもが子どもクラブに加盟していないと参加できない。

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会に対して、組織率を高めることや、参加機会の増加などを指導し、補助金の効果がより一層波及するよう工夫することを望む。

(64) 科学館シャトルバス運行費補助金(社会教育課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

山梨県立科学館の来館者の便と利用促進を図るため、甲府駅北口と山梨県立科学館との間におけるシャトルバスとしてのバス運行路線(以下「科学館線」という。)の運行に要する経費を予算の範囲内で補助する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金交付要綱

(3) 創設年度/終期

平成10年度/終期なし

(4) 補助金対象事業

甲府駅北口と山梨県立科学館との間におけるシャトルバスとしてのバス運行路線事業。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助対象経費は、別に定める補助対象期間における科学館線の運行費用と、同期間の科学館線の運送収入との差額とする。

なお、科学館線の運行費用は、補助事業者と別途協議するものとする。

(6) 補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	5,965	6,164	5,993	5,817	5,693
決算額	5,563	5,245	5,135	5,204	5,409

(7) 交付先

山梨交通株式会社

(8) 実績報告書

平成29年1月17日に運行実績報告書が提出、平成29年1月17日に検査が完了している。

2 検討

(1) 欠損金の補てん条項

平成18年4月1日に山梨県教育委員会と山梨交通株式会社が締結した科学館線に関する覚書の抜粋は次のとおりである。

【覚書(抜粋)】

山梨県教育委員会(以下「甲」という。)山梨交通株式会社(以下「乙」という。)は、甲府駅北口～県立科学館線(以下「科学館線」という。)のバス運行について次のとおり覚書を締結する。

第1条 略

第2条 略

(中略)

第3条 甲は、乙が科学館線の運行にあたり、営業努力したにもかかわらず、欠損金を生じた場合は、乙に補助金を交付する。

第4条 略

第5条 補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1か年とする。

以下、省略

上記覚書第3条には、「科学館線の運行にあたり、営業努力したにもかかわらず、欠損金を生じた場合には、乙に補助金を交付する。」と欠損金を補てんする旨が定められている。

当該条項は、補助金の対象額を特定するために、欠損金部分に対する補助金であることを確認する条項である。

(2) 補助金交付要綱における暴力団排除規定

補助金交付要綱には、暴力団排除規定が定められていない。

平成23年3月28日付けで、「山梨県補助金等交付規則の改正について(通知)」を根拠に、交付要綱に暴力団排除規定を改めて改正を行っていない。当該通知は、改正の事務量等を考慮し、個別の交付要綱に暴力団排除規定を改めて改正を行わないことを趣旨とする通知である。しかし、個別に補助金を交付する場合に、暴力団排除に関して確認する必要があるとは当該通知からは読み取れない。

個別の交付要綱に暴力団排除規定を追加していない場合であっても、基本となる山梨県補助金等交付規則に定められている暴力団排除規定について、確認する必要がある。

3 指摘及び意見

(意見1) 欠損金の補てん条項の削除

県は、覚書第3条「甲は、乙が科学館線の運行にあたり、営業努力したにもかかわらず、欠損金を生じた場合には、乙に補助金を交付する。」との項目を記載されている。

補助金の対象額を特定するために、欠損金部分に対する補助金であることを確認する条項の内容であれば、誤解を招く第3条は削除することが望ましい。

(意見2) 暴力団排除の確認

個別の交付要綱に暴力団排除規定の定めがない場合であっても、基本となる山梨県補助金等交付規則に定められている暴力団排除規定について、より一層チェック機能を働かせ、確認を行っていくことが望ましい。

(65) 県体育協会事業費等補助金（スポーツ健康課）

1 補助金の概要

(1) 補助事業の目的・趣旨

アマチュアスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を育成するため、公益財団法人山梨県体育協会が実施する事業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

スポーツ基本法、山梨県補助金等交付規則、公益財団法人山梨県体育協会事業費等補助金交付要綱（以下、「交付要綱」とする。）

(3) 創設年度 / 終期

昭和 45 年 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

体育協会の運営、青少年のスポーツ推進に係る事業、境川自転車競技場の管理運営に係る事業、競技力向上対策本部に係る事業、国民体育大会に出場する選手団の服装等に係る事業、クレール射撃競技の練習場確保に係る事業及びその他教育長が認めた事業を補助金対象事業とする。

(5) 補助金対象経費及び補助率

事業等の区分	補助金対象経費	補助率
体育協会の運営	人件費、退職給与引当金、その他財団運営に係る経費（食糧費は除く）	定 額
青少年のスポーツ推進に係る事業	スポーツ少年団活動推進費 ・ジュニアリーダー養成、指導者研修に係る経費	1 / 2 以内
	スポーツ大会開催費 ・競技団体が開催するスポーツ大会のうち、体育協会が助成した経費	定 額
	スポーツ医・科学費 ・スポーツ医・科学に関する事業のうち、スポーツ少年団の指導者や中学校部活動顧問を対象とした研修会の開催に係る経費	
	スポーツ交流費 ・スポーツ国際交流や東京オリンピック関連の事業に係る経費	
境川自転車競技場の管理運営に係る事業	人件費、退職給与引当金、その他施設の管理運営に係る経費（食糧費は除く）	定 額
競技力向上対策本部に係る事業	競技力の向上、指定強化等、競技力向上のための条件整備にかかる経費	定 額
国民体育大会に出場する選手団の服装等に係る事業	国体参加選手団の参加料・服装費	定 額
クレー射撃競技の練習場確保に係る事業	競技力の向上を図るため、競技者が県内外の射撃場を利用する経費のうち、体育協会が助成した経費	定 額
その他教育委員会が認めた事業に係る事業	その他教育委員会が認めた事業に係る経費	定 額

(6) 補助金の推移（過去5年間）

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	177,908	176,613	163,788	173,251	175,356
（運営費）	85,592	81,964	74,868	80,648	81,475
（青少年）	-	-	-	2,376	2,026
（境川）	11,940	10,395	9,930	10,175	10,323

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(競技力)	75,408	79,286	74,022	76,591	76,591
(服装等)	2,527	2,527	2,527	1,020	2,500
(クレー)	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441
決算額	167,648	163,630	159,545	170,523	171,342
(運営費)	78,268	72,012	73,316	78,765	80,394
(青少年)	-	-	-	1,823	1,476
(境川)	11,265	9,816	9,847	10,031	9,879
(競技力)	74,704	78,511	73,044	76,526	75,191
(服装等)	970	850	897	937	1,961
(クレー)	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441

(注1) 表中「運営費」は「体育協会の運営」、「青少年」は「青少年のスポーツ推進に係る事業」、「境川」は「境川自転車競技場の管理運営に係る事業」、「競技力」は「競技力向上対策本部に係る事業」、「服装等」は「国民体育大会に出場する選手団の服装等に係る事業」、「クレー」は「クレー射撃競技の練習場確保に係る事業」を指す。

(注2) 表中「競技力」の額については、「スケート国体等選手強化費」を含む。

(7) 交付先

公益財団法人山梨県体育協会（以下「県体育協会」という。）

(8) 実績報告書

県体育協会は交付要綱第7条により、補助対象事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定した翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、事業報告書に添付書類を添えて教育長に提出しなければならない。

事業実施報告書、収支決算書、事業別決算内訳書などが添付された実績報告書が県体育協会から県に対して平成29年4月10日に提出されている。県は実績報告書の提出を受け、実績報告書の内容確認を行っている。

2 検討

(1) 消費税仕入税額控除に関連した補助金交付要綱の整備

消費税の課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から課税仕入に係る消費税額等の全部又は一部を控除した額を消費税として申告し納付することとなっている。そのため確定申告の際、補助事業にかかった経費の税額を控除することで申告納税する消費税がその

分少なくともなくなる場合がある。

しかしながら、県体育協会から消費税の確定に伴う報告がなければ、県は、県体育協会がどのような申告（処理）を行っているか把握することができない。

現状では、当該事態を防止するための補助事業者が課税事業者の場合の消費税及び地方税の取扱い等に関する事項が交付要綱に規定されていない。

出納局で作成している補助金交付要綱作成の手引きには次のような記載がある。

10 その他必要な事項

(1) その他必要な事項を列記すること

- ア 補助事業者が課税事業者の場合の消費税及び地方消費税の取扱い並びに仕入税額の確定に伴う返還に関する事

補助金交付要綱に「補助金に係る消費税仕入税控除の報告」に係る規定を追加し、県は県体育協会に消費税仕入税額控除額を報告させ確認を行う必要がある。

3 指摘及び意見

(指摘) 消費税仕入税額控除の報告に係る規定の追加

補助事業者が課税事業者の場合の消費税及び地方消費税の取扱い等に関する事項が補助金交付要綱に規定されていない。交付要綱に「補助金に係る消費税仕入税控除の報告」に係る規定を追加し、県体育協会に消費税仕入税額控除額を報告させ確認を行う必要がある。

(66) スポーツ・レクリエーション祭山梨県実行委員会事業費補助金(スポーツ健康課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

山梨県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会が行う第28回山梨県スポーツ・レクリエーション祭の開催費及び実行委員会の運営費の補助を目的とする。本祭典は、県民が本祭典をとおしてスポーツ・レクリエーションを楽しみ、交流を深め、生涯スポーツ振興を図ることを目的に実施する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県スポーツ・レクリエーション祭山梨県実行委員会事業

費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成元年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

山梨県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会が行う事業のうち必要と認める事業である。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、実行委員会が実施する補助対象事業に直接必要と認める経費である。
補助率は定額である。

(6) 補助金の推移 (過去 5 年間)

(単位 : 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,709	4,239	4,239	4,239	4,094
決算額	4,649	4,167	4,181	4,123	4,031

(7) 交付先

山梨県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会 (事務局は、公益財団法人山梨県体育協会に設置)

(8) 実績報告書

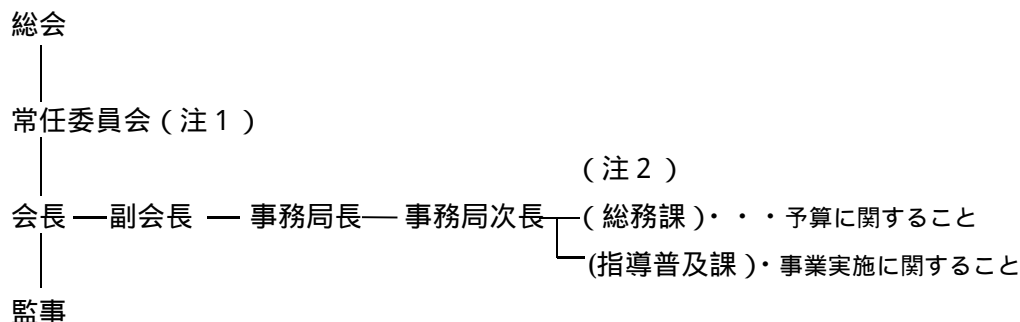
事業報告書、収支決算書、第 28 回山梨県スポーツ・レクリエーション祭種目別事業費補助金内訳が添付された実績報告書が平成 29 年 4 月 5 日に提出されている。

実績報告書の提出を受け、県は提出された書類により補助金対象経費であることを確認している。また、この決算書に関して監事による監査が行われており、監査報告書を実行委員会より提出させている。

2 検討

(1) 監事の人選

実行委員会の組織は次のとおりである。



(注1) 常任委員は、常任委員会を構成し、本会の運営のため必要な事項を審議する。

(注2) ()は、事務局を設置してある公益財団法人山梨県体育協会の組織名称。

実行委員会の監事は2名であるが、1名は県職員(スポーツ健康課課長のA氏)であり、もう1名が外部の者(山梨県スポーツ推進委員協議会副会長のB氏)である。

平成28年4月6日開催の平成28年度山梨県スポーツ・レクリエーション祭山梨県実行委員会総会資料によると、B氏は山梨県スポーツ推進委員協議会副会長の立場で実行委員会の監事に就任しているが、実施種目である山梨県バウンドテニス協会会長の立場で実行委員会の委員(常任委員ではない)にも就任している。

補助金4,031千円の多くは、実施種目である19団体に対する大会開催費補助金として支出される。上述のとおり、監事のB氏は、実行委員会より実施種目の大会開催補助金の支給を受ける山梨県バウンドテニス協会の会長も兼ねている。

監査は第三者によるチェックであり、B氏が監査を行うことは自己監査に該当する。

3 指摘及び意見

(意見) 監査体制の構築に係る指導監督

当該補助金は、交付先から各種実施種目団体に大会開催費補助金として支給されるが、それを受ける実施種目団体の役員が大会実行委員会の監事となっており、自己監査となっている。

その組織の内部統制組織に問題がある団体に補助金を交付することは、適正な補助金の使用に問題が生じる危険性があるため、交付先内部で適正な監査体制が構築されるよう、監事の人選について指導監督することを望む。

(67) いきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金（スポーツ健康課）

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

高齢者がスポーツを通じて健康の保持・増進に努め、明日への活力と希望を蓄えることを目的として開催される「いきいき山梨ねんりんピック」の各種イベントのうち、高齢者総合スポーツ大会に関する費用を補助する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

平成5年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

実行委員会が高齢者総合スポーツ大会実施要領に基づく事業で、必要と認める事業である。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は、実行委員会が実施する補助金対象事業に直接必要と認める経費である。補助率は定額である。

(6) 補助金の推移（過去5年間）

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	900	810	730	730	700
決算額	900	810	730	730	700

(7) 交付先

いきいき山梨ねんりんピック実行委員会

(8) 実績報告書

事業報告書、収支決算書、その他参考書類として高齢者総合スポーツ大会の競技ごとの経費一覧が添付された実績報告書が平成 29 年 1 月 11 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、支出に関する領収書のコピーを徴して補助対象経費であることを確認している。

2 検討

(1) 間接補助における各種目団体から実行委員会への実績報告書提出の遅れ

県は、実行委員会が大会終了後に各種目団体から実行委員会に提出された実績報告書の最終受理日が平成 29 年 1 月 6 日であるので、これを事業完了日としている。そうすると、実績報告書の提出期限はその 1 か月後の平成 29 年 2 月 6 日となり、平成 29 年 1 月 11 日の実績報告書の提出は提出期限内となる。

しかし、「いきいき山梨ねりんピック 2016 高齢者総合スポーツ大会」実施の日は平成 28 年 9 月 24 日であり、実行委員会が各種目別団体に交付する補助金に関する「いきいき山梨ねりんピック種目別事業費補助金交付要綱」では、原則としてこの事業完了日から 1 か月後まで、すなわち最も遅くて平成 28 年 10 月 24 日までに、各種目別団体から実行委員会に実績報告書を提出すべきとなっている。これが実行委員会としての事業完了日であり、ここから原則として 1 か月後までに、実行委員会は県に実績報告書を提出する必要があった。

すなわち、間接補助を受けている各種目団体から実行委員会への実績報告書の提出が、実行委員会の補助金交付要綱に反して期限後となっていた。

(2) 収支決算書の様式の問題

実績報告書の参考資料にある「いきいき山梨ねりんピック 2016 高齢者総合スポーツ大会」の経費一覧には、各種目別団体の経費合計金額が、支出科目ごとに金額が記載されている。その記載内容は次のとおりである。

科目	支出額	備考
需用費	52,492 円	賞状印刷代
役務費	55,842 円	スポーツ大会傷害保険
使用料及び賃借料	77,585 円	会場使用料
高齢者総合スポーツ大会補助金	927,000 円	大会数 10 種目
支出計	1,112,919 円	

これに対し、実績報告書の添付資料である収支決算書の記載は次のとおりである。

【収支決算書決算額】(A表)

収入の部	補助金	700,000 円	山梨県教育委員会からの補助金
支出の部	需用費	30,000 円	各種目団体への補助金
	役務費	55,000 円	
	使用料及び賃借料	55,000 円	
	補助金	560,000 円	
支出合計		700,000 円	

700,000 円の補助金は全て高齢者総合スポーツ大会の事業費に使われているという前提のもと、この700,000 円を各費用科目に配分することにより各科目の決算額としているが、特に配分する基準などは設けていないとのことであった。結果として、各種団体への補助金総額 927,000 円のうち 560,000 円、需用費総額 52,492 円のうち 30,000 円、役務費総額 55,842 円のうち 55,000 円、使用料及び賃借料総額 77,585 円のうち 55,000 円が山梨県教育委員会からの補助金から支出されたものとして収支決算書が作成されてはいるが、それぞれの金額自体に意味は無いものとなっている。

むしろ、高齢者総合スポーツ大会全体の経費を収支計算書に記載し、その一部は補助金を財源とし、それ以外は他の収入が財源となっていることが分かればよい。それを踏まえると、事業報告としての収支決算書は、次の様式が望ましい。

【収支決算書決算額】(B表)

収入の部	補助金	700,000 円	実行委員会の他の財源
	その他の収入	412,919 円	
収入計		1,112,919 円	
支出の部	需用費	52,492 円	賞状印刷代
	役務費	55,842 円	スポーツ大会傷害保険
	使用料及び賃借料	77,585 円	会場使用料
	補助金	927,000 円	大会数 10 種目
支出計		1,112,919 円	

なお現在の様式(A表)では、決算額の右側に交付決定額の列があり、収入および各支出科目において決算額と同額が記載されている。本来、交付決定される金額は補助金であり、このように無理に各支出科目に補助金を割り振るため、説明のつかない金額で各支出

科目に補助金額を配分することになっていると言える。

3 指摘及び意見

(指摘) 間接補助対象者から交付先への実績報告書提出時期の指導等

間接補助をしている各種目団体から、いきいき山梨ねんりんピック実行委員会への実績報告書の提出が、実行委員会の補助金交付要綱の規定に反して期限後となっている。これでは、補助金が適正に使用されたか、成果はどうかなどについて、適時に確認するという補助金交付要綱の趣旨にも反してしまう。

各種目団体から実行委員会への実績報告書を規定どおり速やかに提出させるよう、いきいき山梨ねんりんピック実行委員会に対して指導監督する必要がある。

(意見) 実績報告書の収支計算書の様式

実績報告書に添付された収支計算書は補助金対象事業の全体が反映されておらず、高齢者総合スポーツ大会に関する収支の実態が反映された決算書ではない。

いきいき山梨ねんりんピック実行委員会に対し、高齢者総合スポーツ大会に関する全ての収入及び支出を計上した収支決算書を作成できるよう、各種様式の改善等するよう指導することを望む。

(68) 小中学校体育連盟補助金 (スポーツ健康課)

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

学校体育の振興を推進するため、県小中学校体育連盟の事業のうち中学運動部活推進部指定事業に対して補助を行う。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県学校体育団体等関係事業費補助金交付要綱

(3) 創設年度 / 終期

昭和 62 年度 / 終期なし

(4) 補助金対象事業

中学校の部活動における強化合宿、交流試合、技術講習会等に関する事業である。

(5) 補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は補助対象事業に要する、ア コーチの報償費、イ 旅費、ウ 需用費(消耗品費、食糧費)、エ 役員費、オ 使用料及び賃借料、カ 備品購入費である。

補助率は、1 運動部につき定額 4 万円を 116 部に補助し、その補助金総額は 4,640 千円である。

(6) 補助金の推移(過去 5 年間)

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640
決算額	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640

(7) 交付先

山梨県小中学校体育連盟

(8) 実績報告書

事業報告書、収支決算書及び選定された部の収支実績報告書一覧(各学校から提出された実績報告を一覧にまとめた書類)等が添付された実績報告書が、平成 29 年 3 月 1 日に提出されている。実績報告書の提出を受け、県は提出された実績報告書及び添付書類により補助金対象経費であることを確認している。

2 検討

(1) 各学校の支出内容の費目の差

補助金を受給した 116 部のうち、計画と実施報告の支出費目が異なる部が 41 部あった。特に、支出内容の差があるものの一例を挙げると次のとおりである。

【計画と実績の対比】

学校	部活動	支出費目	計画	実績
A	野球部	需用費（消耗品費）	10,000 円	40,000 円
		備品購入費	30,000 円	0 円
B	バスケット部男子	需用費（消耗品費）	40,000 円	0 円
		旅費	0 円	40,000 円

需用費（消耗品）とは、物品のうち短期間の使用によってその性質又は形状を失い、使用に耐えなくなるものの取得に要する経費であり、備品購入費は、物品のうち比較的長く使用し、かつ保存できるものである。需用費（消耗品費）と備品購入費はいずれも物品の購入であり性格は同じであるが、耐用期間、永続性、同一性の保持、価額等により、どちらかに区別される。上記表のA野球部は、ベース等の物品購入を計画していたが全額バットの購入に補助金が使われたとのことであり、費目は異なるがいずれも物品の購入である。

これに対し、旅費は遠征時の交通費等でサービスの対価であり、需用費（消耗品費）及び物品購入費とは、その性格を異にする経費である。

実際に計画と実績が異なるものの多くは上記A野球部のような需用費（消耗品費）と備品購入費の内訳の違いである。この場合は事業内容変更承認を不要とする判断で問題ないと思われる。

しかし、Bバスケット部男子の場合は、物品の購入からサービス対価である旅費への変更である。このような支出の性格の異なる費目への変更は、補助金対象事業を当初の事業計画とは異なる事業に変更したと解すべきであり、「補助目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないもの」には該当しない。

3 指摘及び意見

（意見）事業計画の具体化に係る指導等

補助金対象の支出内容で計画と実績が異なるものがあり、変更の態様は、支出の性格が同じ費目への変更と異なる費目への変更の2種類が見受けられる。

いずれも広い意味では交付目的を達成する効果的な支出と思われるが、需用費(消耗品費)から旅費への変更といった支出の性格が異なる変更については、本来事業計画の変更となる。

よって今後、山梨県小中学校体育連盟が各学校に対し当初計画を具体的に決めていく指導をするよう、県は山梨県小中学校体育連盟を指導監督することを望む。